

修正部分に下線

倉敷市地域防災計画 倉敷市水防計画

令和5年1月

倉敷市防災会議
倉敷市

倉敷市地域防災計画

倉敷市防災会議

倉敷市地域防災計画の経緯

倉敷市地域防災計画は、昭和36年に制定された災害対策基本法に基づき、昭和37年10月13日に初版が策定された。

昭和42年2月の倉敷、児島、玉島三市の合併に伴い、地域防災計画全般を修正し、昭和43年に倉敷市地域防災計画を作成した。その後、市域の工業化、都市化の進展に伴い状況が変化したため、これに対応した防災計画とするため、昭和47年4月に計画の全編について検討を加え、水島臨海工業地帯防災計画を編入し今日に至った。しかし、その間の昭和49年12月に起きた三菱石油(株)水島製油所の重油流出事故は、石油コンビナート防災対策に新たな問題を提起し、昭和50年12月石油コンビナート等災害防止法の制定をみるに至った。これに基づき岡山県では、昭和52年3月に岡山県石油コンビナート等防災計画を策定した。このため、特別防災区域に指定された水島臨海地区は、市地域防災計画から除くこととなり、大幅な改正を行った。また、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、震災対策編を平成9年2月に策定した。

平成15年12月、本市が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたため、震災対策編第4章として東南海・南海地震防災対策推進計画を加えたほか、平成16年の台風16号による未曾有の高潮被害を踏まえ、新たに風水害等対策編第4章として高潮対策を策定追加した。

平成17年8月1日真備町、船穂町の合併に伴い倉敷市地域防災計画及び水防計画の全般にわたり修正を加えた。

平成23年の東日本大震災を教訓として、地震、津波対策の強化を図るとともに、近年の災害の状況を踏まえ、倉敷市地域防災計画について全般にわたり修正を加えた。

平成24年度の災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの「南海トラフ巨大地震対策についての最終報告」、県独自の南海トラフの巨大地震の被害想定など、主に南海トラフの巨大地震対策などを中心に、大規模広域的な災害に対する対策の強化等の修正を行った。

平成25年度の災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正により、市民等の円滑かつ安全な避難の確保や被災者保護対策の改善等の修正を行った。また、県等が推計した断層型地震の被害想定を掲載するとともに、平成26年3月31日に本市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたため、地震、津波災害対策編第4章を南海トラフ地震防災対策推進計画に改めた。

平成26年度の災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正により、放置車両及び立ち往生車両対策の強化等の修正を行った。

平成27年度の水防法の改正や平成28年の国の防災基本計画の修正により想定し得る最大規模の洪水、雨水出水、高潮について想定するよう修正を行った。

平成28年の熊本地震や台風第10号の災害などを受けた国の防災基本計画の修正や県地域防災計画の修正により、輸送拠点を設け、物資輸送を円滑化することなどについて修正を行った。

風水害対策編に大規模災害時の物資の受入れについて記載するなどの修正を行った。

平成30年7月豪雨災害における災害対応に関する検証報告をふまえ、風水害対策編を全般的に修正した。

令和2年度に南海トラフ地震防災対策推進計画に「時間差発生等における円滑な避難の確保等」について追加した。

令和3年度の災害対策基本法の改正等を踏まえ、避難勧告、避難指示の一本化など、避難情報のあり方を包括的に見直した。

令和4年度に盛土による災害の防止に向けた対応等について追加した。

令和5年1月

倉敷市防災会議

目次

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1	計画の目的及び基本理念	1
第2	計画の構成	2
第3	災害の想定	3
第4	用語の意義	5

第2節 防災会議

第1	倉敷市防災会議	7
第2	岡山県防災会議	7
第3	防災計画等の作成又は修正	7

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1	実施責任	8
第2	処理すべき事務又は業務の大綱	9

第4節 倉敷市の概況

第1	自然的条件	19
第2	社会的条件等	20

第2編 風水害等対策

第1章 災害予防計画

第1節	防災活動の環境整備	
第1	防災知識の普及	21
第2	防災訓練	24
第3	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	27
第4	防災ボランティアの養成等計画	30
第5	市民及び事業者の地区防災活動の推進	30
第6	災害教訓の伝承	31
第2節	防災施設、資機材の調査・整備・点検	
第1	災害危険箇所の把握	32
第2	気象通信施設整備	32
第3	災害応急資機材、備蓄等	33
第4	指定緊急避難場所、指定避難所	34
第3節	要配慮者等の安全確保	
第1	要配慮者対策	36
第2	帰宅困難者対策	40
第4節	災害予防対策	
第1	風水害対策	41
第2	土砂災害対策	45
第3	文教対策	48
第4	火災予防対策	50
第5	道路災害予防対策	52
第6	鉄道災害予防対策	53
第7	海上、港湾災害予防対策	54
第8	危険物災害等特殊災害予防対策	56
第9	災害廃棄物処理対策	59
第5節	防災対策の整備、推進	
第1	緊急物資等の確保計画	60
第2	公共用地等の有効活用	61
第3	被災者等への的確な情報伝達活動	61
第4	災害対策業務のデジタル化	61
第5	応急体制の整備関係	61

第2章 災害応急対策計画

第1節	防災組織、体制	
第1	災害対策本部等市防災組織	65
第2	災害対策現地連絡調整本部	70
第2節	災害情報通信	
第1	災害気象予報及び警報等伝達	71
第2	災害報告と通信連絡	79
第3	災害広報	84
第3節	罹災者救護及び市民保護	
第1	災害救助法の適用について	86
第2	避難	92
第3	救助	111
第4	飲料水の供給	112
第5	食料の供給	113
第6	生活必需品等の給与又は貸与	114
第7	住宅の仮設、応急修理	115
第8	障害物除去及び災害廃棄物の処理	116
第9	医療、助産、公衆衛生活動	117
第10	遺体、行方不明者捜索及び収容、埋火葬	120
第11	防疫及び公衆衛生	122
第4節	ライフライン（電気、ガス、水道）の機能確保	
第1	電気	124
第2	ガス	124
第3	水道	125
第4	工業用水道施設	126
第5節	災害の拡大、二次災害、複合災害の防止及び応急復旧活動	127
第6節	文教対策	
第1	児童生徒等の安全措置	128
第2	教材学用品等の支給	128
第3	教育施設の確保	129
第4	社会教育施設等の保護	129
第5	学校等の運営	130
第7節	緊急輸送の確保	
第1	交通規制	131
第2	輸送	132
第3	交通の確保	133
第4	緊急輸送	134
第8節	水防	135
第9節	消防	136
第10節	事故災害応急対策	
第1	海上、港湾災害対策	139
第2	危険物等保安対策	144
第3	放射性物質事故対策	146
第4	地下埋設ガス導管等保安対策	148
第11節	集団事故総合救急対策	150
第12節	応援、派遣、雇用	
第1	自衛隊派遣要請	152

第2	その他応援及び雇用	154
第13節	ボランティアの受入れ、活動支援計画	156
第14節	救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画	157
第15節	義援金品の募集、受付、配分	160

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	162
第2節	迅速な原状復旧の進め方	162
第3節	計画的復興の進め方	163
第4節	被災者等の生活再建等の支援	164
第1	罹災証明の交付	166
第2	被災者の自立的生活再建支援	166
第3	低所得者及び生活困窮者に対する支援	169
第4	従事者の公務災害補償等	170
第5節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	171
第6節	公共施設等災害復旧事業	171
第7節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	172
第8節	復興本部	
第1	復興本部の設置	174
第2	復旧・復興本部の役割及び災害対策本部との関係	174
第3	市復興本部の設置	174

第4章 高潮対策

第1節	総 論	175
第2節	防災体制	175
第3節	災害復旧	180
第4節	高潮防災施設等の強化	180
第5節	防災意識の啓発と教育	181

第3編 地震、津波災害対策

第1章 総 則

第1節	過去に発生した地震、津波の履歴	183
第2節	断層型地震の被害想定	
第1	断層を震源とする地震	187
第2	被害想定	188
第3節	南海トラフの巨大地震の被害想定（岡山県の想定）	
第1	南海トラフを震源とする地震	194
第2	南海トラフの巨大地震による震度分布、液状化の概況	197
第3	倉敷市の震度分布図	198
第4	倉敷市の液状化危険度分布図	200
第5	倉敷市の津波浸水想定図	202
第6	人的、物的被害想定結果	206
第7	減災効果	210
第8	被害想定を活かす	213
第4節	地震、津波災害対策の基本的方向	214
第5節	津波災害対策の基本的な考え方	215

第2章 地震、津波災害予防計画

第1節	自立型の防災活動の促進	
第1	防災知識の普及啓発計画	216
第2	防災教育の推進計画	219
第3	自主防災組織の育成	219
第4	防災ボランティアの養成等計画	222
第5	市民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加	222
第6	要配慮者等の安全確保計画	222
第7	物資等の確保計画	222
第2節	地震、津波災害に備えた体制の整備計画	
第1	災害応急体制整備計画	226
第2	情報の収集連絡体制整備計画	231
第3	救助、救急、医療体制、公衆衛生活動整備計画	231
第4	指定緊急避難場所整備計画	233
第5	避難及び避難所の設置、運営計画	233
第6	公的機関等の業務継続性の確保	234
第3節	地震、津波に強いまちづくり	
第1	建築物、宅地、まちの不燃化、耐震化計画	235
第2	公共施設等災害予防計画	237
第3	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	241
第4	崖地、液状化対策等	243
第5	廃棄物処理体制整備計画	244
第6	火災予防計画	244
第7	津波災害予防計画	245

第3章 地震、津波災害応急対策計画

第1節	応急体制	
第1	応急活動体制	248
第2	地震、津波情報の種別と伝達計画	250
第3	被害情報の収集伝達計画	256
第4	災害救助法の適用	257
第5	広域応援	257
第6	自衛隊災害派遣要請	258
第7	津波災害応急対策計画	258
第2節	緊急活動	
第1	救助計画	259
第2	資機材調達計画	259
第3	救急、医療計画	259
第4	避難	263
第5	道路啓開	264
第6	交通の確保、緊急輸送計画	265
第7	消火活動に関する計画	267
第8	危険物施設等の応急対策計画	268
第9	救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画	270
第10	ボランティアの受入れ、調整計画	270
第3節	市民生活の安定を図る活動	
第1	要配慮者支援計画	272
第2	被災者に対する情報伝達広報計画	273
第3	社会秩序の維持	275
第4	食料の供給計画	275
第5	飲料水の供給計画	276
第6	生活必需品等の給（貸）与計画	276
第7	遺体の搜索、処理、埋火葬計画	277
第8	災害時廃棄物等応急処理計画	277
第9	防疫及び保健衛生計画	278
第10	文教対策計画	280
第4節	機能確保活動	
第1	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	282
第2	住宅応急対策計画	285
第3	公共施設等応急対策計画	286

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	
第1 計画の目的	288
第2 南海トラフ地震防災対策推進地域	288
第3 南海トラフ地震の被害の特徴	288
第2節 関係者との連携協力の確保	
第1 資機材、人員等の配備手配	289
第2 他機関に対する応援要請	289
第3 帰宅困難者への対応	289
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1 津波からの防護のための施設の整備等	290
第2 津波に関する情報の伝達等	290
第3 避難指示等の発令基準	291
第4 避難対策等	291
第5 消防機関等の活動	292
第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	292
第7 交 通	293
第8 市自らが管理等を行う施設等に関する対策	294
第9 迅速な救助	295
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第1 南海トラフ地震とは	296
第2 南海トラフ地震に関連する情報	296
第3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	297
第4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	298
第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	298
第6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	301
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	303
第6節 防災訓練計画	304
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	305
第8節 南海トラフ地震防災対策に係る施策目標等	306

第5章 地震、津波災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興計画	
第1	地域の復旧・復興の基本方向の決定	307
第2	被災者等の生活再建等の支援	307
第3	公共施設等の復旧・復興計画	309
第2節	財政援助等	
第1	災害復旧事業に伴う財政援助、助成計画	311
第2	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	311
第3	義援金品等の配分計画	311
第3節	復興本部	
第1	復興本部の設置	312
第2	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	312
第4節	復興計画の策定	
第1	基本方針の決定	312
第2	復興計画の策定	312
第3	復興計画の内容	313
第4	復興財源の確保	313
第5節	市復興本部の設置及び市復興計画	
第1	市復興本部の設置	313
第2	市復興計画	313

倉敷市地域防災計画

(第1編 総 則)

第1章 総 則

第1節 総 則

第1 計画の目的及び基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、倉敷市域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第1項第2号に規定する「石油コンビナート等特別防災区域：水島臨海地区」を除く区域をいう。以下同じ。）に係る防災に関し、倉敷市及び防災関係機関、団体等が処理すべき事務又は業務の大綱、更には市民の役割について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市域の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。災害対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画、岡山県国土強靱化地域計画及び倉敷市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県及び市並びに指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。平成30年7月豪雨災害を踏まえ、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努め、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市、事業者、市民等が一体となって最善の対策を講じていく。

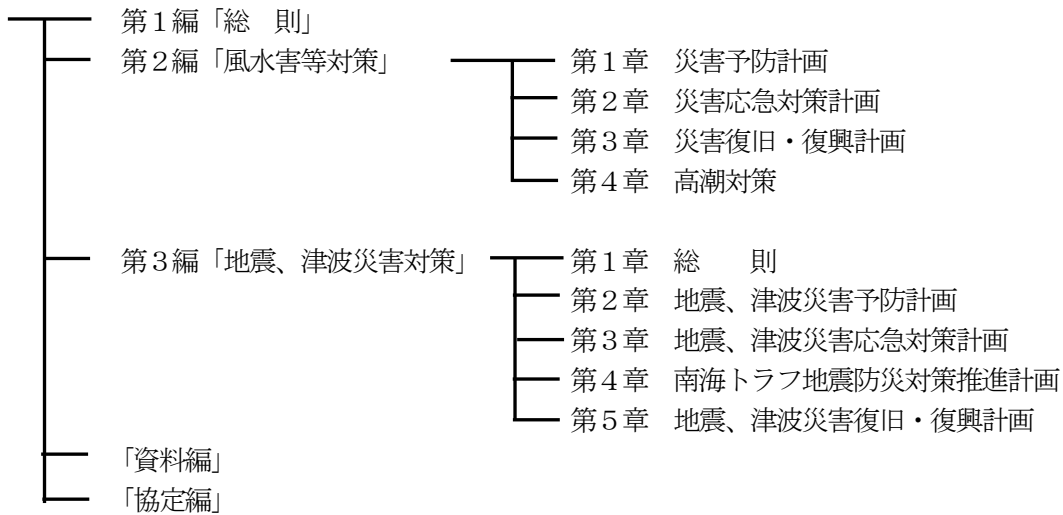
また、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。

第2 計画の構成

本計画は、「風水害等対策」編、「地震・津波災害対策」編の2本柱をもって構成し、その内容については、水防法（昭和24年法律第 193号）に基づく「倉敷市水防計画」とも十分調整し、「岡山県地域防災計画」との整合を図るものとする。

また、これを補完するため「資料編」及び「協定編」を別冊で作成する。

倉敷市地域防災計画



第3 災害の想定

本計画は、倉敷市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業等の社会的条件、並びに過去における各種災害状況を勘案したうえで、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り等の自然災害と火災、爆発、交通事故等の人為災害など、発生し得る災害を想定する。

資料編〈第1 倉敷市における主な災害〉

1 自然災害

(1) 暴風

季節風、低気圧の接近による一時的な強風に見舞われることがあるが、台風の接近時には最大瞬間風速30メートル毎秒に達する暴風となることがあり、沿岸部では高潮、波浪による被害、海上では船舶の海難事故の原因となり、陸上においては、農作物の被害が大きい。

(2) 竜巻

発達した積乱雲の下や近辺では、竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすく、台風シーズンの9月に発生が最も多く確認されている。竜巻は、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす。

(3) 洪水

大雨や融雪などを原因として、河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること及び堤防等から河川敷の外側に水があふれることをいう。短い時間で集中的に降る時より、川の流域の広い範囲で長く降り、降り始めからの総雨量が多い時の方が起こりやすい。下流ではあまり降っていないなくても、上流で降った雨が下流で洪水となることもある。被害は、著しく広大になる。

(4) 雨水出水

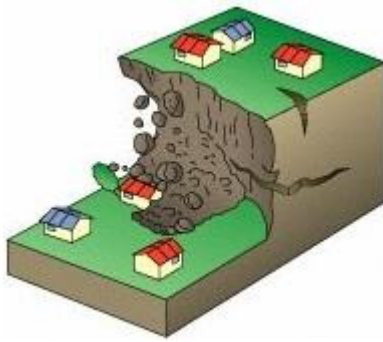
一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川等に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。大雨は、梅雨前線等によるもの（長雨を含む。）、台風のもたらすもの、著しく発達した積乱雲による集中豪雨などで、6月から9月にかけて最も多く、一般的に1日降雨量80ミリメートル程度から局地的な小規模の被害が起こり、100ミリメートル程度から被害が広範囲となる。

(5) 土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）

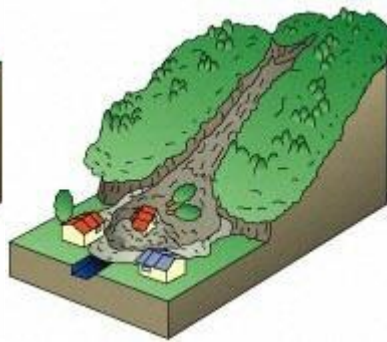
崖崩れとは、地中にしみ込んだ水が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいう。崖崩れは突然起きるため、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなる。

土石流とは、山腹、川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へ押し流されることをいう。その流れの速さは規模によって異なるが、時速20～40キロメートルという速さで一瞬のうちに人家や畑などを押し流してしまう。

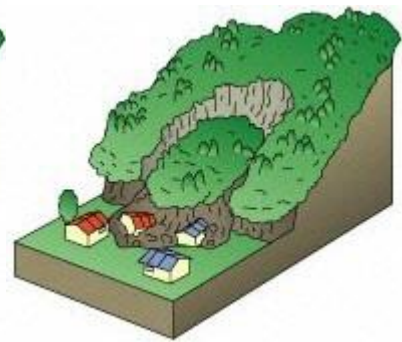
地滑りとは、斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方移動する現象をいう。一般に移動する土の量が大きいため、大きな被害を及ぼす。また、いったん動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難である。



崖崩れ



土石流



地滑り

近年は1時間に50ミリメートルを超えるような局地的大雨が増加している傾向にあり、各地で土砂災害が多発している。

(6) 高潮

市域沿岸に発生する高潮は、台風によるものと異常潮流の影響によるものとがある。台風による高潮は中心の気圧の低さに比例して高く、これに加えて風圧及び高波浪が作用し、異常な潮位となることがある。

(7) 地震・津波

第3編「地震・津波災害対策」第1章「総則」において、詳細を示すものとする。

2 人為災害

(1) 火災

出火原因としては、放火、放火の疑い、たばこ、こんろが上位を占めている。また、空気が乾燥する時期は、大火になる危険がある。火災には次のものがある。

ア 建物火災 イ 林野火災 ウ 車両火災 エ 船舶火災 オ 航空機火災 カ その他の火災

(2) 爆発、油流出

社会経済の進展に伴い、市民生活に都市ガス、プロパンガス、ガソリン等の危険物が普及し、ガス漏れや爆発の潜在的危険を増大させている。また、海、河川、用排水路等への油流出により、農作物、魚介類に被害が出るおそれがある。

(3) 交通事故

輻輳する道路において危険物運送車両の交通事故により誘発される災害の危険性があり、また、鉄道や船舶、航空機の事故による突発的な大規模災害の危険性がある。

3 その他

- (1) 自然災害により誘発されるもの 火災、爆発、油流出、有害物質の流出など
- (2) 開発行為が自然災害を増大させるもの 土砂災害、河川・水路の氾濫など

第4 用語の意義

この計画の中で使われている用語の意義は、次のとおりとする。

1 倉敷市関係

- (1) 本 部……………倉敷市災害対策本部をいう。
- (2) 現 地 本 部……………倉敷市現地災害対策本部をいう。
- (3) 防 災 計 画……………倉敷市地域防災計画をいう。
- (4) 本 部 長……………倉敷市災害対策本部長をいう。
- (5) 現地本部長……………倉敷市現地災害対策本部長をいう。
- (6) 防災関係機関……………倉敷市、岡山県及び市域内県出先機関、指定地方行政機関（災害対策基本法により内閣総理大臣が指定）、指定地方公共機関（災害対策基本法により県知事が指定）及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (7) 水 防 計 画……………水防法第32条に基づき、倉敷市が定める水防計画をいう。
- (8) 水 防 本 部……………水防計画に定める倉敷市水防本部をいう。
- (9) 水防本部長……………水防計画に定める倉敷市水防本部長をいう。

2 岡山県関係

- (1) 県 本 部……………岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県現地本部……………岡山県現地災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部……………県民局に設置される岡山県地方災害対策本部をいう。
- (4) 県防災計画……………岡山県地域防災計画をいう。
- (5) 県 本 部 長……………岡山県災害対策本部長をいう。
- (6) 県現地本部長……………岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (7) 県地方本部長……………岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (8) 県 警 察……………岡山県警察をいう。

3 その他

- (1) 避 難 場 所……………災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
- (2) 指定緊急避難場所……………災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したものをいう。
- (3) 浸水時緊急避難場所……………浸水想定区域の外へ避難する時間がない場合等に指定避難所の上層階等を活用して、緊急時に身の安全を確保するために一時避難する施設。
- (4) 避 難 所……………公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
- (5) 指定避難所……………災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したものをいう。
- (6) 要 配 慮 者……………高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者で、「避難行動要支援者」を含む。

- (7) 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2節 防災会議

第1 倉敷市防災会議

市域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市域の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市域に係る防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議する。

- (組 織) 会長 市 長
- 委員 ア 市域内指定地方行政機関の職員
- イ 市域内岡山県出先機関の職員
- ウ 市域内各警察署の警察官
- エ 市長の部内の職員
- オ 倉敷市教育委員会教育長
- カ 倉敷市消防局長及び倉敷市消防団長
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- ケ その他

資料編〈第6-2 倉敷市防災会議条例（昭和42年倉敷市条例第70号）〉

第2 岡山県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、都道府県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

第3 防災計画等の作成又は修正

1 防災計画

倉敷市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え必要があるときは、これを修正する。

市域の関係各機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、関係のある事項について計画修正案を倉敷市防災会議に提出する。また、防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに岡山県知事に報告するとともに、その要旨を広報紙、ホームページなどにより市民に周知させる。

2 地区防災計画

市は防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、倉敷市防災会議に諮り、防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 倉敷市

倉敷市は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 倉敷市

[市行政機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 高齢者等避難〔警戒レベル3〕、避難指示〔警戒レベル4〕、緊急安全確保〔警戒レベル5〕の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して応急的に安全安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (23) 被災者からの申請に応じて住家被害等の被害状況を網羅し、罹災証明書を交付する。

[倉敷市消防団]

- (1) 水、火災の予防、警戒防御を行う。
- (2) 救助、救出活動を行う。
- (3) 住民避難の誘導を行う。
- (4) 住民への予警報の伝達を行う。
- (5) その他災害現場の応急作業を行う。

2 岡山県

[県行政機関及びその出先機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく立退きの指示を行う。
- (9) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。
- (10) 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 水防管理団体が実施する水防活動及び市が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 県管理の公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (14) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (15) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (16) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (17) 県管理の公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (18) 救助物資、化学消火剤等必要資機材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- (19) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (21) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (22) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (23) 市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (24) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (25) 市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (26) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (27) 市が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (28) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (29) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (30) 有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

〔県警察（市内各警察署）〕

- （１） 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- （２） 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- （３） 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- （４） 救出救助及び避難誘導を行う。
- （５） 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- （６） 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- （７） 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- （８） 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

３ 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定するもの）

〔国土交通省中国地方整備局〕

（岡山河川事務所（高梁川出張所）、岡山国道事務所（玉島維持出張所））

- （１） 気象、水象について観測する。
- （２） 高梁川、小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- （３） 「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- （４） 「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- （５） 一般国道２号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

（宇野港湾事務所（水島港出張所））

- （１） 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- （２） 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
- （３） 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。
- （４） 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- （５） 港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

（共通）

緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

〔国土交通省中国運輸局、岡山運輸支局及び水島海事事務所〕

- （１） 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- （２） 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- （３） 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- （４） 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- （５） 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- （６） 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- （７） 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講ずる。

[第六管区海上保安本部（水島海上保安部）]

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 船舶交通の安全を確保し、海上輸送による人流、物流の途絶を防止するための措置を講ずる。
- (6) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (7) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
- (8) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (9) 危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

[大阪管区気象台岡山地方気象台]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報、また線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関等を通じて住民に提供しよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報等を関係機関に通知する。
- (6) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (7) 市が「地域防災における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- (8) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (9) 市、県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (10) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- (11) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[岡山労働局（倉敷労働基準監督署）]

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）適用事業所を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督

指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。

- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する指導監督等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災事業場労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国財務局岡山財務事務所]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地滑り対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者に対する貸与要請を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。

4 指定公共機関（内閣総理大臣が指定するもの）

[日本赤十字社]

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保する他、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[西日本電信電話株式会社]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報、地震情報、津波警報等を市町村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。

- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本放送協会]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配付についての協力を行う。

[中国電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社]

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関することを行う。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関することを行う。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関することを行う。

[西日本旅客鉄道株式会社]

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- (1) 災害時における県知事の車両借上要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社]

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[日本郵便株式会社]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

- (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払い戻しの取り扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分 of 猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

5 指定地方公共機関（県知事が指定するもの）

[各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。

(2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。

(3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[公益社団法人岡山県医師会]

(1) 医療及び助産活動に協力する。

(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

(3) 災害時における医療救護活動を実施する。

(4) 公益社団法人日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

注 公益社団法人日本医師会の編成する災害医療チーム

公益社団法人日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成（JMAT（ジェイマット））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社に準ずる。

[一般社団法人岡山県L P ガス協会]

- (1) L P ガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるL P ガス供給の確保を図る。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[公益社団法人倉敷市連合医師会]

- (1) 市長の要請又は通報により、所定の救護班、医療班の派遣出動に関すること。
- (2) 会員が開設又は管理する医療施設の臨時救護所、委託医療機関としての活用に関すること。
- (3) 会員が開設又は管理する医療施設との連絡調整に関すること。
- (4) その他災害時の緊急救護、医療に対する協力援助に関すること。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受入及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMA T（ディーマット）。以下「DMA T」という。）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。

注 DMA T

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命医療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送、地域医療搬送等を主な活動とする。

- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出しを行う。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（DPA T（ディーパット）。以下「DPA T」という。）の受入・派遣を行う。

注 災害派遣精神医療チームDPA T

災害の急性期（概ね72 時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム

[市域内企業及び土木建設業者]

- (1) 関係機関からの自衛消防隊等出動要請に協力する。
- (2) 災害緊急作業要員の抛出、作業用及び運搬用車両、船舶の出動、援助について協力する。
- (3) 水島港湾災害対策協議会、水島地区排出油等防除協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会等の定めによる防災活動の遂行について協力する。

[報道機関]

防災に関する報道についての迅速、正確な周知を図るための協力を行う。

[市域内運送関係事業者]

- (1) 災害時における車両、船舶の借上げ要請に対して協力する。
- (2) 災害応急対策について協力、援助する。

[産業・経済団体（農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、青年団、女性団体等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

第4節 倉敷市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

倉敷市は、岡山県南西部に位置し、南は瀬戸内海に面し、4市2町と市境を接している。

面積は、356.07平方キロメートル（令和4年国土地理院）で、県土の約5パーセントを占めている。

2 地 勢

岡山県南部に広がる岡山平野に位置し、この平野部を取り囲むように丘陵や山も広がっているが、概して高度は低く、斜面も緩やかである。南部の一部では、山が海に迫っているところがある。

この平野は、県下三大河川の一つである高梁川の堆積作用で形成された沖積平野と17世紀からの新田開発を目的とした干拓によって生み出されたものである。この平野部を中心とした市街地及び田園地帯の大半は標高の低い平野部である。

また、水島地区、玉島南東部地区及び児島塩生地区にまたがる水島臨海工業地帯は、高梁川の河口に形成された三角洲と沿岸一帯の遠浅海面を埋立て造成した地域で、昭和28年度から開発が進められたものである。

3 地 質

本市の地質は、平野部は概ね第4期新層に属する沖積層で山地・丘陵部は秩父古生層と花崗岩が主体であり、地盤状況は良好である。

しかしながら、居住地の大部分は、高梁川の堆積地及び瀬戸内海の埋立てで形成された干拓地に位置しており、大規模な地震発生時の液状化とそれに伴う建築物又は構造物の倒壊が憂慮されている。

4 気 候

気候は、乾燥内陸性の瀬戸内式気候で、晴天が多く、比較的雨が少ない。1991年から2020年までで、年平均気温は摂氏15.8度、年平均総降水量は1042.2ミリメートルである。また、南に瀬戸内海を介して急峻な四国山地があるため、台風が岡山県に直接上陸する件数もわずかで、その影響も比較的少なく、自然条件には恵まれた地域である。しかし、平成16年に連続して襲来した台風は、これまで経験したことのない高潮被害をもたらした。また、平成30年7月豪雨では、3日間にわたり275.5ミリメートルの雨が降る記録的な大雨により小田川が氾濫するなど甚大な被害をもたらした。市及び市民に大きな教訓を与えることとなった。地球温暖化による影響といわれている局地的な集中豪雨など、特異的な気象現象により災害が各地で発生しており、本市でも、このような災害への対策を講ずることが必要となっている。

第2 社会的条件等

1 人 口

令和2年国勢調査によれば、倉敷市の人口は474,592人、世帯数は199,082世帯であり、平成27年国勢調査に比較して、人口は2,526人減少し、世帯数は9,235世帯増加している。岡山県全体に占める人口の割合は約25.1パーセントである。

65歳以上の高齢化率は、令和4年3月末現在約27.8パーセントであるが、倉敷市第七次総合計画では、令和27年には35パーセントに迫ると予測されている。また、高齢化及び核家族化の進展に伴い高齢者の収容施設が多数建設され、利用されている。このような現状から、要配慮者の増加を考慮した防災知識の普及及び避難所の整備が急務となっている。

また、外国人の人口は、令和2年国勢調査によれば、4,361人で、国籍も種々であり、災害情報の通報及び被災者支援情報の伝達を円滑に行うことができるよう、対策が急がれる。

2 土地利用

近年の経済の高度成長、社会構造の変化に伴い、倉敷市でも工業化、都市化が進展し、都市周辺部における山地・丘陵部及び水田地帯の宅地化、いわゆるスプロール現象が進み、長雨や集中豪雨による土砂崩れ、湛水能力の低下による床下・床上浸水等の被害が発生している。

現在の倉敷市の土地利用は、宅地が 98.57平方キロメートル（27.7パーセント）、山林・原野 59.30平方キロメートル（16.7パーセント）、雑種地 19.64平方キロメートル（5.5パーセント）、田畑の合計が 64.69平方キロメートル（18.2パーセント）、その他113.42平方キロメートル（31.9パーセント）、となっている。（資料：固定資産概要調書、令和3年度値）

3 広域交通網

本市は、東西に国土軸を形成している基幹的交通軸上にあるとともに、南北にも四国や山陰と結ぶ広域交通網の結節点として、道路・鉄道などの主要な交通網が集中している。

広域的な高規格幹線道路である高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に瀬戸中央自動車道が整備され、四国の玄関口となっている。主要幹線道路としては、東西方向の国道2号、486号、南北方向の国道429号、430号が整備されており、県道及び主要な市道とともに本市の骨格的な道路網を形成している。

鉄道は、東西方向にJR山陽新幹線、JR山陽本線が、四国や山陰を結ぶ南北方向にJR本四備讃線、JR伯備線が運行されている。その他、倉敷地域と水島地域を結ぶ水島臨海鉄道や真備地区には井原鉄道も運行されている。

倉敷市地域防災計画

（ 第2編 風水害等対策 ）

第1章 災害予防計画

第1節 防災活動の環境整備

第1 防災知識の普及

1 目的

いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県等では、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、気候変動の影響も踏まえつつ、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、地理情報システム（GIS）及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るほか、多様な視点に立った防災意識の向上を進めるため防災の現場における女性の参画を拡大し、高齢者、障がい者、乳幼児、セクシュアル・マイノリティ等の多様性に配慮した防災体制の確立に努める。

2 普及事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 気象の知識
- (3) 防火、防災の知識
- (4) 平素の準備
- (5) 災害時の心得（避難場所、非常持出品、広域避難、その他）
- (6) 被災後の処置

3 普及方法

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクと、とるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図る。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）の克服等、必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

- (1) ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、講演会、パネル展等の実施により過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。
- (2) 生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして市民一人ひとりに実感させる。
- (3) 地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、公民館等の社会教育施設等を活用して、積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。
- (4) 教育機関及び民間団体等は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）、教職員、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。
- (5) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、首輪やマイクロチップ挿入等を用いた家庭動物の所有者明示、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、様々な条件下（屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認や避難所での行動、災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

- (6) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等男女共同参画の視点や、セクシュアル・マイノリティ並びに外国人等の視点にも十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、プライバシーが守

られにくい状況が生じるときは、性暴力等の発生が懸念されるため、平時からその対策を考えておく。

- (7) 市は、災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- (8) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の解錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- (9) 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を市民に周知し、理解と協力を得られるように努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。
- (10) 市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (11) 災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。
- (12) 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。
また、決壊した場合に大きな人的被害を与えるおそれのあるため池についても、順次ハザードマップ等を作成し、市民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
 - イ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し市民等に配布する。
 - ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
 - エ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を

含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い市民等に配布する。

オ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚や知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難情報の意味の理解の促進に努める。

カ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

キ 倉敷市緊急情報提供無線システムや緊急速報メール、倉敷防災ポータル等を通じた緊急情報の入手方法について、住民一人ひとりの適切な避難行動に資するよう、周知に努める。

(13) 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・二次災害防止、大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

(14) 市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第2 防災訓練

1 訓練の目的

被害を最小限度にとどめるためには、市、県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、市及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練を実施し、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

2 訓練の実施

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者があらかじめ設定された訓練効果を得られるように、倉敷市総合防災情報システム等の活用をはじめとして、訓練機材の使用環境及び実動時間等を具体的に考慮した内容に努め、参加者自身の判断も求められる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同で実施する。

ウ 避難・救助訓練

市、その他防災関係機関、防災計画に名称及び所在地を定められた地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 避難所開設・運営訓練

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

オ 情報収集伝達訓練

市、その他防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

カ 通信訓練

市、その他防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

キ 非常招集訓練

市、その他防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

ク 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ケ 危険物等特殊災害訓練

市、その他防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

コ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及び協定先企業等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期 ……防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所 ……災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法 ……市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、訓練を実施する。

(3) 水害特別防災訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練の実施を図る。

- ・被害情報収集及び伝達訓練
- ・避難指示等の発令・伝達訓練

3 市民、地域、企業の防災訓練計画

(1) 防災訓練項目

ア 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の市民に伝達する。

イ 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

ウ 避難訓練

各個人 ……避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

エ 給食給水訓練

炊出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

オ 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、胸骨圧迫、応急手当のほか、備付けの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用法に習熟する。また、救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

(2) 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

ア 市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

イ 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 目的

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが市民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、市民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 組織の育成

市は、地域住民、企業、施設等による自主的な防災組織の育成を図るものとする。研修や訓練の実施などにより防災意識の高揚を図るとともに、防災リーダーの育成、救助、救護のための資機材の充実を図る。

- (1) 女性防火クラブ
- (2) 少年消防クラブ
- (3) 幼年消防クラブ
- (4) 地域の自衛消防隊
- (5) 自主防災組織
- (6) 企業、施設等の自衛消防隊

資料編〈第3-1 自主防災組織の組織状況〉

3 自主防災組織の活動

市及び倉敷市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の活動に対する支援を行う。

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材の整備
 - オ 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救助・救急の実施及び協力
- エ 避難誘導の実施
- オ 炊出し、救助物資の配付に対する協力
- カ 要配慮者の支援

4 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化及び地区防災計画の策定

- (1) 市は、市民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- (2) 市は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- (3) 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- (4) 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- (5) 市は、(1)～(4)の活動等を通じて自主防災組織等に対し、法第42条第3項に規定する地区防災計画の策定を促す。
- (6) 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市等の推進活動を支援する。
- (7) 県は、市・市民等からの要望により地域へ出向き、自主防災組織の重要性及び必要性等に関する説明会等を行い、地域防災力の向上を図る。

5 防災組織の連携

市、倉敷市自主防災組織連絡協議会及び自主防災組織は、日常的な通報体制の確立など、市域内又は地区内の他の防災組織との連携強化を図る。

6 企業等事業所との災害時協力体制の構築

市は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力に係る協定の積極的な締結に努める。

7 企業防災の促進

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する

よう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (3) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- (4) 市及び県は、企業のトップから一般職員まで全職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (5) 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (6) 市及び県は、企業防災への取組に資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (7) 防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する避難確保計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- (8) 防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。
- (9) 防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

- (10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び、土砂災害防止法に定める避難確保計画を作成するとともに介護保険法関係法令、児童福祉法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第4 防災ボランティアの養成等計画

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することが容易に予想される。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当てをはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するなど、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携して活動できる活動環境の整備を図る。

特に、災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進めるうえで、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。したがって、災害時における専門ボランティアが迅速かつ効果的に活動できるよう、市内の災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳、翻訳及び建築物応急危険度判定）等の把握、養成、一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

そのためには、平常時より市と市社会福祉協議会は連携、協働し、災害ボランティアセンターの設置に係る事前準備を行うとともに、市社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣市町村の社会福祉協議会等と連絡応援体制の整備を図ることとする。

第5 市民及び事業者の地区防災活動の推進

1 目的

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を防災計画に定め「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 実施内容

- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成しこれを地区防災計画の素案として倉敷市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

- (2) 市は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、倉敷市防災会議に諮り、防災計画に地区防災計画を定める。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6 災害教訓の伝承

1 目的

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大規模災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 伝承方法

- (1) 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2節 防災施設、資機材の調査・整備・点検

第1 災害危険箇所の把握

災害の発生を未然に防止するとともに、迅速、的確な災害対策の実施を図るために、事前に災害危険区域を把握し、措置を講ずる。

1 調査要領

(1) 実施担当機関

市、その他防災関係機関、団体による合同調査とし、総括担当は市行政事務を分掌とする市各部課とする。なお、関係部局は積極的に参加する。

(2) 調査期日

毎年5月下旬から6月上旬までの間、ただし、措置状況等の調査は必要によって随時行う。

(3) 調査事項

資料編、様式による。

資料編〈第7-様式1号 災害予想警戒区域調査表〉

〈第7-様式2号 災害予想警戒区域調査結果報告書（ 地区）〉

(4) 実態調査後の協議

現地実態調査終了後、必要によって調査担当者の合同協議により災害程度の判定、措置方法、その他必要事項の再検討を行い、事前指導の対象となる施設等について万全を期する。

2 施設等の管理者への事前指導

(1) 指導の実施

調査及び協議の結果により、災害予防のため、事前措置の必要があると認められる施設等の管理者に対し、該当事項を所掌する機関が事前指導を実施する。

(2) 指導結果の確認及び再調査

事前指導による措置状況を確認するため、必要により、雨期又は台風時期前に再調査を実施する。

3 建物等の安全性の確保

(1) 安全対策

国、県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(2) 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 気象通信施設整備

1 気象業務

防災体制時に実施する次の事項が円滑、適正に行われるよう施設及び体制を整備する。

(1) 風向、風速、雨量及び湿度の観測等の担当部署は、観測情報を収集する。

気象観測装置設置場所

地 区	担 当 署	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	倉 敷 消 防 署	倉敷市白楽町	422－0119
水 島	水 島 〃	〃 水島北幸町	444－1190
児 島	児 島 〃	〃 児島小川1丁目	473－1190
児 島 塩 生	児島消防署臨港分署	〃 児島塩生	475－0119
玉 島	玉 島 消 防 署	〃 玉島八島	522－3515
真 備	玉島消防署真備分署	〃 真備町有井	698－2121

(2) 水位の観測及び状況把握

観測担当部署は、水位が水防団待機水位及び氾濫注意水位に達したときは、これを本部長に報告する。

ア 水防団待機水位に達したとき及び同水位に復したときは、その時刻を、また、水防団待機水位より氾濫注意水位に達するまでの間は、毎時又は30分ごとに状況を報告する。

イ 氾濫注意水位に達し、なお、増水の状況のときは20分ごとに状況を報告する。

ウ 最高水位に達し、減水に向かうときは、水位とその時刻を報告する。

資料編〈第3-3 水位、潮位の観測場所〉

2 通信施設

災害時において、通信施設は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するために不可欠であり、有事にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時、点検整備する。

有線施設（固定電話・FAX）、携帯電話（PHSを含む。）が不通の場合は次のとおりとする。

(1) 本部と地区本部及び現地との通信は、倉敷市緊急情報提供無線システム及び消防専用無線、衛星携帯電話により運用する。

(2) 地区対策本部

地区対策本部と現地との通信は、倉敷市緊急情報提供無線システム及び消防専用無線により運用する。

資料編〈第3-5 無線通信施設〉〈第3-6 衛星携帯電話保有状況〉〈第3-7 自家発電機保有状況〉

第3 災害応急資機材、備蓄等

1 資機材、備蓄施設、備蓄品等

(1) 気象用観測施設

(2) 水防用備品、資機材及び水防倉庫

(3) 消防用資機材及び施設

(4) 救助用備蓄資機材及び施設

ア 救助船艇、救急車、給水車等の救助用資機材

イ 無線機材等

ウ 救急薬品等

(5) 医療、助産及び防疫に必要な備品、資機材及び薬剤

(6) 備蓄食料

(7) 衣料品等生活必需品

資料編〈第3-8 備蓄倉庫〉

2 点検整備の実施等

毎年3月中に実施し、少なくとも6月1日までには点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する。

3 保管施設の新設及び拡充

災害時において迅速かつ確実に利用できるよう、適正な配置を計画する。

第4 指定緊急避難場所、指定避難所

1 指定緊急避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に避難場所標識を設置する等により、日頃から市民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して避難場所標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

2 指定避難所

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス等の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定しハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に避難所標識を設置する等により、日頃から市民への周知徹底を図る。

(2) 指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難

所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 市は、指定避難所において仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (5) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、非接触式体温計、簡易ベッド、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (6) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、整備等を進める。また、必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (7) 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや県と市等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。
- (8) 市は、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- (9) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
- (10) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (11) 授乳室等、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や、要配慮者に配慮したスロープ等のバリアフリー化に配慮する。
- (12) 市は、長期的な避難となる場合は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (13) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (14) 市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とする避難所運営マニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設、管理責任者等必要な事項について市民への周知を図る。また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
 - ア 避難所の開設、管理責任者、体制
 - イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
 - ウ 本部への報告、食料、毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
 - エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立
 - オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
 - カ 感染症対策を踏まえた運営方法
 - キ その他開設責任者の業務
- (15) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (16) 避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。
- (17) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

第3節 要配慮者等の安全確保

第1 要配慮者対策

1 方針

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法の整備・把握に努める。

また、医療・福祉関係機関との連携の下、要配慮者に対する速やかな支援のための協力体制の確立を図り、要配慮者向けの避難先となる福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、施設内備蓄、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努めるとともに、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成や避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画の作成及び活用等により、避難行動要支援者に対する体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

ア 市は、災害発生時に要配慮者に対する援護が適切に行われることを目的に要配慮者に係る次の詳細情報を、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市はもちろん、近隣住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。また、要配慮者の近隣住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

ウ 市は、災害の発生に備え、避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日・年齢

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

エ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、ウの(ア)から(エ)まで及び(カ)について庁内関係課で把握している情報を利用する。

オ 市は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として、次の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ア) 消防機関

(イ) 県警察

(ウ) 民生委員・児童委員

(エ) 倉敷市社会福祉協議会

(オ) 自主防災組織

(カ) その他の市が認めた避難支援等の実施に携わる関係者

カ 市は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）のうち、自力、又は家族の支援を受けての避難が困難な者を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自力、又は家族の支援を受けて避難することが困難な者については、避難支援等関係者から推薦があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

(ア) 介護保険の要介護3以上の者

(イ) 身体障がい（身体障害者手帳1・2級 第1種心臓・じん臓のみ該当する方を除く）及び知的障がい（療育手帳A又はAと同程度の手帳）のある者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の者

(エ) 難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている者

キ 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。また、名簿情報の漏えい防止のため、避難行動要支援者名簿の提供先と覚書を交わす。

ク 市は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

コ 市は、避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の10に基づくものとして整備する。

サ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの

見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するほか、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

シ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ス 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

セ 市は、個別避難計画の作成に関し、関連する計画等において、次の事項を定める。

(ア) 個別避難計画

- ・ 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- ・ 避難支援関係者となる者
- ・ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・ 個別避難計画の更新に関する事項
- ・ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置
- ・ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・ 避難支援等関係者の安全確保
- ・ その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 福祉避難所（又は福祉避難スペース）の確保

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の避難所の中に地域における身近な福祉避難スペースを設けるとともに、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。

更に、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者や障がい者団体等と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画（BCP）の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・ 介護用品、衛生用品

- ・ 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車椅子、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、個別避難計画を含めた具体的な避難支援計画の整備に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい者団体、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 市と県は連携して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるように配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む計画等、必要なマニュアルを作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク、アレルギー対応食品等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 避難所・居宅等への必要な資機材（車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド、哺乳瓶等）の設置・配付に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 市民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地

域社会の醸成に努める。

市民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

資料編〈第3-9 要配慮者利用施設〉

協定編〈10 福祉避難所利用に係る協定〉

第2 帰宅困難者対策

- (1) 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- (2) 市、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第4節 災害予防対策

第1 風水害対策

1 河川

河川の氾濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、河川管理者は積極的に河川改修を促進するとともに、中小河川の増水による低地浸水を防ぐため防災工事等の予防対策を推進する。また、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域と捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で被害による被害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していく。

洪水予報河川（水防法第10条及び第11条）及び水位周知河川（水防法第13条）については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川について、避難判断水位及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、水防警報河川については、洪水による被害の発生が予想され、水防活動をする必要があるときは、水防警報を発表する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

（1）流域治水

河川氾濫による被害を防止・軽減するためには、「氾濫をできるだけ防ぎ、被害対象となる人命・財産を減らし、残る被災対象には備え」をしておくことが重要である。各水系における河川管理者による河川整備に加え、流域の市町が実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用方策・誘導等、県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等の治水対策及び防災教育や住民への適切な情報発信等を、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「岡山県二級水系流域治水協議会」等を活用しながら、集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、密接な連携体制のもとハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速していく。

（2）浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、関係市町村に通知する。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

（3）円滑かつ迅速な避難の確保

倉敷市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

を定める。また、防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 地下街等

洪水浸水想定区域内に地下街等不特定かつ多数の者が利用する地下施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

イ 要配慮者利用施設等

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

ウ 大規模工場等

工場、作業場又は倉庫で延べ面積が1万平方メートル以上のものであって、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

市は、防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(4) 風水害に強いまちづくりの推進

ア 風水害に強いまちの形成

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努め、それらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。また、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる場所を限定し、住宅を安全な場所に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

市は、立地適正化計画における防災指針等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を行う。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

イ 災害リスクを踏まえた居住等の誘導

国・県と連携し、河川氾濫を防ぐ河川改修に加え、避難体制の強化等を進めるとともに、洪水被害の危険性がある地区において、そのリスクが低減されるよう土地利用方策等の検討を行う。

資料編〈第2-1 河 川〉

2 雨水出水

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ雨水出水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、直ちに県水防計画で定める水防管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

（1）雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

（2）円滑かつ迅速な避難の確保

倉敷市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該雨水出水浸水想定区域ごとに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法、避難場所、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法を定める。

雨水出水浸水想定区域を指定した市は、地域防災計画に定められた雨水出水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法、避難場所その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに雨水出水浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

（3）雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設若しくは改修又は排水ポンプ車の運転を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

3 海岸

波浪、高潮、浸食などに対する防災対策の実施においては、市民の生命と財産を守ることを第一とし、更に交通機関への影響の大きい地域を重点的に国及び県と連絡調整を図りつつ施設整備を促進する。気象状況を把握し、市内各漁業協同組合に対し早期予報伝達を行い、漁業協同組合の責任において組合員に周知させ、定置網の撤収、漁船の係留、養殖施設の補強策等を講じ、災害防止に努めるよう指導する。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

（1）水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

(2) 高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(3) 円滑かつ迅速な避難の確保

倉敷市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法、避難場所、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法を地域防災計画に定める。

高潮浸水想定区域をその区域に含む市は、地域防災計画に定められた高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）到達情報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

資料編〈第2-4 海岸保全区域〉

4 ため池、水路等農業施設

(1) ため池

市は以下のとおり適正な維持管理を行うとともに、定期的な点検による堤体等の異常の察知に努め、必要に応じて、補強などの対策を講じる。また、決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として県が選定、順次ため池ハザードマップ等を作成し、適切な情報提供を図るよう努める。

ア 堤体は草刈りや雑木の除去などを行い、亀裂、漏水などの発見しやすいようにする。

イ 余水吐の堰上げは避ける。

ウ 斜樋、底樋などの構造物は、用水期前に点検する。

エ 漏水等のおそれのあるため池は、低水位を維持する。

オ 堤体の破損、余水吐の閉そくの原因となる物体は除去する。

カ 大雨が予想される前には事前排水により水位を下げ、雨水の貯留機能を高め、災害防止に努める。

資料編〈第2-5 防災重点農業用ため池〉

(2) 水路

市街化の進展、田畑の減少等により、市内の遊水機能が低下しており、農業用施設としての役割に併せて、市街地の雨水出水対策の役割が増大していることに留意し、以下の事項に努める。

ア 日常的な点検、管理を行うことにより、水路の破損や通水阻害箇所の把握に努め、災害を防止する処置をとる。

イ 関係機関、地域住民との協力体制により、ゴミや土砂の除去や藻刈りなど清掃活動を推進し、流水の妨げとならないよう留意する。

ウ 水門、樋門、排水ポンプ施設の付随施設について、平常時から点検・整備を行う。

エ 大雨が予想される前には水路の事前排水を行い、雨水の貯留機能を高め、災害防止に努める。

資料編〈第3-10 水門・ポンプ場・排水ポンプ車〉

水防資料編（資料4 市内の主たる用排水路）

第2 土砂災害対策

1 砂 防

土砂災害の未然防止、被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

（1） 土砂災害警戒区域等の点検

市と県は連携して土砂災害警戒区域等の点検調査を行い、その実態を把握し、災害の未然防止に努める。

また、土砂災害警戒区域等について市民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

（2） 土砂災害警戒区域等の調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県又は市は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

（ア） 住宅宅地分譲、社会福祉施設建設等のための特定開発行為に関する許可審査

（イ） 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

（ウ） 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

（エ） 勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

県が警戒区域の指定を行った場合には、市は土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずるものとする。

資料編〈第2-8 土砂災害警戒区域指定状況及び避難所〉

（3） 警戒避難体制の整備等

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- オ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設及び学校で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法は、岡山県防災情報メール配信サービス又はFAX等による。

警戒区域の指定を受けた市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難を支援するため、県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で土砂災害警戒情報を市町村ごとに発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、県土砂災害危険度情報を提供する。

市長は、必要と認められる場合は、警戒及び避難について指示するものとし、避難の方法、場所、避難指示等の発令基準については、第2章第3節第2避難による。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、おかやま全県統合型GISの活用による防災情報の発信等により市民への周知を図る。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による^{たん}湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による^{たん}湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に市民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による^{たん}湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による^{たん}湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(5) 防災工事の実施

市と県は連携して土砂災害から市民の生命・財産を守るため、防災工事の実施に努める。

ア 砂防事業

砂防指定地は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により、国土交通大臣が指定する。市は、砂防指定地を把握するとともに、県と連携しながら土石流等土砂の流出を防止する砂防堰堤・溪流の縦断侵食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備に努める。

イ 地すべり対策事業

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定する。市は、地すべり防止区域を把握するとともに、県と連携しながら、排水施設・抑止杭等の地すべり防止施設の整備に努める。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、県知事が指定する。市は、急傾斜地崩壊危険区域を把握するとともに、県と連携しながら、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるもので、移転適地がない場合、急傾斜地の崩壊を防止する擁壁、くい、土留め施設等の急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

また、人家が5戸未満の場合は倉敷市小規模急傾斜地崩壊対策事業施行条例により対応する。

(6) 災害リスクを踏まえた居住等の誘導

土砂災害の危険性がある地区において、そのリスクが低減されるよう土地利用方策等の検討を行う。

(7) 盛土による災害の防止に向けた対応

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

2 治山

台風、集中豪雨等に伴う山地災害から、生命・財産を保全するため、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

(1) 山地災害危険地区の調査、周知

市と県は連携して山腹崩壊等による災害が発生するおそれがある地区の調査を行い、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。また、危険箇所について地域住民に周知を図る。

(2) 防災工事の実施

市と県は連携して近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい要配慮者に関連した病院、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

資料編〈第2-9 山地災害危険地区〉

3 宅地造成に伴う崖崩れ及び土砂流出災害対策

(1) 宅地造成工事規制区域の指定

市長は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条に基づき、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定する。

資料編〈第2-10 宅地造成等規制法による指定区域〉

(2) 崖崩れ及び土砂流出防止対策

市（建設局）は、宅地造成工事規制区域内において宅地造成を行う場合は、崖崩れ及び土砂流出について安全であるかどうかを調査検討し、安全であるものについては、許可を与え、工事中は、災害防止について指導監督を行う。また、既存宅地については、崖崩れ及び土砂流出の発生が予想される箇所に勧告又

は改善命令を出して、災害予防措置を行わせ、崖崩れ及び土砂流出の発生を防止する。

(3) 警戒措置

崖崩れ及び土砂流出の危険区域には、随時、監視員をパトロールさせるとともに、梅雨期及び台風期には、各警察署の協力を得て文化産業局及び消防局が連携してパトロールを随時行い、災害の発生に備える。

第3 文教対策

児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物・その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため、必要な計画を策定しその推進を図る。

1 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適正な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等への任務の分担及び相互の連携等において組織の整備を図る。組織の整備に際しては、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校等における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの身は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の高揚を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身に付けた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する、防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

市及び県は、PTA・青少年団体・女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

(1) 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模・施設設備の配置状況・児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。更に市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 登下校時の安全確保

学校等は、児童生徒等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を、学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 安全な通学路の設定と安全点検の実施

(2) 登下校の安全指導

5 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

避難の円滑かつ迅速な実施及び被害の拡大を防止するため、放送設備・非常ベル・消火器等防災活動に必要な施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

7 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8 文化財保護対策

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図るため、市、県は次のことを実施する。

(1) 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災知識の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対し、防災意識の高揚を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

- (3) 適時・適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、消火設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。
- (6) 県や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第4 火災予防対策

1 火災予防査察

火災発生及び被害の拡大を防止するため、倉敷市火災予防等査察規程（昭和43年倉敷市消防訓令第4号）に基づき、査察対象物の立入検査を実施し、法令違反事項の是正を図る。

- (1) 定期査察……査察計画を策定して、定期的を実施する。
- (2) 違反査察……違反是正を目的に実施する。
- (3) 特別査察……消防局長又は消防署長が特に必要と認めた場合に実施する。
- (4) 警防査察……警防活動上必要な施設設備の状況を把握するために実施する。
- (5) 査察基準……倉敷市火災予防等査察規程別表
- (6) 査察事項

- ア 位置、構造、設備の状況
- イ 消防用設備等の設置と維持管理の状況
- ウ 火気使用設備器具の設置及び使用状況
- エ 危険物、指定可燃物等の貯蔵、取扱いの状況
- オ 液化石油ガス、その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵、取扱いの状況
- カ 防火防災管理者の選任並びに消防計画に基づく防火管理と教育、訓練の実施状況
- キ その他火災予防上必要と認める事項

2 危険物の貯蔵、取扱いに関する指導

- (1) 許認可に関する行政事務

危険物の貯蔵及び取扱いに関する施設、設備の設置及び維持管理について、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び倉敷市危険物規制規則（昭和52年倉敷市規則第26号）に基づき、許可、検査に係る行政事務全般について実施するとともに指導に当たる。

- (2) 危険物取扱者

危険物取扱者試験、同事前講習会、同保安講習会、教養講習会等を実施して、資格者の増加と知識の向上を図り、危険物の安全管理を徹底する。

3 建築物の審査

消防法第7条の規定に基づき、建築物の確認申請に対し、消火、通報、避難等防火に関する規定について審査を実施して、建築物の防火に努める。

4 消防用設備等に関する指導

- (1) 消火設備……消火器具及び消火栓等の設置及び維持管理について指導する。
- (2) 警報設備……自動火災報知設備、非常警報設備等の設置及び維持管理について指導する。
- (3) 避難設備……避難器具及び誘導灯の設置及び維持管理について指導する。

5 火気使用に関する制限、届出、検査等

- (1) 火災危険時の火の使用制限
火災警報及び火災注意報の発令下その他の出火危険の高い条件下においては、火気使用の制限等及び広報活動を行い火災発生を防止を図る。
- (2) 火を使用する設備、器具の規制
炉、暖房設備、ボイラー等火を使用する設備器具の設置の届出及び取扱い管理について指導する。
- (3) 防火対象物の使用開始の検査
特定の対象物は使用開始前に届出をさせ、消防用設備等の検査を実施する。
- (4) 消火活動上重大な支障を生ずるおそれのある物質等の届出
液化石油ガス等出火並びに人命に危険を及ぼし、消火活動上支障となる物質や設備の確認及び指導を実施する。
- (5) その他指導
山林、原野等の火入れ、草焼き、物件の焼却、道路占用又は催物の開催その他必要な届出に伴う指導を実施する。

6 森林火災予防

- (1) 山火事防止に関する啓発宣伝
 - ア 毎年3月を山火事防止運動強調月間とする。
 - イ ポスターを主要道路に掲示する。
 - ウ 広報車により巡回放送宣伝を行う。
 - エ 農家組合、山林作業の事務所等に文書その他印刷物を配布する。
 - オ 利用度の高い森林に標板、警報旗を設置する。
(特に、レクリエーションに利用される山林に通ずる道路及び山林入口)
- (2) 山火事防止の警報措置
 - ア 警報伝達の徹底
 - (ア) 消防局及び消防団は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図るものとする。
 - (イ) 各防災関係機関は、気象予警報伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。
 - イ 巡視、監視の強化
消防局及び消防団は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、彼岸、行楽シーズン等で山林へ多数の人間が出入する時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図るものとする。

ウ 火入れ指導の徹底

火入れが林野火災の主原因であることに鑑み、火入れに当たっては森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させ、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるとき（火災警報、火災注意報、乾燥注意報、強風注意報等発表時）には、倉敷市火災予防条例等の定めるところにより、これを制限し、又は自粛を呼びかけるものとする。

エ 森林の防火管理の徹底

市は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

オ 消防施設の整備

消防局及び消防団は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備充実を図るものとする。

7 住宅防火対策

倉敷市火災予防条例で規定する、住宅用防災機器の設置徹底を図るとともに、防災品及び住宅用消火器等の普及を促進し、一般住宅における火災の出火防止、早期発見及び延焼拡大防止を図る。

第5 道路災害予防対策

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

1 主な実施機関

市、県、県公安委員会、県警察、中国地方整備局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

2 実施内容

（1）道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 避難所等へのアクセスとなる避難路の整備と救援路となる道路の安全対策の検討を進める。

エ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

（2）トンネル事故等防止対策

トンネル事故災害に備え、関係機関と連携を密にし、非常用設備の設置状況の把握、点検を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

（3）交通管理体制の整備

豪雨、地震等異常気象時における道路災害を予防するために、あらかじめ危険地区を指定し、当該指定区間について警戒雨量に達したとき、又は大規模な地震が生じたときは、直ちに道路の通行規制を実施し、道路交通の安全を期する。道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報、警察署長への報告、関係機関に周知徹底して交通の円滑を図る。

資料編〈第2-11 異常気象時通行規制区間及び基準〉

（４）情報の収集連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第6 鉄道災害予防対策

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

1 主な実施機関

市、県、県警察、西日本旅客鉄道(株)、水島臨海鉄道(株)、井原鉄道(株)、本州四国連絡高速道路(株)

2 実施内容

（１）鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するための路面の盛土・法面改良等の実施
- イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
- ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備
- エ 建築限界の確保や、保安設備の点検等の運行管理体制の充実
- オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と、教育内容に関する教育成果の向上
- カ 乗務員及び保安要員に対する、科学的な適性検査の定期的な実施
- キ トンネル・落石覆、その他の線路防護施設の点検
- ク 災害により、列車の運転に支障が生じるおそれがあるときの線路の監視
- ケ 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害を軽減するための、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置の実施
- コ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保

（２）鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
- イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
- ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

（３）鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

- （ア）軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
- （イ）列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の

整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の充実・統廃合の促進等の踏切道の改良に努める。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア 事故災害発生直後における、旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な、人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設・車両の構造図等の資料の整備

エ 所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどによる、鉄道の迅速な復旧

(5) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察・消防等の協力を得て事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第7 海上、港湾災害予防対策

本市海域は、海上交通の要衝であり、また水島工業地帯には石油コンビナートが立地されるなど海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。

これらの災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに各種防災資機材の整備を促進する。

1 主な関係機関

市、中国地方整備局宇野港湾事務所水島港出張所、第六管区海上保安本部水島海上保安部、県、船舶所有者、石油事業者、一般社団法人海上災害防止センター、石油事業者団体、漁業協同組合

2 実施内容

(1) 関係施設、設備の整備

ア 港湾施設

市及び県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、災害施設の整備拡充を図る。

また、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

イ 漁港施設

市及び県は、漁獲物の陸揚場に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

ウ その他船舶の収容施設

市及び県は、ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設け収容し、海難事故等を防止する。

エ 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

オ 航路標識の整備

海上保安部は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

(2) 安全運航の確保

ア 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。

イ 海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。

ウ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

エ 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

オ 海上保安部は、船舶交通の安全を確保し、海上輸送による人流・物流の途絶を防止するため、航路標識の老朽化等対策を行うとともに、海水浸入防止対策、電源喪失対策等の耐災害性強化対策を推進する。

カ 海上保安部は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行う。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行う。

(3) 関係資機材の整備

ア 関係機関は、船舶、ヘリコプター等航空機、救急車、救助工作車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ 市及び県は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。

ウ 関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

エ 一般社団法人海上災害防止センター、船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。

オ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。

カ 漁業協同組合は、油等流出の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、市及び県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

(4) 防災訓練

ア 海上保安部、消防機関及び警察機関等をはじめ、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。

イ 市及び県は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

3 関連調整事項

(1) 協力支援体制の整備

海上保安部、県、市及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(2) 情報収集、伝達体制の強化

油等流出海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、消防局、県及び警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

(3) 関係機関の連携強化

大量の流出油等事故の発生に備え、海上保安部、県、市、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」が設けられ排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

第8 危険物災害等特殊災害予防対策

1 危険物等災害予防

関係行政機関及び関係事業所等は、危険物の爆発、火災等による災害を防止するため次の対策を講ずる。

(1) 石油類等の災害予防

ア 危険物施設等の保安対策

(ア) 危険物施設等の所有者、管理者に対し保安についての指導監督を行う。

(イ) 必要に応じ立入検査、質問又は危険物に対する規制指導を行う。

(ウ) 法令の定めによる危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を図る。

(エ) 危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

(オ) 関係事業者は危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

イ 危険物輸送対策

(ア) 容器、積載方法等の基準厳守を指導強化する。

(イ) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

(ウ) 消火薬剤の緊急輸送対策

消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車その他、化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

資料編〈第2-12 危険物大量保有事業所〉

(2) 高圧ガスの災害予防

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づき、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取扱い及び高圧ガス容器の製造、取扱いを規制するとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガスによる災害を防止する。

資料編〈第2-13 高圧ガス大量保有事業所〉

(3) 火薬類の災害予防

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づき火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

(4) 有害物質等による災害予防

事業活動の事故等により排出されたばい煙又は特定有害物質（以下「有害物質等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい危害を及ぼすことがないよう予防措置を実施する。

ア 常時監視

市長は、ばい煙等による大気汚染監視装置等により大気汚染状況を常時監視する。

イ 警報等の発令

県知事は、大気汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、注意報又は警報を発令する。

ウ 立入検査

市長は、有害物質等の排出基準の遵守状況について随時、事業所等に立入検査を実施する。

エ 協力要請及び勧告

市長は、特定有害物質が流出し、又は流出するおそれがあるとき、並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定有害物質又はばい煙に関係する事業者等に対して防止又は減少措置について協力を求めるとともに、必要に応じて、勧告する。（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号））

資料編〈第2-14 特定有害物質一覧〉

2 放射性物質の災害予防

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものとする。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号））

(1) 放射線障害予防規程の設定

ア 届出

使用者、販売業者及び廃棄業者（以下「使用者等」という。）は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。

イ 規程の内容（詳細は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第21条第1項による。）

(ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織

(イ) 放射線取扱主任者その他の取扱いの安全管理の従事者に関する職務及び組織

(ウ) 放射線取扱主任者の代理者の選任

(エ) 放射線施設の維持及び管理

(オ) 放射線施設の点検

(カ) 装置の使用

(キ) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄

(ク) 放射線量等の汚染状況の測定並びに測定結果の記録及び保存

- (ケ) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練
- (コ) 健康診断
- (サ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- (シ) 使用、保管、廃棄、その他の事項に関する記帳及び保存
- (ス) 地震、火災その他の災害が起こったときの措置
- (セ) 危険時の措置
- (ソ) その他放射線障害の防止に必要な事項

ウ 規程の変更

使用者等は放射線障害の発生を防止するために必要があると認め、原子力規制委員会から規程の変更を命ぜられたときは、これによるものとする。

(2) 取扱いの制限

18歳未満の者又は精神障がいのある人に、放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いをさせない。

(3) 危険時の措置

ア 実施責任者

使用者等及びこれらの者から運搬を委託された者

イ 応急措置の内容

- (ア) 火災の発生及び延焼のおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防局又は市長の指定した場所に通報する。
- (イ) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。
- (エ) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (オ) 安全な場所に移す余裕がある場合には、移転する。
- (カ) その他必要な防止措置を講ずる。

3 地下埋設ガス導管災害予防

道路の掘削その他道路工事等に起因する都市ガス、可燃性ガス等の導管からのガス漏れ、火災、爆発等の大規模なガス事故の防止を図る。

(1) 保安対策（工事施工者、ガス事業者）

- ア ガス管が埋設されている道路での道路工事は、あらかじめ事業計画を作成し、地下埋設物連絡協議会に諮り、道路管理者の許可を受ける。
- イ 工事の実施に当たっては、ガス事業者、消防機関等連絡を密にし、導管の防護方法、埋戻し方法などについて、協議のうえ、工事の安全確保に努める。
- ウ 導管を埋設したときは必ず気密試験を実施し、その位置を明示する措置を講ずる。
- エ ガス漏れ及び露出管の保安の検査を定期的実施する。

4 陸上交通災害予防

(1) 事故多発地域対策

- ア 事故多発の原因を調査し、必要な道路整備、交通規制の実施を図る。
- イ 事故防止施設の整備拡充を図る。

ウ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）に基づく交通安全施設等の整備事業を推進する。

(2) 交通安全普及対策

ア 各種広報機関の活用、講習会、研究会の実施、作文、ポスターの募集等により啓発宣伝を図る。

イ 学校における交通安全教育の普及、徹底を図る。

ウ 「交通安全対策協議会」の活動により、交通安全思想の普及、徹底を図る。

5 流出油災害予防

重油等が河川、用排水路等へ流出した場合は、農作物、水産動植物への影響が考えられるので、これらの取扱いについて注意を喚起するとともに、万一の事故に備え、吸着マット等を準備し、被害の拡大を防止する。

第9 災害廃棄物処理対策

1 災害廃棄物処理計画

災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の対応について、平常時から予防対策として必要な課題の抽出・整理を行うとともに、大規模災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急対策を実施し、早期かつ円滑な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定する。

災害廃棄物処理計画は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物処理の基本方針、組織体制、災害廃棄物発生量の推計、住民への広報、仮置場の設置・管理運営、収集運搬、処分、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の対応、民間事業者や各種団体、周辺自治体との連携・協力支援のあり方等について示すものとする。

また、大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は常に大きく変化しているため、施設の整備・更新状況や関連計画の変更に応じて、適宜、計画の見直しを行う。

2 住民への啓発・広報

以下の事項について住民の理解を得られるよう、平常時から啓発・広報等を継続的に実施する。

- ・災害廃棄物等の排出方法（分別区分、排出場所、持ち込み時間等）
- ・腐敗性廃棄物（生ごみ）等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、不法投棄及び野外焼却等、不適正な処理の禁止

また、避難所、自宅及びその他の場所に避難している被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への啓発・広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図るほか、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

3 連携体制の構築

被災地域からの災害廃棄物の迅速な処理・処分を行うため、住民、民間事業者、ボランティア団体等と平常時からの連携体制の構築を図る。

第5節 防災対策の整備、推進

第1 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資についてあらかじめ備蓄倉庫兼荷捌場等を整備し、調達・輸送体制を整え、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の確保に努める。また、平時から訓練を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行い、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて、備蓄状況の確認を行い、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌及び輸送に係る協定を締結するなど、体制を整備する。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、国及び県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組の整備を図る。

国は、物資の配送・到着状況や避難所等のニーズを把握するため、地方公共団体や物流事業者、物資調達企業等が情報共有できるシステムの整備に努める。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第2 公共用地等の有効活用

市及び県は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第3 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市及び県は、報道機関及びサーバー運業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ポータルサイト、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組の円滑な運用・強化を図る。
- 5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第4 災害対応業務のデジタル化

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、倉敷市総合防災情報システムを活用したデータ収集・共有の体制整備を図る。

国は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行う。

第5 応急体制の整備関係

1 職員の体制

- (1) 市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努める。

- (2) 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- (3) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (2) 市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (3) 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (4) 市は、県及び県内全市町村による協定を締結し、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施する。
- (5) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (6) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (7) 市は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、県内消防本部による応援隊及び緊急消防援助隊との連携、受援体制を強化するため、実践的な訓練等を実施する。
- (8) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、応援職員を受入れる際には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- (9) 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (10) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
- (11) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- (12) 国は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行う。

- (13) 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、位置付けるよう努める。

3 市の業務継続性の確保

- (1) 市の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎及び各支所の庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- (3) 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (4) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (5) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 災害対策本部室の確保

- (1) 災害により庁舎（本庁、支所）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保する。代替本部室の確保にあたっては、本庁、消防局合同庁舎、児島支所、水島支所、玉島支所を候補とし、災害の状況や被害集中地域までの距離、庁舎や周辺地域の被害状況を把握したうえで、他の施設も含め総合的に判断する。
- (2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。
- ア 災害時においても安全が確保され、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。
 - イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。
 - ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

5 防災中枢機能等の確保、充実

- (1) 市等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、風水害にあつては土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

- (2) 市等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について、協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に配慮するよう努める。
- (3) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (4) 市は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。
- (5) 市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。
- (6) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、本部の機能の充実・強化に努める。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策は、災害に際し住民の生命、身体を保護することを第一義とし、併せて公共施設、住民財産の保護を行い、もって社会秩序の維持に努める。

第1節 防災組織、体制

第1 災害対策本部等市防災組織

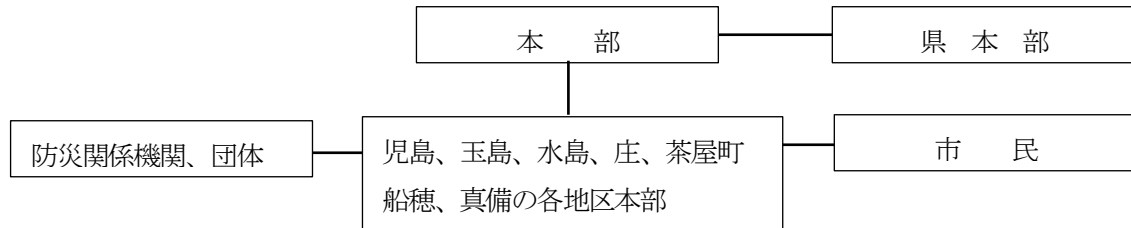
1 防災体制の種類と基準

市域に災害の発生が予測され、気象注意報が発せられているが事前配備体制に至らない段階で、防災危機管理室長が必要と判断したときは、「災害対策準備室」を防災危機管理室内に設置し、非常配備体制までの対応が適切に実施できるよう連絡調整を行う。

更に、切迫した災害の発生が予測されるとき、又は、災害が発生した場合における防災活動を実施するための市の体制は、（１）事前配備体制の注意体制、警戒体制、（２）非常配備体制の第1次非常配備、第2次非常配備とし、その基準及び職員の配備体制は、次のとおりとする。

種別		時 期	配 備 内 容
配備前体制		市域に対し気象台から気象注意報が発表され、注意体制に至らない段階で、事後の対応が適切に実施できるよう連絡調整を防災危機管理室長が必要と判断したとき。	関係部署に情報収集のための必要人員の配置等を要請するとともに、「災害対策準備室」を防災危機管理室内に設置し、注意体制までの対応が適切に実施できる体制とする。
事前配備体制	注意体制	市域に対し気象台から気象注意報が発表され、気象現象、河川水位、その他災害発生の危険が予想されるとき。例えば、県下に大雨、洪水又は高潮注意報が発表され、水害の発生が予想されるとき。また、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇を認めるとき。あるいは、その他水防管理者が必要と認めるとき。	関係部課においては必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により、警戒体制以上の体制に移行できる体制とする。
	警戒体制	1 市域に対し気象台から気象警報が発表され災害発生のおそれがあるとき。例えば、暴風、大雨、洪水又は高潮警報の発表があったとき。また、市内に水防警報(出動)が発表されたとき。あるいは、その他水防管理者が必要と認めるとき。 2 車両、船舶、生産設備及び各種施設の事故並びに火災等により災害発生のおそれがあるとき。	1 関係局、部課は、必要人員を配置し、情報収集連絡活動を強化し、危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視による警戒活動に当たる。 2 関係機関、団体等と相互に連絡をとり情報の正確を期するとともに、防災活動体制の強化推進を図る。 3 必要に応じ災害応急措置を実施する。 4 状況に応じ適切な住民広報を行う。 5 水防活動の万全を期する体制とする。 6 防災施設、資機材を点検整備し、事態の推移に伴い、直ちに非常配備体制に移行できる体制とする。
非常配備体制	第1次非常配備	1 市域に災害が発生した場合、又は災害応急対策を緊急に実施する必要があるとき。	1 本部を設置する。 2 各部は災害対策本部規程（昭和42年倉敷市訓令第26号）に基づき本部長の指示、命令により所掌の防災活動を実施する。 3 関係行政機関、公共機関、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4 各部の動員配備の範囲は、倉敷市災害対策本部規程によるほか、状況に応じ、本部長が指示する。
	第2次非常配備	1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 2 市域の全般にわたって災害が発生する危険があるとき。 3 特別警報が発表されたとき。	本部長は、各機関、団体等と協力し、市の全力をもって防災活動に当たるほか、岡山県及び自衛隊の援助出動を要請する。

注 上記防災体制別の配備は、配備体制編成計画表による。各局部課長は、各体制ごとの配備職員をあらかじめ定め、緊急動員、連絡、配備の体制を確立しておくものとする。



2 倉敷市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び倉敷市災害対策本部条例（昭和42年倉敷市条例第8号）に基づき、倉敷市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するため本部を設置する。

（1）本部の設置及び廃止の基準

ア 本部の設置

本部の設置は、次の基準による。

- （ア） 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮若しくは波浪の警報又は特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。
- （イ） 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- （ウ） 市に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- （エ） 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれのあるとき。
- （オ） 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

イ 本部の廃止

災害が治まり、被害のおそれなくなったとき、本部会議で状況判断し廃止を決定する。廃止に際し、事後の処理業務について定めておく必要な事項は、本部会議で決定する。

（2）本部の設置又は廃止の通報

本部を設置し、又は廃止したときは、時期、設置場所等を速やかに関係団体等に対し通報するとともに報道機関を通じ市民に公表する。

（3）本部会議及び本部室

ア 本部会議は、本部の運営並びに災害対策の推進について協議決定するため、本部設置時において必要の都度招集するものとし、倉敷市災害対策本部規程の定めによる。

イ 本部会議には必要により関係機関、団体等の代表者の参画を要請する。

ウ 本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するため本部室を置く。本部室担当は総務局とする。

資料編〈第6-3 倉敷市災害対策本部条例〉

3 地区本部

- （1） 倉敷市災害対策本部条例第3条第1項の規定に基づく部に相当するものとして各支所に地区本部を置く。
- （2） 地区本部は、各支所所管地区における災害予防及び災害応急対策を実施する中核機関とする。

- (3) 地区本部の編成は倉敷市災害対策本部規程による。
- (4) 地区本部は地区内の災害状況等の把握に努めるとともに、災害情報、活動状況を本部に報告する。
- (5) 地区本部は、本部及び地区内関係機関、団体等との密接な相互連絡を図り、地区内災害状況を判断し、適切な災害応急対策を実施する。
- (6) 地区本部の設置、運営は、本部に準ずる。
- (7) 局地的な災害等で本部を設置していない場合においても、市長が災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、地区本部を設置する。

4 現地災害対策本部

被災現地において対策を講ずる必要があるときは、倉敷市災害対策本部規程第11条により設置する。

5 動員配備の要領

配備連絡責任者は、防災活動に必要な要員を平素から把握しておくとともに、執務外時の緊急連絡網の整備を図るものとする。非常時の場合の動員配備は次による。

- (1) 配備連絡責任者 各局部長、各支所長
- (2) 対象者 倉敷市全職員
- (3) 緊急連絡員 あらかじめ部署において定め、緊急連絡を任務とする。
- (4) 配備の連絡

市長（本部長）は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等を検討し必要な防災活動を実施するため、防災体制の基準（第1「災害対策本部等市防災組織」1「防災体制の種類と基準」）により、配備範囲を決定し配備連絡責任者に対し命令する。

ア 伝達の方法

配備命令伝達の方法は倉敷市災害対策本部規程第18条第2項による。

イ 勤務時間外における配備伝達の方法

勤務時間外（休日を含む。）における重要な気象情報等は、宿日直員が受領し、防災危機管理室（緊急連絡員）、市長、各局部長等に報告する。その後の配備動員の連絡は、市長（本部長）の指示命令により実施する。

なお、各部長は招集、連絡の方法についてあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底させる。

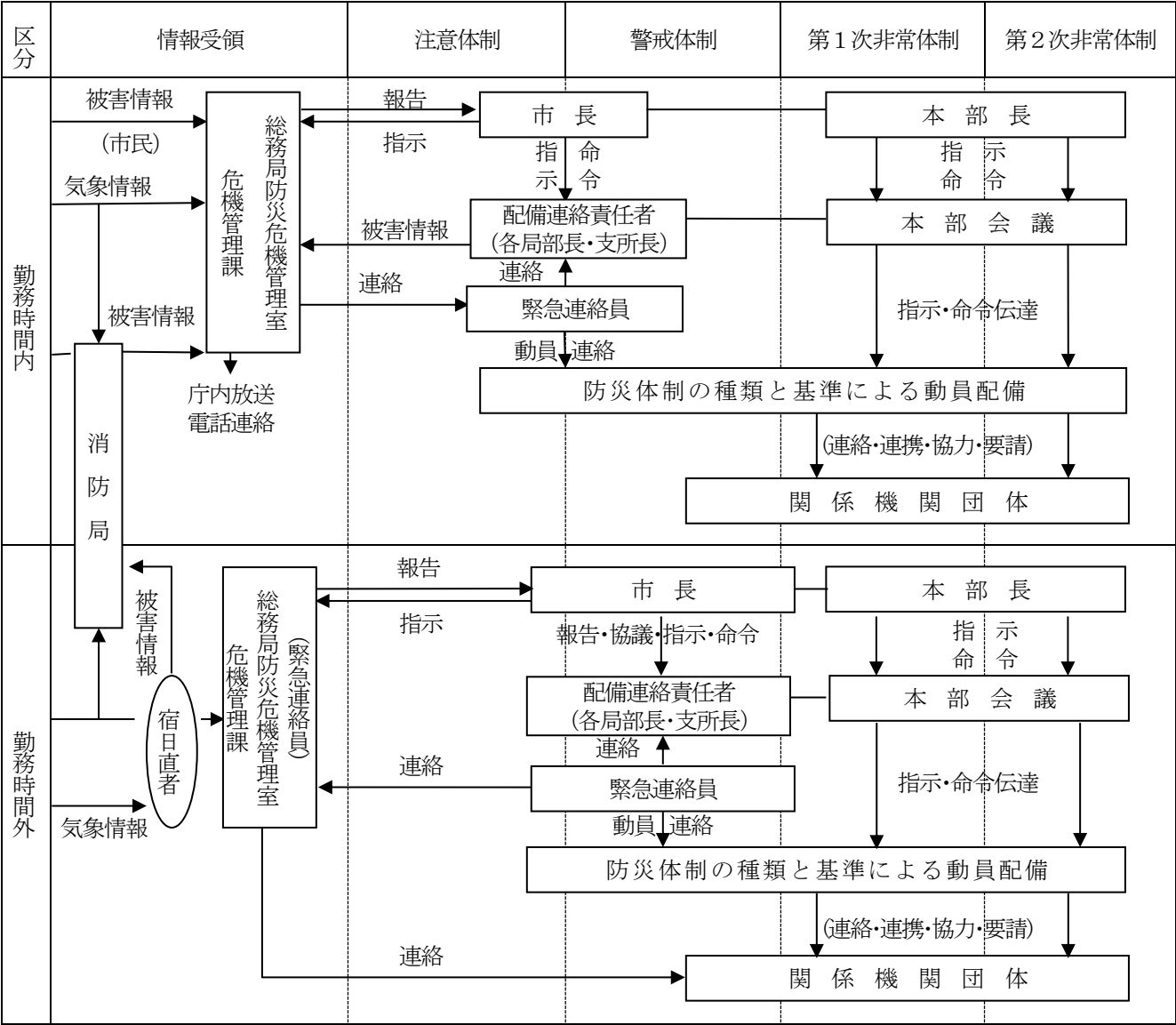
ウ 災害時における職員の留意事項

- (ア) 各職員はあらかじめ定められた災害時における招集方法、配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は、災害発生を察知したときは、配備命令がない場合でも、速やかに定められた部署に参集し、応急措置を講ずるとともに上司に報告する。
- (イ) 各職員は異常気象、異常事態を察知した場合には、進んでラジオ、テレビ、インターネットで気象状況等に注意し、また、常に自己の所在を明らかにしておき、所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るよう努める。

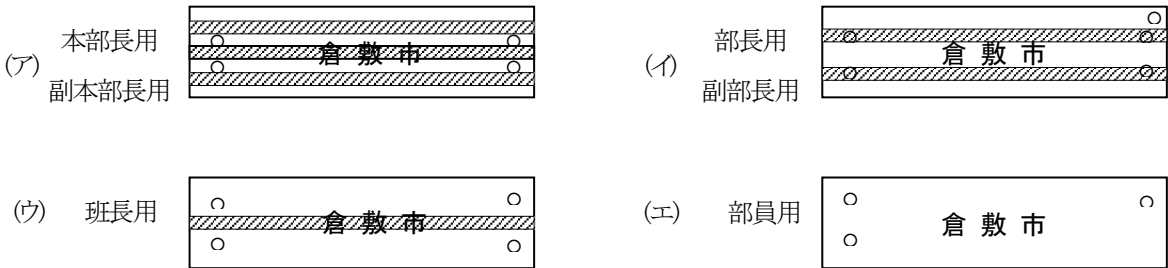
6 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。分散化に当たっては、倉敷市総合防災情報システムやWeb会議システム等を活用して情報共有に努める。

動員配置伝達系統図



エ 腕章（地は濃黄、文字は黒、横線は赤とする。10cm×38cm）



第2 災害対策現地連絡調整本部

発生災害の規模と状況に対応し、各機関、団体等が災害応急対策を実施する場合には、有機的な相互関連のもとに役割と分担を明確にし、効果的な防災活動を実施する必要があるため、次に掲げる災害対策現地連絡調整本部（以下「現地連絡調整本部」という。）を設置する。現地連絡調整本部を設置すべき機関以外の機関が現地連絡調整本部設置の必要を認めたときは、設置者に要請する。

1 設置の基準

- (1) 市域内で災害が発生し、又は災害発生のおそれが強く防災関係機関、団体等の応援、協力のもとに災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (2) 防災関係機関から要請があるとき。

2 設置者

- (1) 市長……………主として陸上災害の場合
- (2) 水島海上保安部長…主として海上災害の場合

設置者が現地連絡調整本部を設置しようとするときは、構成機関にその旨を連絡し、参画を求める。

3 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関、団体の長及び災害現地に出勤している各部門の指揮者をもって構成し、設置者から参画の要請があった各機関、団体は必ず参加する。

4 現地連絡調整本部の長

現地連絡調整本部の設置者、又は災害の状況により設置者が指名する者とする。現地連絡調整本部の長は、現地連絡調整本部の所掌事項を統轄する。

5 設置場所

災害応急対策の円滑な実施と災害状況の総合把握が容易な場所とし、状況に応じて現地連絡調整本部長が決定する。

6 所掌事項

- (1) 災害応急対策を実施する機関、団体等の相互連絡の強化推進
- (2) 災害応急対策に必要とする情報の収集、分析及び検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立と実施の推進
- (4) 災害応急対策の効果的実施についての諸方策の協議決定
- (5) 各機関、団体の活動の調整及び通報連絡
- (6) その他災害応急対策実施について必要とする事項

7 各機関等との関係

- (1) 現地連絡調整本部で協議決定した応急対策は各機関、団体の責任のもとに実施する。
- (2) 現地連絡調整本部の各構成員は、それぞれの所属機関、団体等の長又は責任者と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。
- (3) 各構成機関、団体は、現地連絡調整本部への連絡員を派遣するなど、密接な連携を保持する。
- (4) 各機関、団体は積極的に本部へ情報を提供する。

第2節 災害情報通信

第1 災害気象予報及び警報等伝達

1 気象に関する予報及び警報等の種別

災害に際し、防災対策の適切な実施を図るため防災関係機関及び住民に迅速、かつ確実に伝達すべき予報及び警報等の種別は、次のとおりである。

(1) 気象注意報の種類及び発表基準

気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるために発表するものである。大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が倉敷市に発表する注意報の種類（倉敷市の発表基準は別表1のとおり）

注意報の種類		概 要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

高潮注意報は、第4章「高潮対策」第2節「防災体制」

津波注意報は、第3編「地震、津波災害対策」第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2「地震、津波情報の種別と伝達計画」

(2) 気象警報の種類及び発表基準

気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。高潮警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が倉敷市に発表する警報の種類（倉敷市の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概 要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮警報は、第4章「高潮対策」第2節「防災体制」

津波警報は、第3編「地震、津波災害対策」第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2「地震、津波情報の種別と伝達計画」

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 岡山地方気象台

倉敷市	府県予報区	岡山県		
	一次細区分	南部		
	市町村等をまとめた地域	倉敷地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	倉敷川流域＝4.4、里見川流域＝13.4、足守川流域＝18.1	
		複合基準 ※1	高梁川流域＝(8、69.9) 小田川流域＝(8、11.7) 倉敷川流域＝(6、3.9) 里見川流域＝(6、7.3)	
		指定河川洪水予報 による基準	高梁川[日羽・酒津]、小田川[矢掛] 笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎]	
	暴風	平均風速	陸上	20 m/s
			海上	25 m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20 m/s 雪を伴う
			海上	25 m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10 cm	
	波浪	有義波高	2.5 m	
	高潮	潮位	東部	2.2 m
			西部	2.6 m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	80	
	洪水	流域雨量指数基準	倉敷川流域＝3.5、里見川流域＝10.7、 足守川流域＝14.4	
		複合基準 ※1	高梁川流域＝(7、62.9) 小田川流域＝(6、10.5) 倉敷川流域＝(5、3.5) 里見川流域＝(6、6.6)	
		指定河川洪水予報 による基準	高梁川[日羽・酒津]、小田川[矢掛]	
	強風	平均風速	陸上	12 m/s
			海上	15 m/s
	風雪	平均風速	陸上	12 m/s 雪を伴う
			海上	15 m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5 cm	
	波浪	有義波高	1.5 m	
	高潮	潮位	東部	1.8 m
			西部	2.2 m

	雷	落雷等による被害が予想されるとき		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%		
	なだれ	① 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨 ※2		
	低温	最低気温 -3℃以下 ※3		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温2℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 気温は岡山地方气象台、津山特別地域気象観測所の値。

※3 気温は岡山地方气象台の値。

- 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で示している。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 洪水の欄中「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5以上」を意味する。
- 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

12. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
13. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
14. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。
- （注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

（3） 気象等に関する特別警報の発表基準

気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

現象の種類	基 準		過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合 （参考）雨に関する倉敷市の50年に一度の値（令和4年3月24日現在） 48時間降水量：257mm 3時間降水量：94mm 土壌雨量指数：178 注1）「50年に一度の値」とは、再現期間50年の値のこと。48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれも倉敷市にかかる5km格子の値の平均をとったもの。 注2）大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表される（3時間降水量は150mm以上となった格子をカウント対象とする）。個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表させるわけではないことに留意。		平成24年7月九州北部豪雨 （死者行方不明者32人） 平成23年台風第12号 （死者行方不明者98人）
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年伊勢湾台風 （死者行方不明者 5,000人以上） 昭和9年室戸台風 （死者行方不明者 3,000人以上）
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	

暴風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者 152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者 231人)

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した実観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

高潮特別警報は、第4章「高潮対策」第2節「防災体制」、大津波警報は、第3編「地震、津波災害対策」第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2「地震、津波情報の種別と伝達計画」に記載。

(4) 気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間雨量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認し、災害発生への備えを行う必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県南部、北部の単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(7) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（8） 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（9） 洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水の恐れがあると認められるときは、国土交通省岡山河川事務所又は備前県民局が岡山地方気象台と共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当する。

（10） 土砂災害警戒情報

気象業務法及び災害対策基本法並びに土砂災害防止法に基づき、大雨警報の発表中において、土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山地方気象台と岡山県が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

（11） 避難判断水位情報

知事は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときに、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する情報である。

(12) 洪水、雨水出水又は高潮特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法に基づき、国土交通大臣、知事又は市長が定めた水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したとき、岡山河川事務所長、関係県民局長又は市長が、市民の避難及び避難指示等発令の参考として周知する情報である。

(13) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長、関係県民局長が水防を必要と認め、発表する警報である。

(14) 火災注意報、火災警報

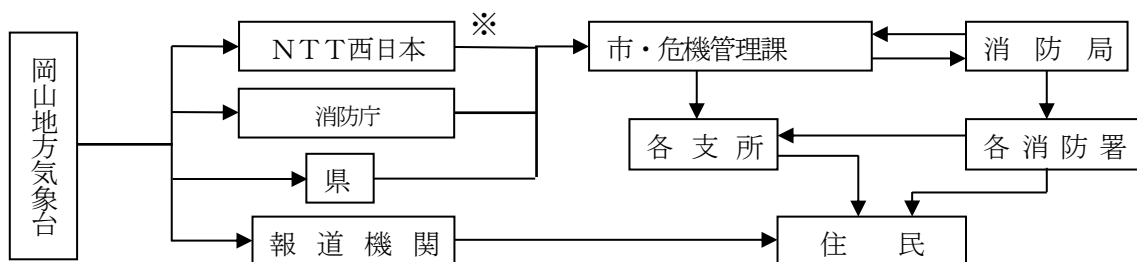
岡山地方気象台が発表した「火災気象通報」に基づき市長（消防局長）が必要に応じて発する。

第9節「消防」1「消防」（5）「火災注意報、警報発令基準」による。

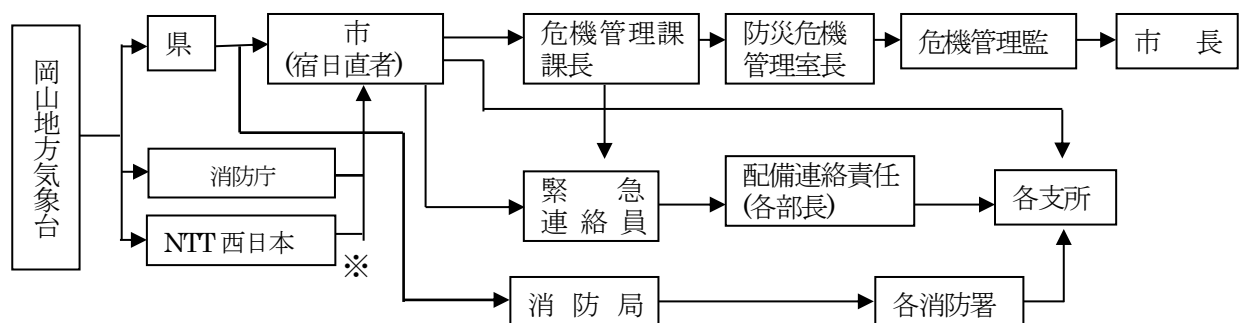
2 伝達系統及び実施方法

(1) 伝達系統図（※部の伝達は警報のみ）

ア 一般伝達系統



イ 勤務時間外



(2) 予報及び警報等の伝達措置

ア 勤務時間外又は休日における警報等の受領伝達は当直者が当たり、関係部課長に伝達しその指示を受ける。

イ 各局部長は庁内放送又は個別に警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに上司の命があったとき、又は自ら必要と認めたときは予報及び警報並びに対策を速やかに関係先へ伝達する。

ウ 一般市民に対する通報は必要に応じ、倉敷防災ポータルや広報車、警鐘等により周知を図るほか、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を要請する。なお、第3「災害広報」による。

第2 災害報告と通信連絡

1 災害情報の収集、連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後においては概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報等の早期収集に当たる。

市は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、無人航空機による撮影等により情報収集を行う。

市は、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 事故情報等の連絡

大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡するものとする。

安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を内閣官房、内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、国土交通省、文部科学省等、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

(3) 被害情報等の収集、連絡

市は、倉敷市総合防災情報システムを活用し、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索、救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等航空機の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。県警察は、被害に関する情報を把握し、当該情報を警察庁に連絡する。

人的被害の数（死者、行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理、突合、精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行う。

本部及び県本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

大規模な事故が発生した場合、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析、整理、要約、検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(4) 安否不明者情報の収集、連絡

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2 県への災害通報

災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号。以下この節では「規則」という。）により実施する。

(1) 報告の種類

ア 災害発生通報

災害が発生したとき、直ちに岡山県総合防災情報システム、電話、県防災行政無線電話等によりその概況を報告する（規則様式1）。なお、市の担当部署は原則として、倉敷市総合防災情報システムにより、場合によっては防災計画様式3-1号（災害発生受信処理票）により整理する。

イ 災害速報

防災計画様式3号（速報、確定報告）による。なお、報告に当たっては地元警察署と相互に連絡をとる。

ウ 被害概況報告

被害の程度が概ね判明したとき、岡山県総合防災情報システム、電話、県防災行政無線電話等により報告し、その後必要に応じて文書により報告を行う。

エ 災害状況決定報告

規則様式4～4の13の該当する内容による。

(2) 報告の実施

ア 災害に関する報告は、災害の種類に応じ、その事務を統轄する局、部、事務所の長が総務局長と合議のうえ県知事（備中県民局経由……（3）報告の系統参照）に岡山県総合防災情報システム、電話、県防災行政無線電話等により迅速に連絡し、事後必要に応じ文書で報告する。

イ 各局、部、事務所の長は災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明次第「災害発生通報」「災害速報」により逐次県へ報告する。

この場合、少なくとも「災害発生通報」後2時間以内に「災害速報」第1報を報告する。

ウ 「災害発生通報」及び「災害速報」通報後において、被害の程度が判明したとき「被害概況報告」をし、被害の程度が確定したときは「災害状況決定報告」を行うものとする。

エ 本部が設置された場合は、各部署は倉敷市総合防災情報システム等を活用し、被害状況を本部へ報告するものとし、本部において「災害発生通報」、「災害速報」、「被害概況報告」を行うとともに、県災害対策本部との連絡を行う。

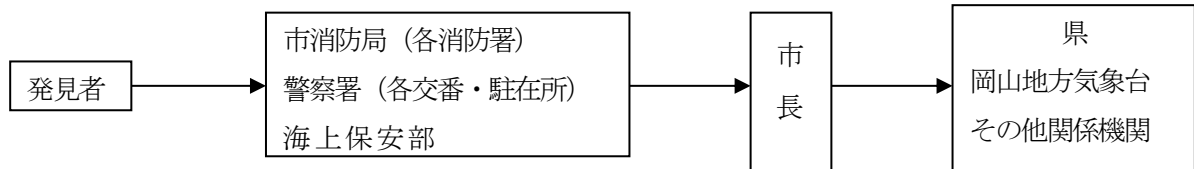
(3) 報告の系統

報告の系統は、災害の種類及び報告の種類に応じ次表による。

報告の種類	災害の種類	報告者	県 報 告 系 統 機 関			
			出 先 機 関	本 庁 機 関		最終 受信者
災害発生通報	水 害 (地滑り、急傾斜地災害を含む。)	市 長	→ 備中県民局建設部 → 備中県民局農林水産事業部	→ 土木部関係課 → 農林水産部関係課	→ 監理課 → 農政企画課	→ 危機管理課
	雪 害	市 長	→ 備中県民局建設部	→ 土木部道路整備課		→ 同
	火 災	市 長	→ 備中県民局地域政策部			→ 同
	風水害による農林水産災害	市 長	→ 備中県民局農林水産事業部	→ 農林水産部関係課	→ 農政企画課	→ 同
	民生に関する災害	市 長	→ 備中県民局健康福祉部	→ 保健福祉部保健福祉課		→ 同
	衛生に関する災害	市 長	→ 備中県民局健康福祉部	→ 保健福祉部保健福祉課		→ 同
	商工に関する災害	市 長 (商工会議所、商工会)	→ 備中県民局地域政策部	→ 産業労働部産業企画課		→ 同
	海上災害 特殊災害	市 長	→ 備中県民局地域政策部			→ 同
災害速報	すべての災害	市 長	→ 災害発生通報と同じ			
被害概況報告	民 生 関 係	市 長	→ 備中県民局健康福祉部	→ 保健福祉部保健福祉課		→ 同
	衛 生 関 係	市 長	→ 備中県民局健康福祉部	→ 保健福祉部保健福祉課		→ 同
	商 工 関 係	市 長 (商工会議所、商工会)	→ 備中県民局地域政策部	→ 産業労働部産業企画課		→ 同
	観 光 関 係	市 長 (商工会議所、商工会)	→ 備中県民局地域政策部	→ 産業労働部観光課	→ 産業労働部産業企画課	→ 同
	農林水産関係	市 長	→ 備中県民局農林水産事業部	→ 農林水産部関係課	→ 農政企画課	→ 同
	土 木 関 係	市 長	→ 備中県民局建設部 (水島港湾事務所)	→ 土木部関係課	→ 監理課 (防災砂防課)	→ 同
	公 立 文 教 関 係	市立学校園 → 市 長	→ 教育庁関係課	→ 総務課		→ 同
災害状況決定報告		※ 被害概況報告の系統に準ずる。				

注 県本部、地方本部、本部設置の場合は、本部（総務担当班）、地方本部（地域政策部）、県本部（危機管理班）が取りまとめを行う。

3 異常現象発見者の通報措置



（1）異常現象発見者の通報及び伝達

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市消防局又は警察署若しくは海上保安部に通報する。この場合、その通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に伝達する。

また、市、県及び国は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

（2）市長の通報

市長が異常現象発見者の通報、伝達を受けたときは、その旨を県（危機管理課又は当該災害関係主務課）、岡山地方気象台、その他関係機関に通報する。

岡山地方気象台に通報する異常現象は、次のとおりとする。

- ア 災害の発生するおそれがある異常な現象（局地的な大雨や大雪、沿岸地方における高潮など）
- イ 頻発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震）と災害を伴う地震

4 通 信

（1）通信手段

災害予報、警報及び特別警報の通報伝達又は被害報告及び各種情報の連絡は、次の通信施設により速やかに行う。

- ア 庁内放送
- イ 電話（衛星携帯電話を含む。）
- ウ 倉敷市総合防災情報システム
- エ 倉敷市緊急情報提供無線システム
- オ 岡山県防災行政無線
- カ 消防用通信設備
- キ 警察用通信設備
- ク 有線LAN（庁内LAN、かわせみネット）
- ケ J－ALERT
- コ Lアラート（災害情報共有システム）
- サ アマチュア無線

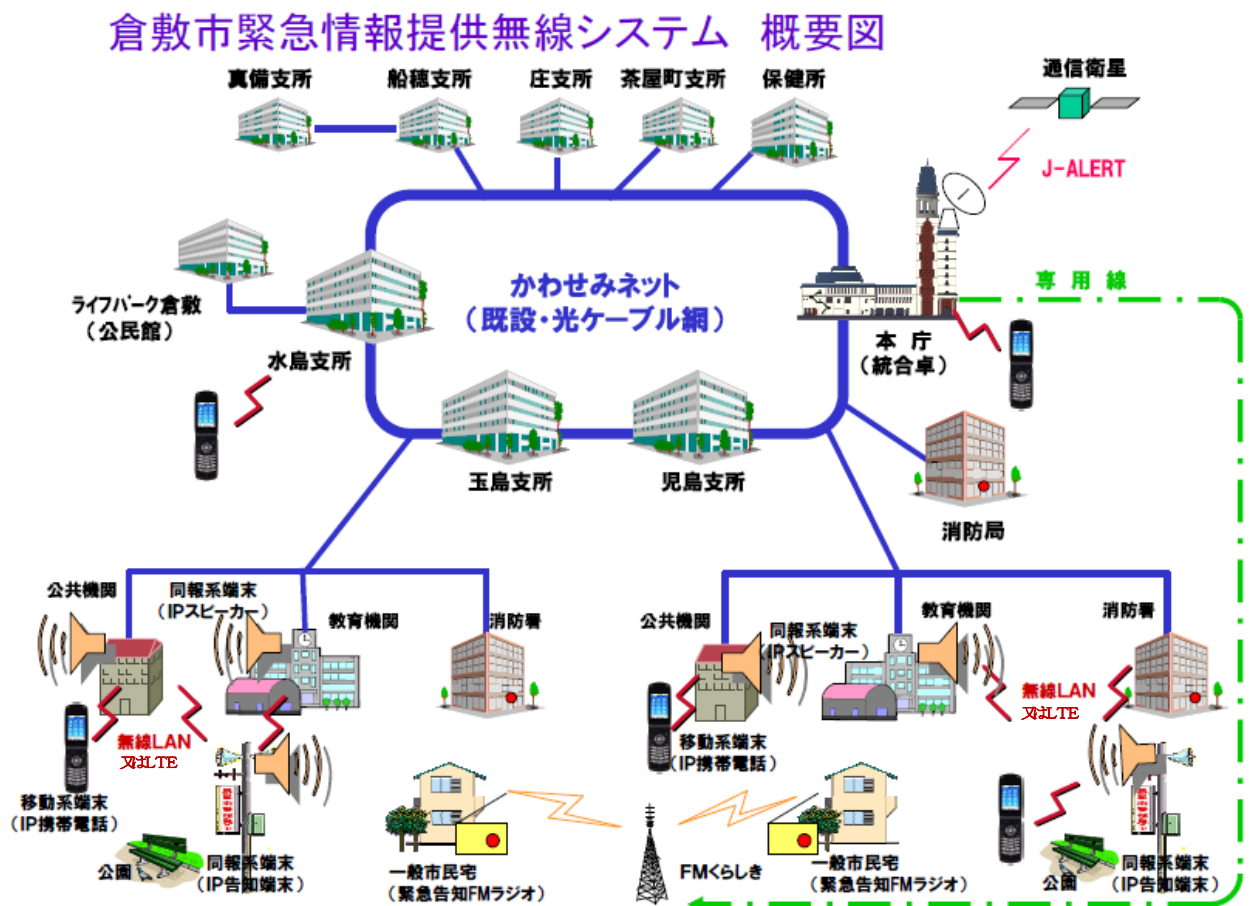
協定編＜6（3）アマチュア無線による災害時応援協定＞

(2) 通信措置

ア 市長は、電話による災害通信が円滑を欠くと判断するときは、あらかじめ県倉敷地方本部及び警察本部に協力を求める。

イ 災害時に電話が不通となった場合は、直ちに県倉敷地方本部に次の事項について連絡する。

- (ア) 不通箇所
- (イ) 不通区域
- (ウ) 復旧見込（時間）



第3 災害広報

1 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務対策部、各地区本部が担当する。
- (2) 市各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出する。
- (3) 広報担当は、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に努める。

2 広報の方法及び内容

(1) 広報手段

ア 報道機関

災害関係の予報、警報をはじめ対策活動や被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を受ける。

イ 倉敷防災ポータル

ウ 倉敷市緊急情報提供無線システム

エ 広報車

オ インターネット

カ 有線放送、放送塔

キ 広報紙

ク 緊急告知FMラジオ

ケ 自主防災組織向け携帯メール配信サービス、緊急速報メール、岡山県防災情報メール配信サービス

コ Lアラート（災害情報共有システム）

(2) 広報の内容

ア 災害関係予報、警報又は災害発生の状況

イ 市民に対する防災、救助、避難等の注意事項

ウ 安否情報

エ 災害応急対策及びその活動の状況

オ 災害復旧対策、救援及びその他の状況

カ 災害地を中心とする交通規制及び交通情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被害者生活支援に関する情報

シ 災害廃棄物の処理に関する情報

ス その他必要事項

(3) 災害広報実施のため留意すべき事項

ア 各支所及び関係機関との広報活動についての連携

イ 広報車両要員の確保のため配車担当部、消防局及び関係機関等との連絡を密にし、広報に活用できる車両、要員の確保に留意する。

ウ 有線放送、放送塔の設備のある地区について、その効果的な利用方法及び所在地、連絡依頼方法、放送可能範囲等を前もって把握し、広報システムの整備に努める。

エ 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した方法により伝達を行う。

オ 被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(4) 倉敷市災害緊急放送

倉敷市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、株式会社エフエムくらしき、株式会社倉敷ケーブルテレビ、玉島テレビ放送株式会社の放送設備を使用し、市民に対して災害に関する緊急放送を行う。

協定編〈6(2) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書〉

〈6(4) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書〉

〈6(5) 倉敷市災害緊急放送に関する協定書〉

(5) 報道機関との連携

高齢者等避難、避難指示の発令、解除については、岡山県避難情報伝達連絡会の規約に基づき、報道機関の協力を得る。

(6) 問い合わせ窓口の設置

市は、必要に応じ、発災後速やかに、市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 ^り罹災者救護及び市民保護

第1 災害救助法の適用について

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、県知事が災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、応急仮設住宅の供与など災害救助法による救助は、法定受託事務として県知事が行い、市長がこれを補助する。なお、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

県及び市が救助に要した費用については、県の災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第2条（救助の程度、方法及び期間）に基づいて国及び県が負担する。

なお、災害救助法が適用されない災害について、市長が救助の必要を認めるときは市長の責任において救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

（1）適用基準

災害救助法第2条に規定する政令（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下この節において「令」という。）により、次のいずれかに該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

ア 住家の滅失した世帯数が150世帯以上である場合（令第1条第1項第1号適用）

イ 県下の住家が滅失した世帯数が1、500世帯以上の場合であって、市内の住家が滅失した世帯数が75世帯以上である場合（令第1条第1項第2号適用）

ウ 県下の住家が滅失した世帯数が7、000世帯以上であって、市内の住家が滅失した世帯が多数である場合（令第1条第1項第3号前段適用）で、市域の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合（令第1条第1項第3号後段適用）

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（令第1条第1項第4号適用）

（2）被害計算の方法等

ア 住家の半失（半壊、半焼）世帯は全滅失世帯の1／2、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1／3として計算する。

イ 被災世帯数は、家屋の棟数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に則した決定をする。

エ 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても火災等の人為災害であっても差し支えない。

（3）災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における国及び県の負担基準として、救助の程度及び期間が、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定められている。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

種 別	救助範囲	費用の限度額	期 間	備 考
避難所	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬季(10月～3月) 別に定める額を加算する。 「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、旅館、ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 原則として、公有地を利用するが、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用可能	1 規模 1戸当たり29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額1戸当たり <u>6,285,000円</u> 以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。) 4 仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで	1 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。 2 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け又は災害により炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1人1日当たり <u>1,180円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物による。 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費 3 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、期間内に3日分以内を現物により支給することができる。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）	1 夏季(4月～9月)及び冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 次の金額の範囲内		災害発生の日から10日以内に完了		被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	
		区 分 (単位：円)		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人ごと
		全壊、全焼又は流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊、半焼又は床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
			冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		1 患者等の移送費は別途計上 2 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（施術者を含む。） 3 次の範囲内において行う。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		1 妊婦等の移送経費は別途計上 2 次の範囲内において行う。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給			
被災者の救出	1 現に生命又は身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上			

被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり <u>655,000円</u> 以内	災害発生の日から3月以内に完了（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）	大規模半壊
	1 住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり <u>318,000円</u> 以内	災害発生の日から3月以内に完了（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のもの
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用 1 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の範囲内の額 (1) 生業費 一件当たり 30,000円 (2) 就職支度費 一件当たり 15,000円 2 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子	災害発生の日から1月以内に完了	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、若しくはその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材を給付するための実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,700円</u> 中学校生徒 <u>5,000円</u> 高等学校等生徒 <u>5,500円</u>	災害発生の日から (教科書) 1月以内に完了 (その他の学用品) 15日以内に完了	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。 3 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品

埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1体当たり 大人(12歳以上) <u>213,800円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>170,900円</u> 以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つば及び骨箱
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うもの	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うもの	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり 3,500円以内(一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,400円以内(検案) 救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 次の範囲内において行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>138,300円</u> 以内	災害発生の日から10日以内に完了	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助を実施するに当たり輸送及び賃金職員等雇上が必要なる者	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被害者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分

実費弁償	令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 2 時間外勤務手当 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 3 旅費 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内	救助の実施が認められる期間以内	
	令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	

注1 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償を定めることができる。

注2 この基準と岡山県「災害救助法施行細則」が異なるときは、岡山県「災害救助法施行細則」による。

2 適用手続き

市は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、災害救助法の適用を受けると見込まれるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。災害救助法が適用された場合、県からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県に情報提供し、その後の処置に関して県の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理するとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

(1) 情報提供

ア 市長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは各種記録等を整備保管し、その状況を救助日報と併せ県本部に情報提供する。

イ 災害発生後、災害救助法適用期間内に処理できないときは、県本部に延長を要請する。その要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長を要する期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

- (エ) 期間の延長を要する避難所名、収容人員及び件数
- (オ) 期間の延長を要する状況
- (カ) その他

第2 避 難

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長が中心となり、相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立ち退きを指示して安全な場所へ避難させる。また、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象、水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル、計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

1 実施責任者

(1) 避難の指示等

- ア 市長 ……災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。（災害対策基本法第60条第1項）
市長と連絡がとれなく急を要するときは、副市長又はその命を受けた職員が代行できる。
上記の指示をしたときは、速やかに県知事に報告する。（同条第4項）
- イ 県知事 ……災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって措置を行う。（災害対策基本法第60条第6項）
洪水又は高潮又は地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ウ 警察官 ……災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その他事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）
市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができる。（災害対策基本法第61条）
- エ 海上保安官 ……市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができる。（災害対策基本法第61条）
- オ 自衛官 ……災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

カ 水防管理者……（水防法に係る災害の場合）洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。（水防法第29条）

（2）警戒区域の設定

ア 市長 ……災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。（災害対策基本法第63条第1項）

イ 警察官、海上保安官……市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。（災害対策基本法第63条第2項）この場合において、職権を行ったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ウ 自衛官 ……市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。（災害対策基本法第63条第3項）この場合において、措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

エ 知事 ……災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第63条第1項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。（災害対策基本法第73条第1項）

（3）避難所の設置

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

2 市の体制

事 務 分 掌	担 当 部
避難の指示等に関すること	総務対策部
避難誘導及び緊急救出に関すること	消防対策部及び各地区消防班
児童生徒等の避難等に関すること 避難所の開設に関すること	教育対策部

3 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の類型

指示等の種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	「災害のおそれあり」 災害が発生し、人的被害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前に指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することができる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者や障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等は危険な場所から立退き避難をする。 ・とるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をし、以後の防災気象情報、水位・潮位情報等に注意を払い、自主的に避難することが望ましい。
避難指示 (警戒レベル4)	「災害のおそれ高い」 災害が発生し、人的被害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前に指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することができる。	「危険な場所から全員避難」 ・居住者等は全員、危険な場所から立退き避難する。 ・とるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で「屋内安全確保」※1することも可能である。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	「災害発生又は切迫」 災害や人的被害が発生又は切迫している状況。 居住者等が立退き避難することがかえって危険である状況において、避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。 ※必ず発令される情報ではない。	「命の危険 直ちに安全確保！」 居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ・とるべき避難行動は、「緊急安全確保」※2である。 ・災害発生・切迫の状況で、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、居住等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

※2 緊急安全確保：立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、

その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を行うこと。

注 本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市町村長から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが必要である。

(2) 避難指示等の発令基準

次に、避難指示等の発令に当たり、参考とすべき情報を示す。具体的な発令に当たっては、倉敷市に岡山地方気象台から警報が発表されていることを前提に、風雨の状況、台風の進路、勢力（強さ、大きさ、中心気圧）、洪水予報や水防警報の発表状況、山崩れ、地滑り、海岸の状況、潮位（吹寄せ効果、吸上げ効果等）、避難路の状況等今後の予測を総合的に判断して発令する。

市長は、避難指示等の判断に際し、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

助言を求めることのできる対象機関

【水害】 一級河川指定区間外の区間 国土交通省岡山河川事務所等

一級河川指定区間、二級河川 県、県民局

【土砂災害】 国土交通省中国地方整備局、県、県民局

【気象】 岡山地方気象台等

「水害（河川洪水）」

ア 洪水予報河川（高梁川、小田川（真備町妹から下流）、足守川）

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されているとき 2 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）

避難指示 (警戒レベル4)	1 指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表されたとき（又は危機管理型水位計が設置され、危険水位が設定されている場合、対象河川の水位が危険水位に到達したとき） 2 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき（指定河川洪水予報により、水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想されるとき） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 5 ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） 7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～5に該当する場合は、躊躇なく、警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	(災害が切迫) 1 基準水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達したとき (計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき) 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当）等により災害の発生を把握できたとき） ※1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みのとき、発令基準5の災害発生を確認しても、再度発令しない。 ※発令基準に該当しても必ず発令するわけではなく、該当しないときでも居住者等に行動変容を求めるため発令することもある。

イ 水位周知河川（小田川（真備町妹から上流）、倉敷川、里見川）

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	- 対象河川の基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき - 対象河川の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき - 上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき - 対象河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）が出現した場合（対象河川の流域雨量指数が<u>実況又は予測</u>で洪水警報基準に到達するとき） - 上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき - 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき - 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	- 対象河川の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（<u>レベル4水位</u>）に到達したとき（又は危機管理型水位計が設置され、危険水位が設定されている場合、対象河川の水位が、危険水位に到達したとき） - 対象河川の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき - 上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき - 対象河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当）が出現したとき（対象河川の流域雨量指数が<u>実況又は予測</u>で洪水警報基準を大きく超過するとき） - 上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき - 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～3に該当する場合は、躊躇なく、警戒レベル4 避難指示を発令する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	(災害が切迫) - 基準水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達したとき (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき) - 対象河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当）が出現したとき（対象河川の流域雨量指数が<u>実況</u>で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達したとき） - 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき - 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) - 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（災害の発生を把握できたとき）

	※1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みのとき、発令基準5の災害発生を確認しても、再度発令しない。 ※発令基準に該当しても必ず発令するわけではなく、該当しないときでも居住者等に行動変容を求めるため発令することもある。
--	---

ウ 水位周知下水道（倉敷市では今現在ない。）

下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多いため、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 大雨警報（浸水害）の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき 2 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近又は通過することが予想される時
避難指示 (警戒レベル4)	1 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に到達したとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 重大な被害が生じることが想定される時 2 命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握したとき

エ その他河川等

その他河川等については、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に応じて避難指示等を発令する。

その他河川等のうち、河川や宅地の状況等から、居室や多数の人が利用する施設や空間に影響を及ぼさないと考えられる小河川、下水道等については、基本的に避難指示等の発令対象としない。

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき 2 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」<u>（警戒レベル3相当）</u>が出現し、引き続き水位上昇のおそれがあるとき（対象河川の流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達するとき） 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	1 上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれが高いとき 2 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」<u>（警戒レベル4相当）</u>が出現し、引き続き水位上昇のおそれが高いとき 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4 河川水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高いとき 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～4に該当する場合は、躊躇なく、警戒レベル4 避難指示を発令する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	（災害が切迫） 1 河川水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達したとき 2 対象河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」<u>（警戒レベル5相当）</u>が出現したとき 3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 5 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき（災害発生を確認） 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（災害の発生を把握できたとき） ※発令基準1～5を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みのとき、発令基準6の災害発生を確認しても、再度発令しない。 ※発令基準に該当しても必ず発令するわけではなく、該当しないときでも居住者等に行動変容を求めるため発令することも考えられる。

小河川、下水道等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、避難指示が発令された場合の避難行動は、小河川の沿岸家屋、地下空間等関係者以外の者は、「屋内安全確保」を基本として避難行動を検討することが重要である。

オ 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(ア) 洪水予報河川、水位周知河川

避難指示等の解除については、水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

(イ) 小河川、下水道等

避難指示等の解除については、当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除する。

「高潮災害」 第4章「高潮対策」による。

「津波災害」 第3編「地震、津波災害対策」第3章「地震、津波応急対策計画」による。

「土砂災害」

土砂災害は、受け取った市民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難指示等の発令対象区域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。避難指示等の発令対象区域を絞り込むため、岡山県土砂災害危険度情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難指示等を発令することを基本とする。

発令基準は次表のとおり。

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	- 大雨警報（土砂災害）<u>（警戒レベル3相当）</u>が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」（警戒レベル3相当）となったとき - 数時間後に国道430号（児島唐琴）の通行止の規制基準値である連続雨量100mm又は時間雨量20mmに達することが想定されるとき - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき - 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」（警戒レベル4相当）となったとき - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	（災害が切迫） - 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表されたとき <u>土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」（警戒レベル5相当）となったとき</u> （災害発生を確認） - 土砂災害の発生が確認されたとき ※1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みのとき、<u>3</u>の災害発生を確認しても、再度発令しない。 ※発令基準に該当しても必ず発令するわけではなく、該当しないときでも居住者等に行動変容を求めるため発令すること考えられる。

避難指示等の解除

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、解除の際に国及び県の土砂災害等の専門家に助言を求めることを検討する。

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(3) 市民への伝達方法

夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

第2節「災害情報通信」第3「災害広報」による。

ア 信 号

警 鐘	乱 打		
サイレン、信号	1 分	1 分	1 分
	5 秒	5 秒	5 秒
信号に当たっては、適当に時間継続するものとし、必要に応じ警鐘信号とサイレン信号を併用する。			

イ 災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等について避難情報の判断・伝達マニュアルの整備を行う。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、岡山県土砂災害危険度情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(共通事項)

- (ア) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- (イ) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (ウ) 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
- (エ) 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

(4) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては市及び警察が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。

イ 市民への避難誘導体制

市は、避難指示等の発令区域、タイミング、指定緊急避難場所等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発

生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して避難場所標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成、配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館、ホテル等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合（感染症予防を含む）等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、避難指示等が発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民等に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、避難指示等が発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民等がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民等の積極的な避難行動の喚

起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

市民等への避難指示等の伝達に当たっては、倉敷防災ポータルや倉敷市緊急情報提供無線システムを始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＳＮＳ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域への迅速かつ確かな伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

エ 移送

市は、避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

県は、市からの要請により被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めたときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等航空機、船舶による避難についても検討し、必要に応じてヘリコプター等航空機による移送を実施する。

4 指定緊急避難場所

市は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、浸水想定区域外へ避難する時間がない場合、緊急的に身の安全を確保するための、浸水時緊急避難場所を設置する。

5 指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に避難所標識を設置する等により、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等、多様な周知手段の整備に努める。

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難

場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、避難の指示等の実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練、研修等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。その際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における避難所設置手続きについて、次の事項を内容とする避難所運営マニュアルをあらかじめ策定する。

- (1) 指定避難所の開設、管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
- (3) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (5) その他開設責任者の業務

資料編〈第4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所〉

協定編〈8 避難場所利用に係る協定〉

6 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易ベッド、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設、設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、

施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等に努めるほか、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズ等に配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備のほか、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。

7 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

8 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るとともに、速やかに県に報告する。避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、必要があれば、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設し、倉敷防災ポータルやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

更に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、倉敷防災ポータルやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

9 届出避難所の開設

市の指定する避難所までの距離が遠い地域や避難場所までの間に危険箇所がある地域等において、地域の集会所等を災害時に、避難所として自主防災組織が運用する場合、事前の申請により届出避難所として認定し、毛布や食糧等の物資等を市が配備する。

自主防災組織は、発災時に必要に応じ、災害に対する安全性を確認の上、マニュアルに基づき、届出避難所を開設し、速やかに市に報告する。

10 福祉避難所の開設

市は、避難所に避難してきた者で、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、避難所の中に地域における身近な福祉避難スペースを設けるとともに、あらかじめ指定している地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難スペースについては、当該施設の避難所担当職員を管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

また、要配慮者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

11 避難所の管理運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、各避難所に担当職員を配置する。

なお、避難の長期化に備え、担当職員の配置計画を整えるとともに、男女の職員を配置するなど、避難者のニーズに対応できる体制をとるものとする。

また、避難所の運営に当たっては本部との情報連絡、調整が不可欠であることから、その連絡手段（設備）の整備に努める。

更に、職員だけで避難所を運営することはできないため、自主防災組織や避難者の自治組織により避難所運営が進むよう、平時から避難所運営研修など啓発に努めるとともに、避難所ごとの運営マニュアルを策定する。

- (1) 避難所担当職員は、開設状況（施設名、開設の日時等）、収容状況（収容人員、開設期間の見込み等）、閉鎖（閉鎖日時）について記録するとともに、本部に報告する。
- (2) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
- (3) 常に本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。その際、ろうあ者や視覚障がい者など、情報の入手が困難な人への配慮に努める。
- (4) 避難所が万一危険となった場合は、他の安全な避難所への避難を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 避難所内に負傷者あるいは体調不良者、感染症の罹患を疑う者等がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

- (6) 避難所内の要配慮者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講ずる。
- (7) 市は、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設、医療機関等への緊急入所、受診等により適切に対応する。
- (8) 市は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、市において確保できない物資については、県や他の市町村に協力を求める。
- (9) 市は、避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- (10) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。長期的な避難となる場合は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (11) 避難所においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防の観点から施設を広く活用することとし、避難者の生活空間の区画分割を行うことにより避難者同士の接触を可能な限り低減するとともに十分な換気対策を図るほか、避難者の健康管理や避難所の衛生管理等の必要な措置を講じるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (12) 避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違い等多様な視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (13) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (14) 市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。
- (15) 市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

- (16) 市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (17) 市及び県は、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、避難所の早期解消に努める。
- (18) 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図る。また、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (19) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (20) 避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等を行う。
- (21) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

12 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市からの応援要請に応じることが困難な場合は、水島海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 市は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。
- (4) 県は、市の実施する避難の誘導及び移送並びに避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

13 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 国（内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部）は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 政府本部の長は、広域避難を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、緊急性、想定被害の大きさ、関係機関間の協議状況などを総合的に判断し、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域避難の実施について必要な指示をする。

- (6) 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (7) 政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

14 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

15 要配慮者への配慮

- (1) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- (2) 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

16 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、性別によるニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

17 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 被災者への情報伝達活動

ア 市は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

イ 市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活

用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 市は、倉敷防災ポータル等を情報提供窓口として、被災者に総合的な情報を提供するよう努める。

エ 市は、情報伝達に当たって、倉敷防災ポータルや倉敷市緊急情報提供無線システム、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 市民への的確な情報の伝達

ア 市は、市民全体に対し、災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

イ 市は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

(3) 市民等からの問合せに対する対応

ア 市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集、整理、発信を行う。

イ 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

18 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第3 救 助

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については医療機関に収容する。なお、発生当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

1 実施責任者

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

県警察

水島海上保安部

2 市の体制

罹災者の救出は、必要な機材等により、消防対策部及び各地区消防班が担当する。

3 救出の方法

陸、海、空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター等航空機、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMAT等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

市、県、県警察、水島海上保安部は連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

4 応援協力関係

- (1) 市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
- (2) 市が自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。
- (3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。
- (5) 水島海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (6) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。
- (7) 災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMAT等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (8) 国、県及び市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (9) 国、県、市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4 飲料水の供給

災害によって水道水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者、在日外国人、訪日外国人及び広域避難者に対しても円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

1 実施責任者

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

2 市の体制

飲料水の供給については、水道対策部が担当する。

3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、（公社）日本水道協会岡山県支部等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

5 その他

平時から、1人1日3リットル「最低3日間、推奨1週間」分を目標に各家庭は自主的な備蓄に努める。
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編〈第4-2 給水用資機材〉

協定編〈1 市町村間の災害時相互応援〉

〈11 物資調達、避難場所提供等に係る協定〉

〈12 物資等調達に係る協定〉

第5 食料の供給

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者、在日外国人訪日外国人及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や性別によるニーズの差違、乳幼児向け、高齢者向け、アレルギー対応食品等にも十分配慮する。

1 実施責任者**(1) 食料の応急供給**

市長又は県知事

(2) 炊出しその他による食料の給与

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

2 市の体制

事 務 分 掌	担 当
食料の応急供給に関すること	総務対策部受援班
混乱期における備蓄食料の輸送に関すること	市民対策部税務班
非常炊出しに関すること	避難所派遣の職員

3 実施方法

(1) 実施場所

食料の応急供給及び炊出しの実施は、避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施する。

(2) 食料の応急供給及び炊出し方法

市は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、パン又は米飯等（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。また、食料の備蓄、輸送、配食、内容等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

市は、関係業界の協力を得て食料を調達し、必要に応じて炊出し用の米穀を米穀販売事業者等から確保するものとするが、調達・確保が困難な場合は、県に要請する。

市は、上記による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が適用されたときには、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の引渡しを受けることができる。

炊出しは、市及びボランティア等により、給食施設等既存の施設等を利用して行う。

なお、炊出し場所には、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指導するとともに関係事項を記録する。なお、炊出しを避難所施設で行うときは、避難所派遣の職員が兼ねて当たる。

(3) 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品衛生に心掛け、手洗い設備及び食器類の消毒ができる設備を設け、感染症等の発生予防に十分留意する。

4 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

応援等の要請において明示する事項

(1) 炊出しの実施・・・所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他

(2) 物資の確保・・・所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

協定編〈1 市町村間の災害時相互応援〉 (11 物資調達、避難場所提供等に係る協定)

(12 物資等調達に係る協定)

第6 生活必需品等の給与又は貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る。また、支援物資等の受入れや仕分け管理、配送等が円滑に行われるよう、拠点施設の確保に努める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者、在日外国人、訪日外国人及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や性別によるニーズの差違にも十分配慮する。

1 実施責任者

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

2 市の体制

罹災者に対する生活必需品等の給与又は貸与については、保健対策部、各地区本部が担当する。

3 給与又は貸与の方法

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等を調達し、給与又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の調達、給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

協定編 〈1 市町村間の災害時相互応援〉 〈11 物資調達、避難場所提供等に係る協定〉

〈12 物資等調達に係る協定〉

第7 住宅の仮設、応急修理

災害により住家が全壊し、全焼し又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。また、災害により、住居が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、必要最小限度の修理を行う。

1 実施責任者

市 長

県知事（災害救助法が適用された場合）

2 市の体制

住宅の仮設又は応急修理の実施については、建設対策部が担当する。

3 応急仮設住宅の建設等

災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型仮設住宅の建設、借上型仮設住宅又はその他による供与によって実施する。

建設場所は、被災者が一定期間居住することを考慮し、二次災害に十分配慮したうえで選定することとし、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

なお、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、健康状態の把握、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、性別によるニーズの違いへの配慮、福祉施設職員等の応援体制の整備などに努める。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した仕様に努めるとともに、その入居に当たっては、高齢者、障がい者等の優先的入居に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供に努め、可能な限り従前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障がい者のみの入居エリアを作らないようにする。

6 応援協力関係

市において応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則による。

資料編〈第4-2 給水用資機材〉

協定編〈1 市町村間の災害時相互応援〉

第8 障害物除去及び災害廃棄物の処理

1 障害物

災害により、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の除去作業を行う。

(1) 実施責任者

市長

県知事（災害救助法が適用された場合）

(2) 市の体制及び処理方法

建設対策部、地区本部が担当し、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて行うこととし、必要に応じてボランティア活動により実施する。

(3) 応援協力関係

市において障害物の撤去が困難な場合、他市町村又は県へ除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物処理計画に基づき、被災地から排出される災害廃棄物及びし尿等を迅速かつ適正に収集、運搬、処分することにより、生活環境の保全を図る。

(1) 実施責任者

市長

(2) 市の体制

災害により発生した廃棄物及びし尿等の収集、運搬、処分に関する作業は環境対策部が担当する。

(3) 住民への広報

災害廃棄物の処理に関して、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示等あらゆる手段で、災害廃棄物の処理及び不適正な処理の禁止に係る広報を行う。

(4) 災害廃棄物処理実行計画

発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を作成する。災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

(5) 仮置場の選定及び設置、管理

災害廃棄物の発生推計量を基に、必要に応じて一次仮置場の選定及び設置、管理を行う。

(6) 災害廃棄物等処理

道路復旧状況や周辺生活環境の状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集・運搬体制を構築し、道路の復旧状況等に応じて見直しを行う。

災害廃棄物の処理においては、可能な限り分別を行い、再資源化に努めることとする。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとし、必要に応じて一時的な保管場所を設置し、収集運搬体制を確保する。

(7) し尿処理

災害により、便槽からあふれ出る等、緊急的なし尿等の収集の必要性が生じた場合、迅速に収集を行う。また、新たに仮設トイレを設置した場合は、計画的に収集を行う。

収集業者及び処理施設が被災した場合、災害支援協定等に基づき、し尿等の収集・処理体制の確保に努めるものとする。

(8) 死亡獣畜等収集処理方法

死亡獣畜は原則として、死亡獣畜取扱場において処理する。ただし、取扱場において処理することが困難な場合は、環境対策部の指示を受けて処理する。

資料編〈第4-3 障害物除去・清掃に係る施設等〉

協定編〈1 市町村間の災害時相互応援〉

第9 医療、助産、公衆衛生活動（倉敷市保健所対策本部における活動に限る）

災害により、各医療機関において医療、助産等の機能が著しく低下した場合、傷病者の多発等により受入可能な患者数を超えた場合等、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に必要な医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る。

災害対応は長期に及ぶことを考慮し、対応当初から、医療と保健を調整し、公衆衛生活動にあたるものとする。

1 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

県知事（災害救助法が適用された場合）

(2) 主な関係機関

日本赤十字社岡山県支部

倉敷市連合医師会

倉敷市内歯科医師会協議会

災害拠点病院（市内では倉敷中央病院、川崎医科大学附属病院）

岡山県

2 市の体制

事 務 分 掌	部
医療・助産に関すること。 医療チーム（DMAT等）、医療救護班の協力要請に関すること 医療機関等との連携及び情報収集に関すること 医療救護所の設置、運営に関すること 救急機材及び医薬品の整備に関すること 被災地における健康管理に関すること 感染症の予防、対策等に関すること 食品衛生の管理に関すること	倉敷市保健所対策本部 部長 ・保健福祉局参与（保健所長）

倉敷市保健所は、倉敷市保健所対策本部として倉敷市災害対策本部、消防局と連携を図り、医療と保健を調整しながら活動を推進する。倉敷市保健所対策本部は、①倉敷市災害対策本部が設置されたとき、又は②震度5強以上の地震が発生したとき設置される。

児島地区本部の児島地区総務班、玉島地区本部の玉島地区総務班、水島地区本部の水島地区総務班の事務分掌のうち、「18 医療・助産に関すること」の事務を所掌する担当部署については、倉敷市保健所対策本部が設置された時に、倉敷市保健所対策本部の指揮下での協力体制に移行する。倉敷市保健所対策本部が設置された時には、倉敷市保健所から各地区本部長あてに連絡するものとする。

3 医療・助産

(1) 医療活動

ア DMAT及びDPAT等支援団体の要請

倉敷市保健所対策本部は、倉敷市消防局と協議して必要と判断した場合は、直ちに岡山県（岡山県地域災害保健医療調整本部）へDMAT及びDPAT等支援団体の派遣を要請する。

イ 医療救護班の要請

倉敷市保健所対策本部は、災害の現地において、医師会の医療救護班の出動を要請する必要があると認めた場合は、倉敷市連合医師会長へ医療救護班の出動について要請する。市内の医師の協力をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、岡山県（岡山県地域災害保健医療調整本部）へ応援を要請する。

また、災害の現地において、歯科医療の必要性が認められた場合は、倉敷市内歯科医師会協議会長へ出動について要請する。

ウ 医療救護班の業務

(ア) 傷病者に対する応急処置及び医療

(イ) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ）

- (ウ) 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (エ) 被災者の死亡の診断及び死体の検案
- (2) 医療救護所の設置及び運営
災害の現地の実情により、安全な場所への医療救護所の設置、必要に応じた巡回救護等、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備を行う。医療救護所の設置については、必要に応じ岡山県（県地域災害保健医療調整本部：備中保健所）を通じて岡山県災害医療コーディネーターの助言を受ける。医療救護班が業務にあたる。
- (3) 医療機関の情報収集
市内医療機関の情報収集を行う。
(EMIS「広域災害救急医療情報システム」の活用、医師会・歯科医師会等との連携)
- (4) 救急機材及び医薬品の確保
医療及び助産救助の実施のために必要な医薬品、医療機器及び衛生材料は、岡山県に連絡し、調達、確保する。

4 公衆衛生活動

感染症、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）又は慢性疾患の管理等被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等、災害直後から多様な公衆衛生活動を展開する。

倉敷市保健所対策本部は医療活動との調整を図りながら、状況に応じて、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応する。

- (1) 公衆衛生
生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調をきたすおそれがあるため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 防疫及びまん延防止活動
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき防疫及びまん延防止活動を実施する。
 - イ 臨時予防接種
感染症を予防するうえで必要があるときは、予防接種法に基づき県と連携し、対象者及び期間等を定めて臨時予防接種を実施する。
- (3) 保健活動の実施
 - ア 避難所等に医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を派遣し、保健指導を実施する。
 - イ 心のケア対策
被災や避難生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態になった被災者に対して、個別訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。
 - ウ 避難生活について、避難者の生活機能の低下（口腔を含む）、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進める等により、その改善に向けた健康管理体制の整備を図る。
 - エ 栄養・食生活支援
避難生活において限られた食料の中で食事のバランスが崩れる恐れがあることから、避難所食事提供について倉敷市災害対策本部と保健所対策本部が連携し食環境の整備に努める。

(4) 保健師チーム及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の要請

倉敷市保健所対策本部は、市の公衆衛生活動のみでは対処できないと判断した場合、直ちに岡山県へ保健師チーム及びDHEATの派遣を要請する。

5 食品衛生

食料品に起因する感染症等疾病の発生の予防を図るため、次の食品衛生監視活動を実施する。

(1) 支援物資（食品）の監視

被災者に給与する米穀、副食品、給食弁当等について鮮度（期限表示）等を監視し、指導する。

(2) 炊出しの衛生確保

避難所等における炊出しの実施に際し、衛生及び栄養管理指導等を行う。

6 動物の保護・管理

県と連携を図りながら、首輪やマイクロチップ等により飼い主の確認、その他被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等災害時における動物の保護・管理について必要な措置を講ずる。

7 その他

医療救護活動及び公衆衛生活動を実施する各機関は、職員等のストレス対策の実施に努める。

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編〈第4-5 医療・救急に係る施設等〉

協定編〈5 医療に係る相互応援〉

第10 遺体、行方不明者捜索及び収容、埋火葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視、遺体安置場所の確保、検視、検案、身元確認、処理、埋火葬を行う。

1 実施責任者等

(1) 実施責任者

市長

県知事（災害救助法が適用された場合）

県警察

水島海上保安部

(2) 主な関係機関

日本赤十字社岡山県支部

（公社）岡山県医師会

（公社）倉敷市連合医師会

2 市の体制

遺体の処理、埋火葬に関することは、県警察、医師等と連携し、環境対策部が担当する。

3 実施方法

(1) 遺体の搜索

ア 陸上における搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

イ 海上における搜索

水島海上保安部は、市、県警察と連携をとりながら遺体の搜索を行い、収容した遺体は、直ちに市に引き渡す。

(2) 検視、遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視、遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 県警察又は水島海上保安部は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、検案、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。

(ア) 医療班又は医師がボランティアの協力等により、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体は遺族に引き渡すことを原則とする。遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院等の敷地、安置所等）に集め、埋火葬の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬

市は、遺体対策については、火葬場、棺等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

(1) 市において、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

また、棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設の提供、遺体の搬送等について、協定に基づき、岡山県霊柩葬祭事業協同組合に協力を要請する。

(2) 水島海上保安部は、遺体の搜索が困難な場合は、県、他市町村へ遺体の搜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。

- (3) 県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、(一社)岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

資料編〈第4-4 斎場一覧〉

協定編〈14 葬祭用品供給、遺体搬送に係る協定〉

第11 防疫及び公衆衛生(保健所対策本部以外)

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生を予防し、まん延を防止する必要があるときは、防疫、公衆衛生活動を実施する。

1 実施責任者

市 長

県知事

2 市の体制

事 務 分 掌	部
環境衛生に関すること	環境対策部
被災地及び避難所等における消毒に関すること	児島、玉島、水島地区本部

3 防疫及び公衆衛生活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、市は、その他関係機関、団体の協力、援助を要請する。

(2) 班の編成

ア 防 疫 班

事務職員、作業員をもって組織し、1班3～4人とする。

衛生技術者(班長)1人、作業員2～3人、助手(事務)1人とする。

(3) 一般の協力

防疫組織の編成に当たって必要があるときは、環境衛生改善に係る地区代表者を予防委員に選任し、防疫活動に従事させる。

4 防疫及び公衆衛生活動

(1) 消毒の実施

市は、市民の行う清掃、消毒方法の周知を行うとともに、必要があるときは、専門業者の協力により、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

(2) トイレの設置

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置する。

(3) ねずみ、昆虫等の駆除

市は、ねずみ・昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を、必要があるときは、発生場所の関係者等と協議・連携し、これらの駆除を行う。

(4) 避難所の防疫及び公衆衛生

ア 市は、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

協定編 〈17 感染症予防活動に係る協定〉

第4節 ライフライン（電気、ガス、水道）の機能確保

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事等、緊急措置を行う。

第1 電 気

1 実施責任者

電気事業者等（中国電力ネットワーク(株)倉敷ネットワークセンター（0120-412-788））

2 応急対策

（1）災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

（2）災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

（3）復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 応援協力関係

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

資料編〈第4-7 発電所・変電所の所在、名称〉

協定編〈4(2) 災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書〉

第2 ガ ス

1 実施責任者

ガス事業者（岡山ガス(株)倉敷営業所（086-422-2750）、水島ガス(株)（086-444-8141））

2 応急対策

（1）災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設、設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

（2）災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

- ア ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。
- イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。
- ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び市へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(3) 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

(4) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（（一社）日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、（一社）日本ガス協会に対し応援を要請する。また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

第3 水 道

1 実施責任者

市長（水道総務課（086-426-3655））

2 応急対策

(1) 応急給水の実施

減、断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、市民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

また、災害による停電に備え、予備ディーゼルエンジンを整備し、給水の確保に努める。

(2) 災害時における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水の施設が損壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(3) 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

(4) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 応援協力関係

市において、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、（公社）日本水道協会岡山県支部等に応援を要請する。要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無受渡し場

所、期間を明示する。

資料編〈第4-6 上水道施設の所在、名称〉

第4 工業用水道施設

1 実施責任者

工業用水道事業者（岡山県企業局工業用水道事務所（086-446-2441））

2 応急対策

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

（1）土木施設

ア 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、高潮等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講ずる。

イ 浄水施設

使用可能な設備の切分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講ずる。

ウ 導水、送水、配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

（2）電気施設

災害の発生により、中国電力ネットワーク(株)の配電線が被害を受け、電力供給が途絶えた場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

第5節 災害の拡大、二次災害、複合災害の防止及び応急復旧活動

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

市は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。

市は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、市民の避難、応急対策を行う。

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 施設、設備等の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

市は、災害対策上重要な通信施設に障害が生じたときには、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

市は、情報収集で得た航空写真、画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に関して市等が行う活動に対する支援を実施する。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察、消防、自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

3 複合災害発生時の体制

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集、連絡、調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第6節 文教対策

第1 児童生徒等の安全措置

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校等管理者は臨時に授業を中止し児童生徒等を登校させないものとするが、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難場所の所在地、名称、収容可能人員等を学校防災計画に明示する。
- 2 予定避難場所の所在地、名称については常に児童生徒等及び保護者に周知徹底しておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童生徒等の動向を連絡できるような体制をも考慮する。避難場所へ収容した児童生徒等は、速やかに保護者に引き渡す。

第2 教材学用品等の支給

1 実施機関

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失し、又は毀損し、しかも学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校、高等学校等生徒（以下「小中高生」という。）に対して、市（教育委員会）は、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

2 実施方法

（1）学用品の種別

小中高生へ調達確保する学用品は、概ね次のとおりとする。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

（2）学用品の調達、割当て及び配分手続

ア 調 達

（ア）教科書については、所要冊数を岡山県教科図書販売㈱を通じて取り寄せ、配本する。

（イ）学用品等は最低必要量を確保し、臨時授業所に急送する。

イ 割当て

県から「学用品支給基準」の通知を受けたときは、速やかに各小中高生側に「学用品割当台帳」により割り当てる。

ウ 給与券の発行

市は、物資の割当てをしたときは、給与券を各小中高生別に作成し、本人（保護者）に交付する。

エ 支給

市は、受領書と引き換えに学用品を小中高生別に支給する。

（3）災害救助法の適用

学用品は、災害救助法が適用され、その対象となる小中高生に対して給付するもので、対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第3 教育施設の確保

1 学校教育施設の確保

被害施設の状況を速やかに把握し、岡山県災害報告規則による報告をするとともに、関係機関と密接な連絡のうえ、次の応急措置を行う。

(1) 被災校舎の応急修理

ア 火災により被災のあった木造建物で、全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い、児童生徒等を収容すること。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認したうえで、上記の修理を行い一時的に使用してもよい。

イ 火災以外の災害で被災した建物で、大破以下の被害建物は応急修理のうえ使用するが、水平力及び積載荷重並びに構造上の安全確認を行った後使用する。

(2) 臨時校舎の応急措置

応急修理により使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設を借り上げる。この場合には次の点に留意する。

ア 他校舎使用の場合

できるだけ一定箇所を区画使用し、他の児童生徒等の授業に支障を与えないよう配慮すること。

イ 本来の校舎以外の建物の利用

公民館、公会堂、その他の民有施設等を臨時校舎として使用する場合は、給水、給湯、便所等の設備を整備し、採光、通風等についても配慮し、構造的に不安定な建物は補強して使用するとともに教育的配慮を行う。

(3) 教育設備の応急整備

教育設備の破損、滅失については早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合は、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

2 応急教育施設の予定場所

災害により校舎が使用できず一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。臨時校舎は、無災害又は被害僅少な学校の校舎あるいは、公民館、公会堂その他民有施設を借り上げて行う。使用に当たっては臨時校舎としての応急措置をする。

なお、校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内で臨時校舎が使用できないときは、教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて授業を行う。

第4 社会教育施設等の保護

1 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被害を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難場所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全を確認のうえ使用する。

2 文化財の応急対策

国指定又は登録の文化財が滅失、毀損した場合、当該文化財の管理者は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条、第120条及び第136条の規定により市教育委員会、県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、毀損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により、市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

市指定の文化財の場合は、倉敷市文化財保護条例（昭和52年倉敷市条例第34号）により市教育委員会に届け出る。

なお、応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県、市の技術指導により実施するものとする。

第5 学校等の運営

1 学校給食の措置

給食物資の被害については、岡山県災害報告規則による報告を行うとともに、被災しなかった物資の保全に努めなければならない。なお、給食物資は一部免税物資であるため県給食会の指示があるまで処分してはならない。ただし、学校給食は災害による炊出しが行われた場合は、休止する。

学校給食を再開する場合は次の点に留意する。

- （1） 施設、設備の整備を速やかに行うこと。
- （2） 給食物資不足の場合は、需要申請書を提出し物資を受領すること。
- （3） 開始の見込みが立てば開始届を提出し、水害等で衛生上の問題があるときは、保健所の指導並びに県教育委員会の指示を受けること。

2 教職員の確保について

補充を要する教職員については、教員採用候補者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充し、臨時的任用による補充が困難な場合は、隣接の学校へ協力を求める。

以上の方法によっても不足する場合は、二部授業を採用する。

3 授業料の減免

災害のため授業料、保育料の支弁が困難な事由の発生したものについては、倉敷市立高等学校条例（昭和42年倉敷市条例第34号）、倉敷市立幼稚園条例（昭和42年倉敷市条例第35号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の規定による費用徴収条例の減免に関する規定等により減免の措置を講ずる。

4 心のケアの実施

被災児童生徒等の心の傷への対応として「心のケア事業」を実施することとし、県及び市は教職員への研修、精神科医や公認心理師・臨床心理士等による巡回相談を行う。また学校（園）は児童生徒等の保護者を対象とした相談活動を行う。

第7節 緊急輸送の確保

第1 交通規制

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を実施する。

1 実施機関

- (1) 国、県、市、各道路管理者（国土交通省岡山国道事務所玉島維持出張所、備中県民局建設部、水島港湾事務所、市建設局）
- (2) 県公安委員会、県警察
- (3) 知事

2 交通規制の実施

- (1) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）

ア 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定してできるだけ早く通行規制予告を発表するものとする
その際、当該情報が入手しやすいよう、多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路を示すものとする。

イ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

エ 道路法（昭和27年法律第180号）に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

オ 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

カ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

- (2) 県公安委員会、県警察

ア 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講ずる。

(ア) 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者等、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 道路、橋梁等の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

(エ) その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

(3) 知事

知事は、(1)カの措置に関し、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から必要な緊急通行車両の通行ルートを確保するため、道路管理者である市に対し、広域的な見地から指示を行う。

(4) 国土交通大臣又は農林水産大臣

国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該港湾管理者又は漁港管理者に対し、(1)カの命令又は措置をとるべきことを指示することができる。

3 交通情報の把握

実施機関は、相互に連絡を密にして、交通事情の実態の把握に努め、災害時における交通の適正を図る。

第2 輸 送

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関する措置を行う。

1 実施機関

災害応急対策要員及び物資、資材等の輸送は、基本的にはその応急対策を実施する機関が行うこととするが、各実施機関において輸送力が不足するときは、他の機関に応援を要請する。

2 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

3 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記第1段階の続行

- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記第2段階の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

4 輸送力の確保

- (1) 輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、最も適切な方法による。
 - ア トラック、バス等自動車による輸送
 - イ 列車による輸送
 - ウ 船舶による輸送
 - エ 航空機による輸送（離着陸用地の確保を含む。）
 - オ 自衛隊派遣による輸送
 - カ 人夫等による輸送
- (2) 本部の措置
 - ア 市有車両及び船舶を掌握し、輸送力の調整確保措置を行う。
 - イ 必要に応じ、次の順番により、災害時の緊急輸送を要請する。
 - (ア) 指定地方公共機関、関係団体
 - (イ) 輸送業者
 - ウ 市域において輸送力が確保できないときは、市は他市町村又は県に応援を要請する。
 - エ 災害時における協定に伴い協力要請する。

5 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共的機関所有の車両については、燃料費負担程度の費用とする。

資料編（第4-8 緊急輸送に係る施設等）

協定編（13 輸送に係る協定）

第3 交通の確保

1 道路啓開等

- (1) 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。
- (2) 路上の障害物の除去について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- (3) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等において

は、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

- (4) 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

2 緊急確保航路の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の緊急確保航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去による航路啓開に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

国（国土交通省）は、開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行う。

3 港湾及び漁港の応急復旧等

- (1) 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告する。
国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行う。
- (2) 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告する。

4 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行う。

5 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の確保

地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送

- (1) 市は、陸、海、空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施するものとする。
特に、機動力のあるヘリコプター等航空機、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。
- (2) 市は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関等に緊急輸送を要請する。
- (3) 市は、多重化や代替性、利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握、点検する。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達、供給体制の整備を図る。

第8節 水 防

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水災を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川、ため池、水路、下水道、海岸等に対する水防上必要な組織並びに監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用等については災害対策基本法の趣旨及び水防法に基づいて定める倉敷市水防計画によるものとする。

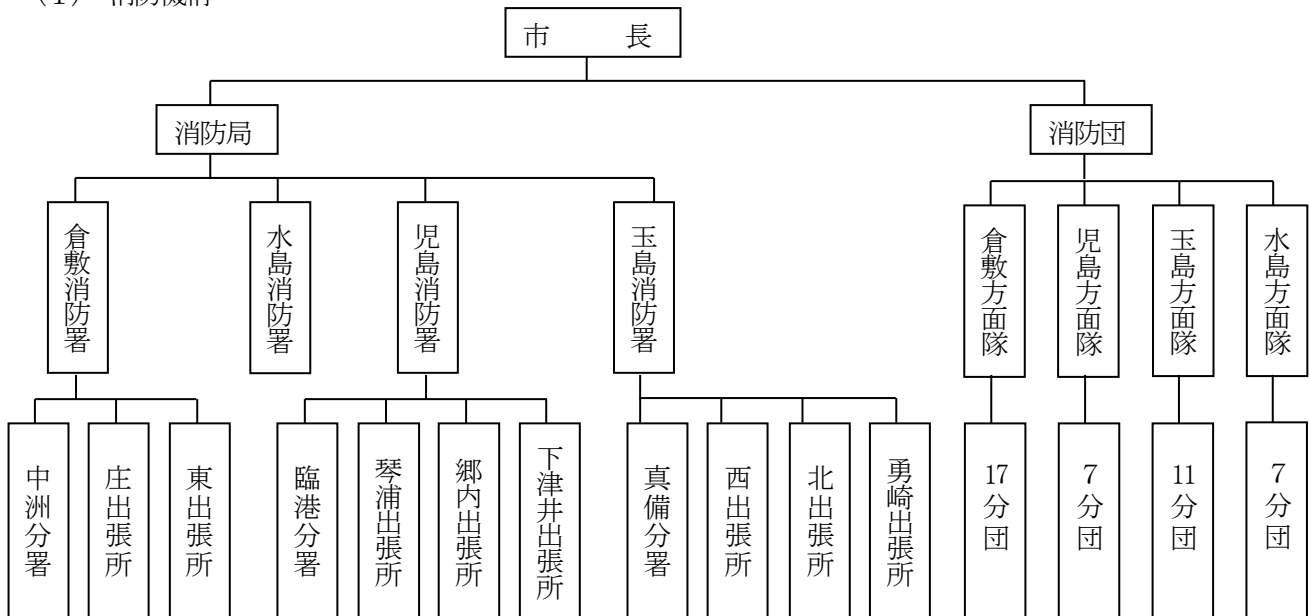
なお、倉敷市水防計画に定めのない事項については、防災計画の定めるところによる。

第9節 消 防

火災を警戒防御し被害を軽減するため、機構、施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策等消防活動についての大綱を定める。

1 消 防

(1) 消防機構



(2) 消防施設（消防車両等）

消防局	
普通ポンプ車	19台
水槽付ポンプ車	6台
大型高所放水車	1台
泡原液搬送車	1台
大型化学車	2台
化学車	3台
大容量送水ポンプ車	1台
大型放水砲車	1台
梯子車	3台
ブーム付ポンプ車	1台
泡放射砲車	2台
救助工作車Ⅱ型	3台
救助工作車Ⅲ型	1台
小型動力ポンプ付水槽車	4台
小型動力ポンプ付積載車	1台
高規格救急車	20台
106台2隻	

消防団	
普通ポンプ車	45台
小型動力ポンプ付積載車	52台
指令車、人員搬送車等	7台
積載車	3台
107台	

岡山県防災資機材センター	
泡原液搬送車	1台
資機材搬送車	4台
人員搬送車	1台
6台	

(3) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に維持管理するとともに、水利不足の地域については、計画的に増設を図り、プール新設に際しては消防用水利として有効に活用できるように措置を施し、また、用水路改修の際は消防用ピットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

資料編〈第4-9(2) 消防水利現有状況〉

(4) 消火活動

- ア 発災後初期段階においては、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- イ 市は、速やかに市内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- ウ 海上保安庁は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、市に対して応援を要請する。
- エ 被災地域又は発災現場以外の市町村は、被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 火災注意報、警報発令基準

ア 火災注意報

消防局長は、火災警報が発せられている場合を除き、気象等の状況が次の各号のいずれかに該当する場合で、火災予防上必要があると認められるときは、火災注意報を発令する。

- (ア) 実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下となる見込みのとき。
- (イ) 最大風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。
- (ウ) 岡山地方気象台が気象に関する注意報又は警報を発表したとき。
- (エ) 日々火災が多発しているとき、又はそのおそれがあるとき。

イ 火災警報

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

- (ア) 実効湿度が、60パーセント以下、最低湿度が、40パーセント以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
- (イ) 平均風速10メートル以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は発令しないことがある。)

(6) 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発表により火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合、大火に発展しやすい異常気象時には、広報車等により市民の警火心の喚起に努めるとともに警戒体制を強化し、火災警報発令時には勤務職員を増強し、非常体制を確立して万全を期する。

(7) 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ、大火を誘発させるおそれのある地域及び大規模な木造建築物並びに中高層の特殊建築物等に対しては、別に定める地域及び対象物ごとに消防計画を樹立し、火災防御、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

(8) 緊急避難対策

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき市長が発令するが、消防機関は常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にあるため、的確な緊急避難の指示を行うことができる。

ア 指示の基準

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要があると認められるとき。

イ 避難指示又は立退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を市長、所轄警察署長に通報する。

2 危険物防御

(1) 危険物火災の防御対策

ア 指定可燃物等の火災防御に際しては、種類、状況等を把握し、その性状に対応した防御活動により早期に鎮圧を図る。

イ 消火方策の決定

即時消火によるか、又は火勢に対応する消防力を集結し、守勢、攻勢の消火方策の選択に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

ウ 自衛消防力の運用

(ア) 危険物火災の規模、延焼拡大危険に応じ、当該危険物施設の事業所等が組織する自衛消防力の有効適切な運用を図る。

(イ) 危険物火災が延焼拡大するおそれがあるときは、相互応援協定による隣接都市の消防隊の応援協力を求め、更に必要に応じて緊急消防援助隊の要請を行い、所轄消防署長又は消防局長が消防隊を統一運用する。

エ 消火薬剤の調達受領等

(ア) 消火薬剤業者等により消火薬剤を緊急調達するときは、消防局長の特命により、消防局消防総務課職員が要請連絡を担当する。

(イ) 消火薬剤の受領場所は、災害現場の直近で消防部隊に供給便利な地点を選定し、検収その他必要な事務手続は、消防局消防総務課職員が担当する。

(ウ) 消火薬剤の調達運送に当たっては、走行経路を明らかにし、緊急車による誘導その他、隣接都市消防機関又は警察機関に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災防御対策

ア 爆発による火災の発生、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救出、救助活動を主体とし、延焼防止を図る。

イ 安全の確保

爆発災害現場においては、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者、保安担当技術者等と協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

ウ 救助・救急隊の運用

多数の負傷者等が予想される場合は、救助活動を主任務とする救助隊を編成するとともに、救急隊を運用することにより救助活動の万全を期する。

エ ガス施設の措置

(ア) 高圧ガス、液化石油ガス等の製造所、貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置等をとらせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止策を図る。

(イ) 液化石油ガス等の漏えい災害に対しては、ガス検知器を有効に活用して、危険範囲を探知し、速やかに警戒区域を設定して、火気使用禁止、立入禁止、交通制限等の警戒措置をとる。

3 惨事ストレス対策

(1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 事故災害応急対策

第1 海上、港湾災害対策

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

1 実施機関

市、中国運輸局岡山運輸支局、第六管区海上保安本部水島海上保安部、中国地方整備局宇野港湾事務所水島港出張所、岡山地方気象台、一般社団法人海上災害防止センター、県、県警察、港湾、漁港管理者、石油事業者団体、船舶等所有者

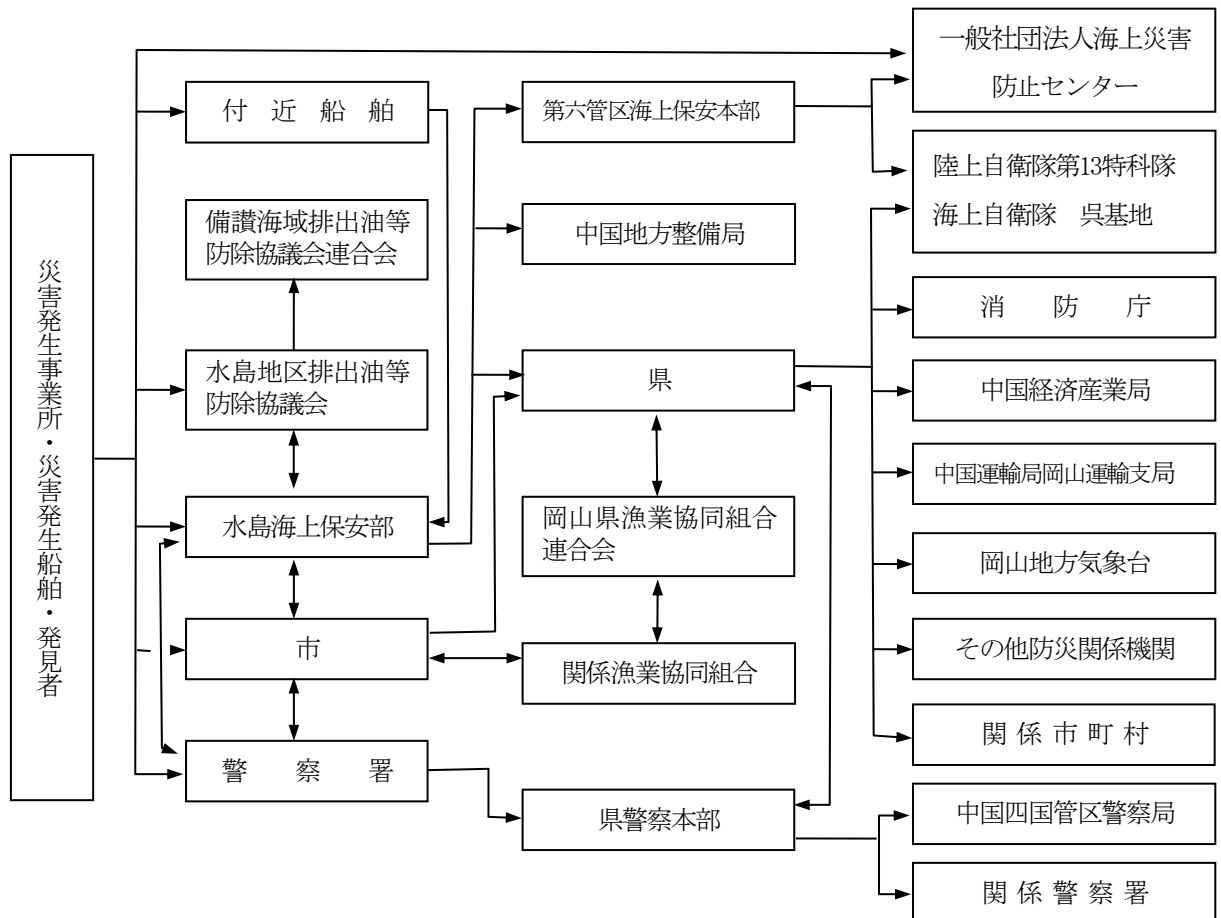
2 通報連絡

(1) 情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡するものとする。

情報収集・伝達系統



(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。
- イ 関係事業者は、海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ウ 海上保安部は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに関連情報等の収集に努める。
- エ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。
- オ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- カ 県は、運輸支局、海上保安部等関係機関に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。
また、運輸支局、海上保安部等関係機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、必要に応じ県に連絡する。
- キ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 市の応急対策活動の実施体制

市は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合には、状況に応じて注意体制、警戒体制及び非常体制により災害対策を実施する。

ア 注意体制

- (ア) 本市海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき、防災危機管理室は、庁内関係課の防災担当者に伝達し、注意体制を指示するとともに、関係機関との連絡を密にして情報の収集、伝達等の防災業務を開始する。
- (イ) 注意体制下においては特に次の事項に留意して業務を実施する。
 - a 関係機関からの情報を収集し、支所、消防署に必要な体制の整備と情報収集を指示する。
 - b 関係漁業協同組合への情報収集体制の確立を要請する。
 - c 防除等に必要な資機材の確認点検及び調達準備を行う。
 - d 状況に応じて速やかに警戒体制、非常体制に移行できる準備をする。

イ 警戒体制

- (ア) 大量の油等危険物の流出事故が発生し、市域の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき、警戒体制を指示する。
- (イ) 警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。
関係機関からの情報収集
 - a 市所有の船舶による海域への警戒及び防除活動
 - b 防除用資機材の現地への搬送及び保管場所、輸送手段の確保等
 - c 協定に基づく他市への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討
 - d 状況に応じて速やかに非常体制に移行できる準備

ウ 非常体制（本部の設置）

大量の油等危険物の漂着が認められ、市長が必要と認めるときは倉敷市災害対策本部条例に基づく本部を設置する。

(4) 関係機関の応急対策活動の実施体制

関係機関は、油等危険物の流出事故等の海上災害が発生した場合、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

3 実施内容

(1) 風水害時等の応急措置

ア 船舶の避難

(ア) 海上保安部は、台風、荒天等により在港船舶が港湾、漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾、漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示、勧告する。

(イ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

イ 港湾、漁港、航路等施設の応急措置

(ア) 港湾、漁港管理者（市、県）は、被災した港湾、漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地のしゅんせつ、岸壁、荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(イ) 海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

(ウ) 海上保安部は、航路の水深に異常を生じた場合、必要に応じて検測を行うとともに応急標識の設置等航路の安全の確保に努める。

(エ) 海上保安部及び港湾管理者相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講ずる。

ウ 海上交通規制

海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 海上流出油、危険物等の防除

ア 事業者の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合、海上保安部、消防機関及び市、県等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

(イ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関連企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について充分留意する。

(エ) 回収した油等の処理を行う。

(オ) 必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずる。

(イ) 原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。

- (ウ) 流出油応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (エ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (オ) 船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知する。
- (カ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- (キ) 船舶及び流出油の処分を行う。
- (ク) 巡視船艇を出動させ、市（消防局）と連携し、港湾関係団体との協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。なお、活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。
- (ケ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (コ) 流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講ずるよう命じる。
- (サ) 必要に応じて管区海上防止センターに対して防除措置を指示する。

ウ 市の措置

- (ア) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認められるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (イ) 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- (ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し海上への石油等流出防止措置について指導する。

エ 県の措置

- (ア) 必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- (イ) 海上保安部又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講ずる。

オ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

カ 港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

(3) 海上における火災

- ア 船舶で火災が発生した場合又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部、市消防局並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち消火活動を実施する。

また、市消防局は速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導を行う。

- イ 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市消防局が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担当し、市消防局等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。

(ア) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入きよ中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

ウ 海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 市長は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への拡大防止について、十分留意して行う。

オ 市長は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、また更に消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県警察等は多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を搜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

(5) 緊急輸送

海上保安部は、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送について実施する。

(6) 海上保安部が実施する海事交通の確保措置

ア 船舶交通の輻輳^{ふくそう}が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

(7) 治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における、犯罪の予防、取締りを行う。

(8) 海上保安部が実施する危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。

ウ 危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

4 二次災害の防止

(1) 海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

(2) 岡山地方気象台は、海上風、海霧等の気象の状況、波浪等の水象の状況、地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報、警報等の情報を発表する。

5 災害復旧・復興対策

(1) 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずる。

(2) 海上交通安全の確保

海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船舶等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

6 応援協力関係

(1) 市長は、港湾、漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 市長は、流出油防除活動等について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。

(3) 市及び海上保安部、中国地方整備局は、流出油防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合、必要に応じ、県及び港湾管理者へその確保について応援を要請する。

(4) 水島地区排出油等防除協議会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。

(5) その他の防災関係機関及び関係企業は、海上保安部、市又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

7 その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画（水島臨海地区）」により対応する。

第2 危険物等保安対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

1 実施機関

危険物及び関係施設の所有者、管理者、占有者

市、県、県警察、水島海上保安部

2 応急措置

(1) 危険物及び関係施設の所有者、管理者、占有者

ア 石油類

(ア) 施設内の使用火気は完全消火し、施設内の電源は状況に応じ保安系路を除いて切断する。

(イ) 施設内における貯蔵施設の補強及び保護措置を実施するとともに自然発火性物質に対する保安措置を講ずる。

イ 火薬類

(ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。

(イ) 移動措置をとる余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。

(ウ) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講ずるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

(エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のため、著しく原性能若しくは原形を失い、又は著しく安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

ウ 高圧ガス

(ア) 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、製造又は消費の作業を中止し、製造設備若しくは消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

(イ) 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

(ウ) 前2項目に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告する。

(エ) 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを決められた方法により安全に放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

エ 有害物質等

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質等が大気中又は公共用水域に排出された場合は、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがあるので、直ちにその被害の拡大防止及び施設の復旧措置を講ずるとともに、市長又は県知事に事故状況を届け出る。また、市長、県知事の指導等があった場合は、これに従う。

(2) 市及び県

ア 石油類

(ア) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、関係者と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

(イ) 火災の防御は市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模等により化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請の措置をとる。

(ウ) タンク等の全部若しくは一部の使用停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

イ 火薬類

(ア) 製造業者、販売業者又は消費者に対して製造施設、火薬庫の全部若しくは一部の使用停止を命ずる。

(イ) 火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止、制限をする。

(ウ) 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

(エ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の回収を命ずる。

ウ 高圧ガス

(ア) 製造のための施設、高圧ガス貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用停止を命ずる。

(イ) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を禁止、制限する。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄、移動を命ずる。

エ 有害物質等

(ア) 市長は、有害物質等が大気中又は公共用水域に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告、指示等により人身への被害を防止する。

(イ) 市長又は県知事は有害物質等に係る事故が発生した場合は、特定施設等（処理施設を含む。）の事故状況について、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに当該特定施設等設置者に対し、その事故の拡大又は再発防止のため、必要な措置を講ずるべきことを勧告又は命令する。

(3) 県警察

ア 市、県及び消防機関と連絡をとり保安措置の指導、取締りを行う。

警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長から要求があったときは、占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において設備、物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(4) 水島海上保安部

ア 被災地港湾への危険物積載船の入港を制限、禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止等保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に危険が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか停泊地を指定する。

エ 自力航行力を失った危険物等積載船に対し、港外へのえい航等安全な措置を講ずる。

第3 放射性物質事故対策

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故の発生、又は、そのおそれがある場合、放射性物質の特殊性に鑑み、地域住民に対して、影響が及ぶことがないように、予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係者等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定める。

1 対象とする事象

(1) 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えい又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

(2) 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において見つかること等をいう。

2 事故の予防と体制の整備

(1) 基本方針

放射性物質に係る事故等を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。

(2) 放射性物質に係る事故等の予防対策

ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置

関係法令に基づく適正な取扱い、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等自主保安体制の整備に努めるものとする。万一の事故に備えて個人用防護資機材を保有し、運搬の際には携帯すること。

イ 防災関係機関が行う措置

放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定さ

れたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民の被ばくの回避措置を取るものとする。

3 放射性物質に係る事故等の体制整備

(1) 放射性物質取扱事業者等が行う措置

- ア 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項等について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
- イ 万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
- ウ 放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し災害発生時の初期対応に備える。

(2) 防災関係機関が行う措置

- ア 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
- イ 救急・救助体制を整備する。
- ウ 放射性物質の防護資機材を整備する。

4 事故等の応急対策

放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

(1) 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがあるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。通称、原子炉等規制法）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

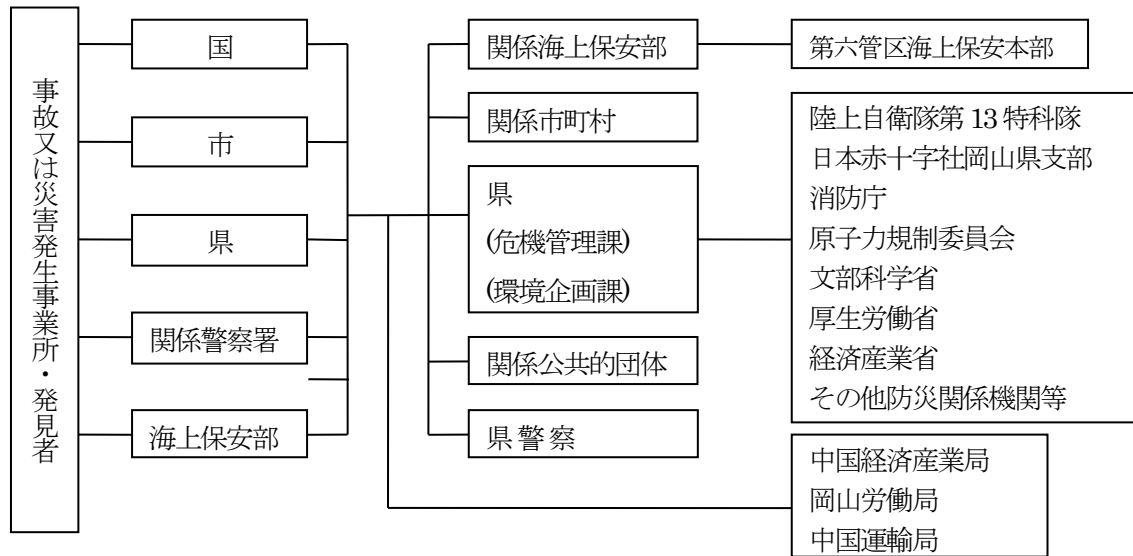
また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関に通報する。

(2) 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の措置を講ずる。

- ア 消火その他の事故の鎮静化措置
- イ 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- ウ 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
- エ 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- オ その他放射線障害の防止に必要な措置

放射性物質の取扱上の事故の発生時における情報の収集及び伝達の系統（国への伝達は事業所等）



5 市の行う措置

市長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供

- ア 事故の様態に応じた避難の指示等
- イ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- ウ 被ばく者の救助等
- エ 汚染の拡大防止及び除染

(2) 地域住民等に対する広報

なお、上記の措置の実施が困難のときは、県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

第4 地下埋設ガス導管等保安対策

1 実施機関

工事施工者、ガス事業者
市、消防機関、県警察、県

2 応急対策

(1) 工事施工者

- ア ガス事故が発生したときは直ちにガス漏れ箇所を確認し、ガス事業者、消防局、警察署等関係機関に通報するとともに、交通規制の措置をとる。
- イ 事故現場の飛散物等事故の拡大を招くおそれのある物件や防災活動に障害となる物件を早急に除去する。

(2) ガス事業者

- ア ガス事故が発生したときは、緊急遮断装置でガスの供給を停止し、事故の拡大を防ぐ。
- イ 緊急保安要員を現場に急行させ、必要に応じて付近の火気の完全消火及び退避を警告すると同時に消防局、警察署に連絡する。

(3) 市

事故の状況により、必要と認める地域の者に避難の指示を行い、災害拡大を招くおそれのある設備、物件の除去等保安上必要な措置を講ずる。

(4) 消防機関

漏えいガスにより火災発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定して、区域内の火気の使用を禁止し、一般の者の退去を命じ、若しくは出入りを規制する。

ガス火災に対しては可燃物への延焼の防止に努め、状況によっては、他の防災関係機関の応援を求める。

(5) 県警察

事故現場における付近の交通規制を行い、消防機関と協力し又は市長の要請に応じて警戒区域を設定し、付近の者を退避させるなど被害の防止に努める。

(6) 県

市長からの要請があったとき又は県知事が必要と認めたときは、他の防災関係機関の応援を要請する。

(7) 災害時における協定書等

協定編〈4(3) 災害時における連絡・協力体制の実施に関する協定書〉

第11節 集団事故総合救急対策

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、関係機関、団体による総合的な救急体制を確立することにより、迅速、適切な救急活動を実施する。

1 事故発生時における措置

(1) 事故発生責任者（企業体等）

- ア 事故発生又は事故発生を覚知したときは、消防局、警察署、海上保安部に通報する。
- イ 自力による最大限の救急活動を実施する。
- ウ 救急等関係機関に連絡し協力援助を受ける。
- エ 事故発生責任者は総合救急体制に参加し、それぞれの分野に所属して全力をあげて救急及び防災活動を実施する。

(2) 通報を受けた機関は、緊急出動するとともに、災害の規模、状況等を調査、判断し当該機関の長において必要と認めるときは、市長に対し、応急対策の実施を要請する。

(3) 市長は、発生事故に対する応急対策実施の要請を受けたとき、又は通報その他により事故の発生を覚知し、必要があると認めたときは、防災計画による非常体制をとり、本部を設置し応急対策を実施する。

ア 本部組織により、発生事故に対応した非常配備を行う。

（本部主担当－保健福祉部、市民環境部）

イ 所要の関係機関、団体、地区住民等に対し協力、援助を要請するとともに、知事（総務部危機管理課）及び日本赤十字社岡山県支部に通報し必要な援助措置を要請する。

ウ 災害の規模、状況により現地連絡調整本部を設置する。

(4) 事故対象物が特殊な物質で、救急対策等を実施するために、特別な知識を必要とする場合は、当該知識を有する専門者、学識経験者に協力応援を要請する。

2 集団事故総合救急体制の主要たる機能

主要な機能	内 容	分 担 概 要
総 合 調 整	情報の収集、相互連絡、判断の統一、各機関の活動の総合調整、通報連絡、負傷者収容等必要とする施設の確保 報道、渉外	現地連絡調整本部 { 各関係機関、団体の責任者 出動各班、各部隊の長
消 防	現場の危険排除 災害の鎮圧 警戒区域の設定と出入規制	消防局 警察署 水島海上保安部
警 備 交 通 規 制	現場の治安、秩序の維持 交通規制	警察署 水島海上保安部
救 出 ・ 救 助	傷病者の救出	消防局 警察署、水島海上保安部 市及び関係機関の救出班

救急・搬送	救急車による病院及び収容所等への搬送 搬送中の傷病者看護 搬送車両等の確保	消防局 警察署 倉敷市保健所 医療機関（医師会） 日本赤十字社岡山県支部
救 急 医 療	現場の救急医療 傷病者の応急措置 収容病院等との連絡、指示	日本赤十字社岡山県支部 医療機関（医師会） 倉敷市保健所
資機材等補給	各種資機材の補給	消防局 警察署 海上保安部 市、県出先機関 その他要請を受けたもの
遺 体 収 容	検視 身元確認、発表 仮安置所の設置	警察署 海上保安部 市

3 総合救急体制整備対策

市及び救急関係機関、団体は相互に協議して総合救急対策についての協議会等を設置し、体制の整備促進を図り、市域の実情に即して、組織及び運営についての要領を定め、相互の連絡、調整を行い、常に緊密な体制を保持するよう努め、応急活動の実効を期すること。

4 費用の負担

- （1） 医療機関に係る費用について、事故発生責任者の責に帰すべき原因による災害の場合は、市が負担した費用については当該事故発生責任者が負担する。
- （2） 関係法令等により定められている費用負担の制度による。
- （3） 応急体制活動のために負傷等を受けた災害補償は協力、援助を要請した者の責任において、関係法令に基づき処理する。

第12節 応援、派遣、雇用

第1 自衛隊派遣要請

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

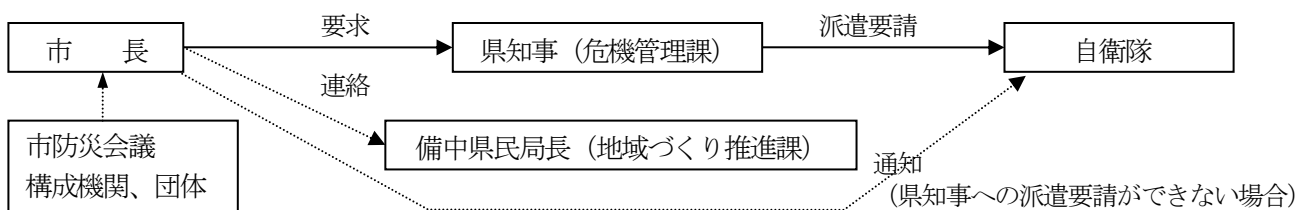
1 自衛隊の活動範囲

- (1) 被害状況の把握及び伝達
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開、応急復旧
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水
- (11) 入浴支援
- (12) 物資の無償貸与又は譲与
- (13) 交通規制
- (14) 危険物の保安及び除去
- (15) 災害廃棄物の除去
- (16) その他

2 要請手続

県知事等（災害派遣要請権者）は、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、県知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。緊急を要する場合その他やむを得ない時は電話等により連絡し、事後速やかに文書を提出する。この場合、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。

資料編〈第7-様式5号 自衛隊派遣要請に関する様式〉



手続の際の必要事項は次のとおりである。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 受入体制

(1) 市の連絡担当者

ア 市長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。

イ 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について県の現地責任者及び部隊の現地指揮官と連携を密にして、本部との連絡に当たる。

(2) 派遣要請後の措置

市は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて、部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達成するよう努める。

ア 部隊と緊急措置に従事する消防団体、その他市民との協調を図る。

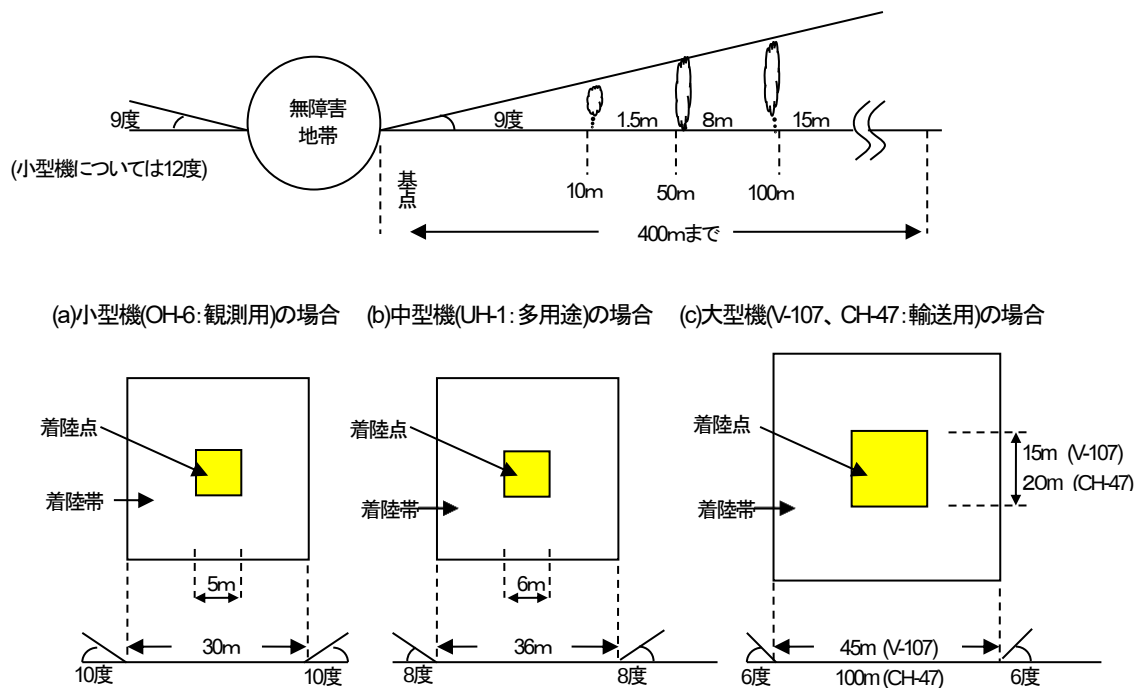
イ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

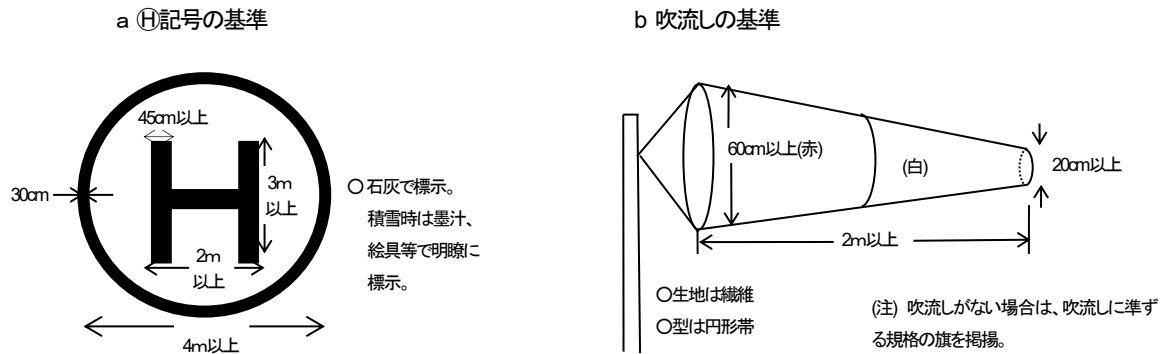
エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

(ア) 次の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。この際、土地の所有者等と十分調整を行う。



(イ) 着陸地点には、次の基準の㊦記号を進入、出発方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から、風速の判定ができる吹流しを掲揚する。



資料編〈第4-10(1) 利用可能なヘリポート適地〉

(3) 派遣に要する経費の負担

ア 部隊が派遣された場合、次に掲げるもの以外の経費は、それぞれの災害対策実施機関の負担とする。

- (ア) 部隊の輸送費
- (イ) 隊員の給与
- (ウ) 隊員の食糧費
- (エ) その他部隊に直接必要な経費

イ 派遣部隊受入側が負担する経費は、応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料及び損料、入浴料、光熱水料、電話等通信費、消耗品、補償費、有料道路の通行料等防災活動に要する費用とする。

ウ ア及びイに定める経費の負担区分に疑義が生じた場合は、協議して定める。

第2 その他応援及び雇用

1 市域外の機関又は他市町村に対する応援要請（県への要請分）

他市町村又は指定行政機関、指定公共機関の専門の職員の派遣及び応援を必要とするときは、次の事項を付して県知事に要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする対象
- (3) 応援を必要とする職種、人数、期間、場所

資料編〈第4-10(2) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請〉

〈第7-様式6号 広域航空消防応援に関する様式〉

- (4) その他必要な事項

2 受援体制の確保

他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受ける場合に、これを効果的に活用するため、「倉敷市災害時受援計画」に受援体制及び受援の流れについて定める。

3 相互応援協定による応援要請、派遣

市において、大規模災害が発生し、締結市の応援が必要と認められる場合は、災害の概要等を明らかにし、

連絡担当部局を通じて協定締結市町へ応援を要請するものとする。

また、締結市町において災害が発生し、応援要請があった場合は応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

協定編〈1 市町村間の災害時相互応援〉

4 「災害時における相互応援協力に関する覚書」による協力事項

市において、地震その他による災害が発生した場合において、円滑な救護活動を遂行するため、必要と認められる場合は、相互に協力を要請することができる。

協定編〈4(1) 災害時における相互協力に関する覚書〉

5 応急活動要員の雇用

災害応急対策を実施するために必要な要員の雇用は、それぞれの機関が行う。なお、要員の確保については、あらかじめ土建業関係者、公共職業安定所等と協定し必要な措置を講じておく。

協定編〈7 公共土木施設等に係る応急措置等〉

6 雇用の範囲及び作業の対象

- (1) 罹災者の救出及び避難
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 飲料水の供給
- (4) 救助用物資の輸送及び配付
- (5) 死体の搜索及び処理

7 給与の支払

雇用による賃金等の額は、その時における地域の慣行料金によることを原則とする。（公共職業安定所の業種別標準賃金等による。）ただし、法令その他により別に基準があるときは、それによる。

8 ボランティアの編成及び活動

(1) ボランティアの編成

災害応急対策の実施に必要があるときは、市長に要請又は自発的にボランティアを編成して関係事業に従事する。そのボランティアは概ね次のとおりとする。

- ア 日本赤十字社ボランティア
- イ 青年団体
- ウ 女性団体
- エ 自主防災組織、町内会、自治会
- オ 大学、高等学校の学生、生徒
- カ その他のボランティア

(2) ボランティアの主な作業

- ア 炊出し、その他被災者に対する救助
- イ 清掃、防疫
- ウ 災害対策用物資の配分及び輸送
- エ その他

第13節 ボランティアの受入れ、活動支援計画

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO、NGO等のボランティア団体や中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や活動調整を行う組織）等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

1 実施責任者

市 長

県知事

日本赤十字社岡山県支部

市社会福祉協議会

県社会福祉協議会

2 応急対応

(1) 市、県の措置

本部、県本部は、日本赤十字社岡山県支部、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会と連携し、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集した防災ボランティアにより、救助活動を行う。

(3) 社会福祉協議会の措置

市社会福祉協議会、県社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの

募集範囲等について判断する。

ア 県社会福祉協議会は、被災地社協における災害救援活動が迅速かつ円滑に展開できるように災害ボランティアセンターの運営支援を中心としながら、社会福祉協議会の活動原則に基づく災害救援活動を行う。

イ 市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施できるように、市の要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、運営を行う。また、市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の迅速な実施が必要と判断した場合は、市の了承を得たうえで、自らの判断で災害ボランティアセンターを設置し、運営を行う。

(4) 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

県に登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳、翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

(5) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

協定編 〈15 ボランティア活動に係る協定〉

第14節 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

全国各地から届けられる大量の生活必需品等救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配付できる体制を整えておく必要がある。また、被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。この救援物資等を効果的に活用するため、「倉敷市災害時受援計画」に受援体制及び受援の流れについて定める。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ること、物資の搬送車両により交通が渋滞することや、必要以上の物資が届けられ、その保管、管理に後々まで影響を及ぼすこと等が考えられる。そのため、物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分等をした後、必要に応じて被災市内へ搬送することとし、受入地での受入れ・仕分等の作業及び受入地から被災市内の地域内輸送拠点までの搬送については県で対応し、当該地域内輸送拠点からの作業については、市で対応する。

被災県は広域物資輸送拠点を、被災市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

搬送には、陸海空のルートを検討することとし、特にヘリコプター等航空機の利用のための条件整備を図る。

1 必要とする物資等の把握・情報提供

(1) 市の役割

必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用しながら、避難所等に不足している物資、避難者のニーズを把握し、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目・数量並びに把握した時刻を県に連絡する。

なお、避難所に届いた物資の品目・数量については常に把握し、過不足が生じた物資については市内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図ることとする。

(2) 県の役割

被災市町村の情報を速やかに把握し、県内で調達できない物資の種類と数量並びに県内の受入地を国及び災害時における応援協定を締結している他の県に連絡し、応援を要請するとともに報道機関の協力を受けて全国に協力を要請する。

また、その際、物資の梱包や送付方法の正確な広報に努めるものとする。

なお、届いた物資の品目及び数量の把握に努め、過剰となっている物資を国、協定県等に報告し、全国に公表して協力・理解を得ることにより過剰な物資の流入を極力避ける。

被災市町村における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送する。（プッシュ型支援）

(3) 地域の役割

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、指定避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の自治組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。

2 物資の受入体制等

(1) 市の役割

プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

市内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。

指定された地域内輸送拠点には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

なお、物資の仕分には大量の人員を要するため、ボランティアに協力を求める等により対応する。

地域内輸送拠点：阿津防災備蓄倉庫

(2) 地域の役割

避難所等の市民は、物資の仕分、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 県の役割

県は、被災者等への迅速な物資の配送を行うため、あらかじめ県内の物資の受入拠点のネットワーク化及び物資の需要と供給に関する情報の一元化を図るよう努める。

国又は他県からの物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は次のとおりとし、当該拠点が被災するなど、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市の地域内輸送拠点の状況、物資の流通状況など）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が指定する。

広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンベックス岡山、岡山空港貨物ターミナルビル第2棟

代替拠点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫等

指定した受入地には、職員を配置し、物資の受入れ、保管、搬出作業を行い、順次市の地域内輸送拠点へ配送する。配送作業等の効率化を図るため、必要に応じ、物流専門家の派遣を要請する。

なお、物資の流通の各段階において、大量の人員が必要な場合には、ボランティア等の協力を求める等により対応を図る。

3 輸送方法

（1）市の役割

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、地域内輸送拠点及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター等航空機臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

地域内輸送拠点から避難所への輸送については、（一社）岡山県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

（2）県の役割

受入地から地域内輸送拠点への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき、災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて、一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、（一社）岡山県トラック協会に調整業務等への参画、施設の活用などの協力を要請するとともに、必要な場合は、公用車によっても対応する。

陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプター等航空機の利用等による輸送を検討することとし、海上保安部、漁業関係者、海運事業者及び自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

また、海上輸送拠点及び航空搬送拠点は次のとおりとする。

海上輸送拠点：水島港、岡山港、宇野港

航空搬送拠点：岡山空港

（3）運送事業者である公共機関の役割

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、受援計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

4 物資の配付方法

（1）市の役割

避難所へ搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。

なお、配付に当たっては、要配慮者を優先する。

また、被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や自治組織を通じる等により、物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、配付するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、自治組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

(2) 地域の役割

避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

第15節 義援金品の募集、受付、配分

1 関係機関

市、県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県共同募金会（倉敷市共同募金委員会）

2 協力機関・団体

市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他関係団体

3 募集方法

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先をホームページ、報道機関等を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

市は、必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

市は、地域住民に対して、それぞれの機関を通じて災害義援金品の拠出を呼びかける。なお、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分、配送に十分配慮した方法とするよう努める。

4 配分方法

関係機関に拠出された義援金品は、県本部又は市が引き継ぎ、次の基準を参考にして配分する。義援金については、日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(1) 配分基準

ア 一般家庭用物資

・全失世帯 1 ・半失世帯 1/2 ・床上浸水世帯 1/3

イ 無指定金銭

・死者（行方不明で死亡と認められた者）及び全失世帯 1
 ・重傷で障がい相当残る程度の者及び半失世帯 1/2
 ・その他の重傷者及び床上浸水世帯 1/3

(2) 配分の時期

配分は、できる限り引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が一定量に達したとき行う等配分の時期には十分留意して行う。

5 義援金品の管理

(1) 金銭の管理

現金は市の歳入歳出外現金として、会計管理者が保管管理するものとする。

(2) てん末の記録

義援金品募集配分機関は、災害義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

6 費 用

義援金品の募集配分に要するボランティア等は、できるだけ無料ボランティアとするが、輸送、その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

第3章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

- (4) 国は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (5) 国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県知事又は市長から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法を確立するとともに、必要に応じて二次仮置場、最終処分地を確保する。
- (2) 災害の規模によっては、仮設焼却施設や破碎・選別施設の必要性を検討し、必要に応じて設定等を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うものとする。また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、アスベストの飛散防止措置を講ずる等、生活環境に配慮したきめ細かな対策を講ずるものとする。

第3節 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (4) 市は、必要な場合、関係指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 防災まちづくり

- (1) 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で歴史等にも配慮し、都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 市は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- (5) 市は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等について、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性等にも配慮しながら、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (6) 市は、既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (7) 市は、被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (8) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対して提供する。
- (9) 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導、助言する。
- (10) 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

市、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住家の確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる。
- 2 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、国及び県は、市の活動の支援に努める。
- 3 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

- 4 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。
 また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。
- 5 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 6 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 7 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持、再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 11 住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行う。
- 12 市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、国はこれを適切に支援する。
- 13 市は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。
- 14 市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

- 15 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 16 他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の県、市町村と協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供する。
- 17 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法を検討する。
- 18 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 罹災証明の交付

1 罹災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市は速やかに「罹災者台帳」を作成する。作成に当たっては、次の点に留意する。なお、「被災者台帳」を作成したときは、「罹災者台帳」を作成しなくてもよい。

- (1) 戸籍、住民基本台帳等の担当者と連絡をとり、正確を期すること。
- (2) 罹災者台帳は、救助その他の基本となり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等を具体的に記載し、整理保管する。

2 罹災証明書・被災証明書の交付

市長は、罹災世帯に対し「罹災証明書・被災証明書」を交付する。また交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体や民間業者等との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、証明書に関する事務は、被害の種類に応じ次の各部が行う。

公共施設	各関係局部
人身、家屋、自家用車	保健福祉局（火災時は消防局）
減税措置	市民局税務部
商品、店舗、営業自動車	文化産業局商工労働部
農地農産物	文化産業局農林水産部

第2 被災者の自立的な生活再建支援

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、倉敷市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年倉敷市条例第35号）によって、被災者の救済を行う。

なお、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生じた災害による被害を対象とし、火災、事故等の人為的な原因による災害は含まない。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件（次のいずれか）

- ア 市内において住居の滅した世帯が5以上
 イ 県内で、アを満たす市町村が3以上
 ウ 県内で、災害救助法による救助が行われた。
 エ 全国で、災害救助法による救助が行われた都道府県が2以上

(2) 災害援護資金の貸付け要件

県内で災害救助法による救助が行われた災害の場合

ア 災害弔慰金の支給

対象となる方	対象となる災害により死亡された方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）
支援内容	生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円
負担区分	国 2/4 県 1/4 市 1/4

イ 災害障害見舞金の支給

対象となる方	対象となる災害により重度の障害を受けた方
支援内容	生計維持者が障がいを受けた場合 250万円 その他の者が障がいを受けた場合 125万円
負担区分	国 2/4 県 1/4 市 1/4

ウ 災害援護資金の貸付け

対象となる方	県内で災害救助法による救助が行われた災害により、次の被害を受けた世帯（所得制限あり） ・世帯主が1か月以上療養の負傷をした世帯 ・家財の1/3以上が損害を受けた世帯 ・住居が半壊、全壊又は住居全体が滅失し、若しくは流失した世帯
支援内容	（1）世帯主の負傷が1か月以上の療養であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害が1/3以上でなく、かつ、住居の損害もない場合 150万円 イ 家財の損害が1/3以上あり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 （2）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害が1/3以上あり、かつ、住居の被害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円 エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円 （3）第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。 貸付利率：年3%（据置期間中は無利子） 貸付機関：10年（うち据置期間3年）
負担区分	国 2/3 県 1/3

資料編〈第5-1 災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金概要表〉

2 倉敷市災害見舞金

市民が、暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害及び火災等の災害を受けた場合、罹災者又はその遺族に対し、倉敷市災害見舞金支給規則（昭和49年倉敷市規則第50号）により見舞金を支給する。

対象となる方	災害により、身体又は住家に直接被害を受けた方又はご遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母)
支援内容	(1) 住家の全壊、流失、全焼又は全損の場合 1世帯につき 100、000円 (2) 住家の半壊、半焼又は半損の場合 1世帯につき50、000円 (3) 住家の床上浸水の場合 1世帯につき30、000円 (4) 死亡した場合 1人につき 300、000円（罹災者又はその遺族の過失によらないときは、200、000円加算） (5) 負傷（1か月以上入院）した場合 1人につき50、000円

3 生活再建資金の融資

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現存の各法令及び制度の有機的運用により所要資金を確保するよう配慮する。

資料編〈第5-2 災害融資制度一覧〉

4 市税及び国民健康保険料、介護保険料の徴収猶予並びに減免

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類を提出し、又は市税等を納付し、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、当該期限を延長する。

ア 災害が広範囲に発生した場合は、市長が公示により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合は、市長は、被災納税義務者等による申請により、災害が治まった後2か月以内に限り、納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。なお、やむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条）

(3) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 訳
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 (市税条例(昭和42年倉敷市条例第161号)第45条第1項第4号)
固定資産税	災害により損害を受けた固定資産の状況に応じて減免を行う。 (市税条例第78条第1項第3号)
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。 (市税条例第137条の3第1項第2号)
事業所税	被災した事業所家屋の状況に応じて減免を行う。 (市税条例第147条の12第1項第1号)
国民健康保険料	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。 (国民健康保険条例(昭和44年倉敷市条例第65号)第19条)
介護保険料	被災した納付義務者の状況に応じた減免を行う。 (介護保険条例(平成12年倉敷市条例第10号)第13条)

第3 低所得者及び生活困窮者に対する支援

1 低所得者に対する住宅融資対策

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改築する等のため、資金を必要とする世帯に対し、次の資金を融資する。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金

2 生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなったもののうち、生活困窮者等で社会福祉施設の収容施設に収容することが適当なものについては、次の方法による。

(1) 収容施設別対象者

ア 生活保護施設

- (ア) 老人のみの世帯
- (イ) 生活困窮世帯
- (ウ) 扶養者がいない者

イ 老人福祉施設

ウ 児童福祉施設

- (ア) 生活困窮世帯
- (イ) 母子収容施設にあつては母子世帯
- (ウ) 乳児院等児童収容施設にあつては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯

(2) 入居手続き

市長は、罹災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、所管福祉事務所長へ連絡し、次の手続きにより収容する。

ア 生活保護施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡して収容する。

イ 母子収容施設

福祉事務所長は所定の調査をし、施設長と連絡して収容する。

ウ 児童収容施設

福祉事務所長は所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容する。

資料編〈第5-1 災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金概要表〉

第4 従事者の公務災害補償等

1 災害補償の対象

次のような要請又は義務等によって、救助活動や災害防止活動に従事した者が、これがために負傷したり、死亡した場合には、本人又は遺族が受ける損害を補償するため、関係法令、条例、協定等に準拠して適正に行う。

- (1) 市長又は県知事、若しくはこれらの職務を代行する者からの要請を受けた者
- (2) 市長又は警察官、海上保安官が、住民又は応急措置を実施すべき現場にいた者を応急業務に従事させた場合（災害対策基本法第84条）
- (3) 火災の現場付近に在る者が、消火又は延焼の防止、若しくは人命の救助、その他の消防作業に従事した場合、又は市が行う救急業務に協力した者（消防法第36条の3）
- (4) 水防管理者又は消防機関の長が、区域内に居住する者、又は現場にいる者に水防に従事させた場合（水防法第45条）

2 損害補償の準拠法令等

- (1) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）
- (2) 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）
- (3) 災害時の医療救護活動についての協定書（協定編〈5 医療に係る相互応援〉）
- (4) その他

3 その他

物的損害及び費用弁償要請により応急対策に従事した者に与えた物的損害、又は費用の弁償は、契約、条例及び規則に準拠し、相応に補償を行う。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- (1) 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金及び設備資金の融資を行う。
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び市は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行う。
- (4) 市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。
- (5) 株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通する。

第6節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

また、県警察は、市及び県と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

[災害復旧事業の種類]

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第7節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

（1）法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

（2）要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第 264号）による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第 115号）による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法（昭和49年法律第 116号）による求職者給付の支給に関する特例

第8節 復興本部

第1 復興本部の設置

県は、風水害等により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、風水害等からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

第2 復旧・復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3 市復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに市復興本部を設置する。

第4章 高潮対策

第1節 総 論

1 目 的

沿岸地域の市民の生命、身体及び財産を高潮災害から守り、被害の軽減に資することを目的に、平常時に実施する予防活動、高潮が発生し又は発生のおそれがあるときに実施する対策について策定し、これを推進するものである。

なお、この章に定めのない事項は、防災計画及び水防計画の定めによる。

2 高潮対策の基本

高潮対策の基本は、海岸及び背後地の地形や海岸保全施設等の整備状況、地域の自然特性、社会経済特性などを踏まえ、高潮に対する防護及び被害軽減の効果が最大限に発揮されるよう、ハード・ソフト両面からの防災対策の推進、警戒・避難を的確に行う防災体制の強化等の対策を講ずるものとする。

また、水位周知海岸については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮特別警戒水位（氾濫危険水位）に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

第2節 防災体制

1 平常時対策

（1） 自主防災組織の結成促進と活動支援

市は、倉敷市自主防災組織連絡協議会と連携を図り、次の対策を講ずる。

- ア 災害に備える市民活動の必要性の啓発と自主防災組織結成の促進を図る。
- イ 組織結成までの計画づくりへの助言を積極的に行う。
- ウ 組織結成後避難資機材サンプルの配付等を通じた支援に努める。
- エ 情報伝達、避難誘導方法の研究会や訓練実施への助言、支援を行う。
- オ 災害被害軽減のための「自助」・「共助」意識の啓発を図る。

（2） 防災関係機関の連携強化

- ア 防災情報の収集から警戒、避難、被害発生時の対策、復旧までの国、県、市及び関係機関の緊密な連携体制を構築する。
- イ 自主防災組織等の活動など地域住民の適切な役割分担のもと、防災体制の確立に努める。
- ウ 災害に備える市民活動の促進と積極的な啓発活動を実施するほか、非常時の市民への緊急放送、情報提供をより迅速・正確に実施するため、報道機関との連携を図る。

2 災害時対策

（1） 配備前体制

倉敷地域に高潮注意報が発せられているが、事前配備体制に至らない段階で、防災危機管理室長が必要と判断したときには、「災害対策準備室」を防災危機管理室内に設置し、非常配備体制までの対応が適切に実施できるよう連絡調整を行う。

ア 気象情報等の迅速かつ的確な情報収集と分析

岡山県総合防災情報システムへの接続や、沿岸部の状況把握など、早期情報収集と分析など迅速的確な対応

イ 配備体制に向けた諸準備

(ア) 体制の必要性についての検討

(イ) 交通途絶等に伴う職員参集、配備方法の検討

ウ 主要な初期活動

(ア) 自主防災組織の避難誘導班長等連絡者の確認

(イ) 自主避難に伴う避難所担当者への連絡準備

(ウ) 情報通信機器（パソコン・FAX・防災無線等）の作動状況確認と資機材の準備

(エ) 市民等からの通報、問合せへの対応

(オ) 土のう資材及び運搬車両等の確認

(カ) 警戒パトロール、情報収集用車両及び連絡用携帯電話等の確保

(2) 事前配備体制

ア 注意体制

災害対策準備室は注意体制への移行を決定し、関係部署に連絡する。関係部署は注意体制配置編成計画表に基づき人員配置及び所管事務を実施する。このとき特に次の事項に留意する。

(ア) 道路及び避難所の状況調査

a 沿岸部パトロールの実施（避難路及び救援路の確認を含む。）

b 避難所の施設点検、自主避難者の有無の確認、周辺状況調査

c 水門、門扉の開閉状況等の確認

(イ) 土のう等の事前配付の検討

a 高潮浸水被害が予想される地域（支所別・消防署管轄別）の検討

b 必要資材の調査集計

c 必要土砂量、運搬方法等の検討

(ウ) 強風、洪水、集中豪雨、土砂災害等との複合被害への対応の検討

(エ) 高潮関連情報の整理と防災関係機関、避難所への情報伝達

イ 警戒体制

災害対策準備室は警戒体制への移行を決定し、関係部署に連絡する。関係部署は警戒体制配置編成計画表に基づき人員配置及び所管事務を実施する。このとき特に次の事項に留意する。

(ア) 非常配備体制移行に向けた準備

(イ) 避難所の開設準備

市民の自主避難に備えた避難所開設

(ウ) 避難準備・高齢者等避難開始発令に向けての準備

a 高潮関連情報の検討と避難所の開設

b 市民への迅速かつ的確な伝達方法の確認と準備

(3) 非常配備体制

ア 本部を設置し、災害応急対策を推進する。

イ 避難指示等の発令の要否は、原則として本部において決定するが、沿岸部を管轄する各支所の状況判断

が重要であるため、本部設置の前後を問わず、本部長（市長）と連絡がとれない状況においては、沿岸管轄支所長がその要否を決定できるものとする。

3 高潮注意報、警報等

岡山地方気象台の倉敷市の高潮注意報、警報基準

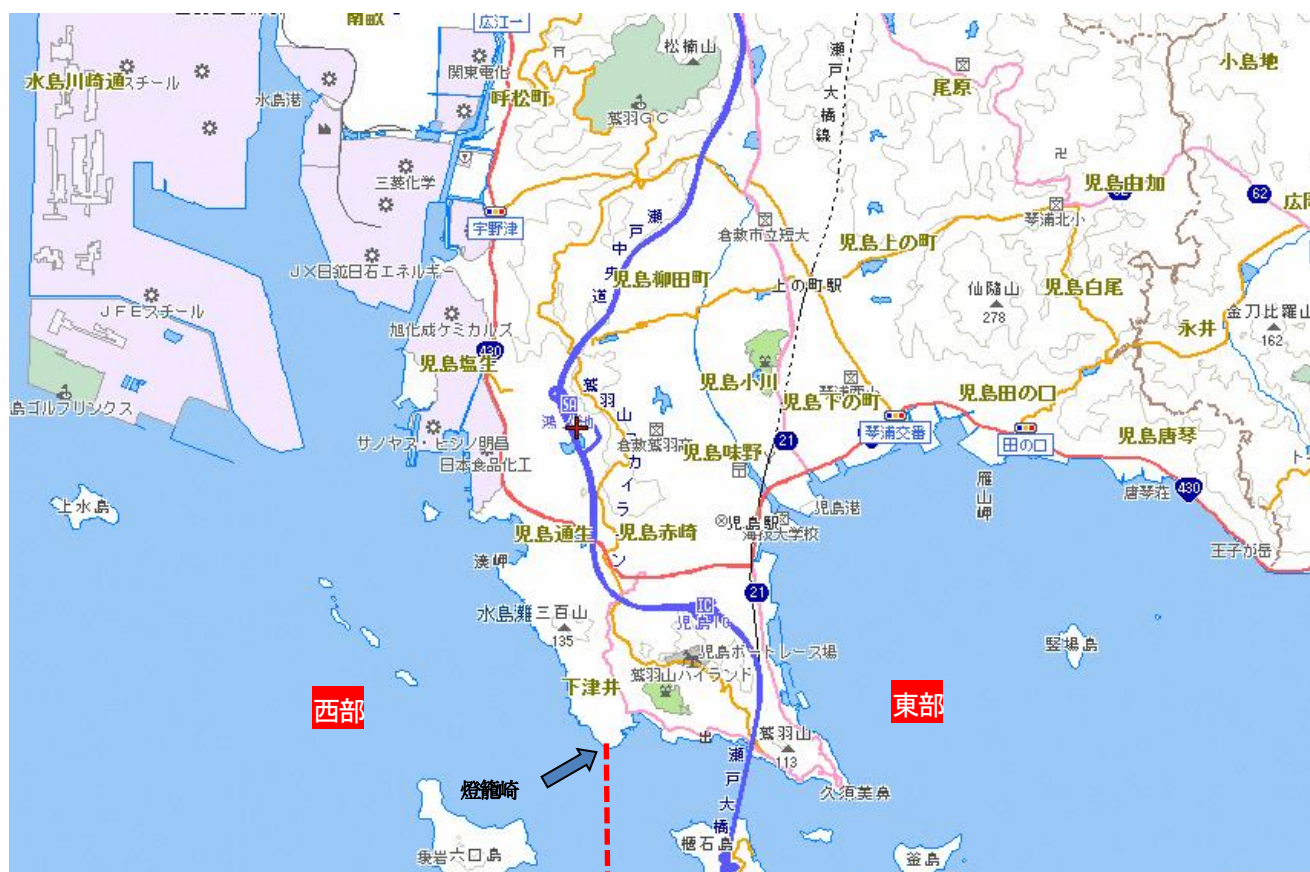
(単位：m)

三次細分区名	高潮注意報	高潮警報
東 部	T P + 1 . 8	T P + 2 . 2
西 部	T P + 2 . 2	T P + 2 . 6

高潮特別警報

種 類	発 表 基 準	過去の対象事例
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	昭和 34 年伊勢湾台風 (死者行方不明者 5,000 人以上) 昭和 9 年室戸台風 (死者行方不明者 3,000 人以上)

三次細分区域の境界



4 避難指示等の発令

避難指示等については、倉敷地域に岡山地方気象台から高潮警報が発表されていることを前提に、水防警報の発令状況、海岸の状況、台風の進路、勢力（強さ・大きさ・中心気圧）、潮位予想（吹寄せ効果・吸上げ効果を勘案）、風雨の状況、避難路の状況を総合的に判断して発令する。

市長は、避難指示等の判断に際し、次の機関に助言を求めることができる。

助言を求めることのできる対象機関

県・県民局、国土交通省宇野港湾事務所及び岡山河川事務所、岡山地方気象台等

（1）発令の対象区域

建物浸水の発生が予想される区域及び道路冠水等により孤立が予想される区域

（2）避難指示等の類型

高潮災害が発生又は、発生するおそれがあるときに、市民に避難行動を開始することを求めるため発令する指示等の類型は、第2章 災害応急対策計画 第3節 罹災者救護及び市民保護 第2避難 3避難指示等の発令（1）避難指示等の類型 による。

（3）避難指示等の発令基準

児島港・玉島港・水島港の基準潮位

東京湾平均海面（TP）上の潮位

基準港	通報潮位	警戒潮位	危険（浸水）潮位
児島港	TP+1.20m	TP+1.50m	TP+2.20m
玉島港	TP+1.10m	TP+1.60m	TP+2.68m
水島港	TP+2.00m	TP+2.40m	TP+3.27m

区分	発令基準
高齢者等避難 （警戒レベル3）	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨言及されたとき （数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表） 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき
避難指示 （警戒レベル4）	1 高潮警報（警戒レベル4相当）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき 2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において夜間～翌朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）

緊急安全確保 (警戒レベル5)	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) 1 水門、陸閘等の異常が確認されたとき 2 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測されるとき 3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき (災害発生を確認) 4 海岸堤防等が倒壊したとき 5 異常な越波・越流が発生したとき 6 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生したとき ※発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みのとき、発令基準4～6の災害発生を確認しても、再度発令しない。 ※発令基準に該当しても必ず発令するわけではなく、該当しないときでも居住者等に行動変容を求めるため発令することも考えられる。
----------------------------	--

※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難指示等の対象区域毎に設定する潮位

注1 潮位の基準は通報潮位・警戒潮位・危険（浸水）潮位の三段階とし、岡山県の水防警報の基準潮位に準ずる。

注2 高潮等に関する気象情報は岡山地方気象台から、水防警報に関する情報は岡山河川事務所及び備中県民局・備前県民局から入手する。

注3 特に台風の原因が、本市の西側又は北側を通過する場合には、南風による吹寄せ効果、気圧低下による吸上げ効果のため潮位が更に上昇することを勘案する。

注4 上記の発令基準にかかわらず、地域の特性及び気象状況に応じて、市民の生命、身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、避難の指示を発令できる。

(4) 避難指示等の解除

避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

5 高潮に関する情報の伝達等

(1) 高潮災害が発生するおそれのあることを警告する情報伝達

ア 高潮警報が発表された事実とその内容の広報に努める。

イ 海岸及び河口周辺に高潮災害発生のおそれがあることの広報に努める。

ウ 電気、水道、ガスなどのライフラインが寸断されるおそれがあることの広報に努める。

(2) 要配慮者への情報伝達

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者（在宅、関連施設）に配慮した「避難準備・高齢者等避難開始」の発令に努める。

(3) 高潮災害の発生に備えた警戒行動を促す情報伝達

- ア 人的被害を防止、軽減するために指示により早急な避難を促す。
- イ 人的被害を防止、軽減するための応急対策の実施（土のう積み、物品移動など）を促す。
- ウ 倉敷防災ポータルやテレビ、ラジオ（コミュニティメディア等）による情報収集を促す。
- エ 自主防災組織の避難誘導班長等への伝達と避難所の確認を促す。

第3節 災害復旧

倉敷市地域防災計画第2編「風水害等対策」第3章「災害復旧・復興計画」に準ずる。

第4節 高潮防災施設等の強化

1 高潮防災施設

高潮防災施設は、高潮の陸域への侵入を阻止することを目的とする施設であり、以下のようなものを指す。

(1) 堤防・護岸・胸壁(波止擁壁)

高潮防災の基礎施設であり、天端高は施設整備水準で決定するが、越流する場合を想定して、堤防の効果や堤体の安全性の検討が求められる。

(2) 高潮防波堤

高潮防波堤は、堤内の水位上昇を緩和する目的の施設であり、湾の形状、防波堤の場所、開口部幅、入射高潮の周期、波高等の様々な条件のもとでの設置検討と対策が必要である。

(3) 離岸堤

離岸堤は、海岸線から離れた沖側の海面に設置される構造物で、消波又は波高の減衰を目的とする。沿岸の漂砂に対し高い制御効果を有するため、設置については陸側の砂供給量等の影響に留意した検討が必要である。

(4) 砂浜

砂浜は、優れた消波効果を有し、堤防や護岸と一体となった防災効果を発揮するほか、砂浜の存在により、堤防や護岸の天端を低くすることもできる。このため適切な海浜の保全が求められる。

(5) 水門等

水門、樋門は河口付近に設置し、高潮の河川への遡上を防ごうとするものである。高潮の挙動には様々な形態があるため、高潮波力や越流等の状況を踏まえた設置が必要であると同時に、状況に応じた適切な管理が求められる。

また、高潮浸水予測地域内に存在する排水口からの高潮の逆流防止措置について検討が必要である。

(6) 河川堤防

河川は比較的、高潮の遡上しやすい水路であり、平坦な浅い場所を流れに逆らって高潮が進行する。河川堤防は越流を許さない高さが必要になり、嵩上げとともに越波対策としての二面張り等の堤体強化措置の検討に努める。

2 整備計画の作成

- 防災施設の整備については、①防災施設の現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然条件・社会条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等を総合的に判断し、段階的な整備計画の作成が求められる。

また、防災施設は老朽化等により、機能が損なわれないよう充分な維持・管理が必要であり、故障箇所の修繕や定期的な点検の実施に努める。

3 施設の連携整備

高潮防災を効果的に推進するため、海岸保全施設と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設・干拓施設等）の整備について国及び県との連携を図り、施設防護に関する地域、水準、目標等を検討し、整備と適正管理を進める。

4 高潮防災の観点からの地域づくり

- （1）土地利用方策等を踏まえて、高潮に強い地域づくりを推進する。
- （2）庁舎、学校、病院、公民館等の応急対策上重要な公共施設の安全性の確保に努める。併せて背後地域の安全性の向上を考慮する。
- （3）避難所等へのアクセスとなる避難路の整備と救援路となる沿岸道路の安全対策の検討を進める。

第5節 防災意識の啓発と教育

1 防災意識の啓発と広報活動

- （1）自主防災組織が主催する研修会や避難訓練等の活動促進と支援を図る。
- （2）NPOやボランティアと連携し、市民が自由に参加できる防災イベント等を実施する。
- （3）テレビやラジオ（コミュニティメディア等）を通じた広報活動を継続的に実施する。

2 ハザードマップの作成配布と活用

- （1）地域住民の意見を踏まえ、既往高潮被害の実態把握と対象沿岸地域の現状把握に基づくマップの作成を図る。
- （2）ハザードマップには浸水予想区域と避難所等を明記するほか、地形的特徴と地域情報を可能な限り記載する。
- （3）町内会や市民団体を対象に、ハザードマップの趣旨や活用方法を説明する研修会を実施する。

3 水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

4 高潮特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

県は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

5 高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

6 円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 倉敷市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位等の伝達方法を防災計画に定める。
- (2) 浸水想定区域をその区域に含む市は、防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、市民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

7 防災教育の実施

- (1) 学校教育における総合学習等の時間を活用し、児童生徒等を対象にした防災教室等を実施する。
- (2) 公民館講座や出前講座の機会など、社会教育活動を通じた防災意識啓発に努める。

8 防災訓練の実施

市民が的確な防災行動がとれるよう、市民参加による実践的な防災訓練の実施に努める。また、防災活動の習熟、防災関係機関相互の連絡体制強化を図るため、総合防災訓練や情報の収集・伝達訓練等を実施する。

- (1) 市民を主体とした防災訓練
 - ア 多数の市民参加による実践即応型訓練
 - イ 要配慮者の存在を想定した訓練
 - ウ 訓練目標等の徹底
- (2) 防災関係機関と連携した訓練
 - ア 高潮警戒パトロール訓練
 - イ 市民や関係団体への情報伝達訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 被災者捜索救助訓練
 - オ 医療救護訓練

第1章 総 則

この計画は、市域において、大規模な地震・津波が発生したときに対処するための総合的な防災対策を定める。

なお、この計画に定めがない事項については、第2編「風水害等対策」によるものとする。

第1節 過去に発生した地震、津波の履歴

岡山県に影響を及ぼす地震としては、主に陸域の浅い地震震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

1 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年 代	震 源 地	マグニチュード	備 考
684	四 国 ― 紀 伊 半 島 沖	8 程度	南海地震(白鳳の地震)
868	兵 庫 県 南 部	7 程度	
880	出 雲	7 程度	
1099	四 国 ― 紀 伊 半 島 沖	8 余り	南海地震・大津波
1361	四国―紀伊半島沖	8 程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7～8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5 程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾―四国沖	8.6	宝永地震 岡山、津山等で震度5 日本史上最大級の大津波
1710	伯耆・美作	6.5 程度	津山で震度4～5
1711	伯耆	6.2 程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7 程度	岡山で震度4
1812	土佐	6 程度	
1854	三重県西部	7.2 程度	岡山で震度5
1854	四国―紀伊半島沖	8.4	安政南海地震 県南で震度4～6 大津波

参考文献

- ・地震・火山の事典 [勝又護 著]
- ・最新版 日本被害地震総覧 [東京大学出版]
- ・日本地震史料

注1 震源地の名称はこの3つの資料を参考にした。

注2 震度は、旧震度階級

2 岡山県で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

表1 明治35年（1905）～平成7年（1995）まで

発 生 年 月 日	震 度	被 害	震 央 地 名 (地 震 名)	規 模 (M)
明38. 6. 2 (1905)	岡山4	県内被害なし	安 芸 灘 (芸予地震)	6.7
明42. 8. 14 (1909)	岡山4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明42. 11. 10 (1909)	岡山5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
昭 2. 3. 7 (1927)	岡山4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落20数件 煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭 5. 12. 21 (1930)	岡山3 津山5	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭 9. 1. 9 (1934)	岡山4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に 亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大 きな被害なし	徳島県北部	5.6
昭13. 1. 2 (1938)	岡山3	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊	※ 広島県北部	5.5
昭18. 9. 10 (1943)	岡山5 津山4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、崖崩れ、地 割れ、落石あり（被害については、どちらの地 震によるか判別できない。）	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭18. 9. 10 (1943)	岡山4 津山2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭21. 12. 21 (1946)	岡山4 津山3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地 の被害が甚大であった。死者52人、負傷者157人、 建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸、その他堤防・ 道路の損壊多し。玉島・笠岡管内の電気・通信線 がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭27. 7. 18 (1952)	岡山4 津山3	県内被害なし	奈良県中部 (吉野地震)	6.7
昭43. 8. 6 (1968)	岡山4 玉野4	県内被害なし	豊後水道	6.6
平 7. 1. 17 (1995)	岡山4 津山4	負傷者1人	大 阪 湾 【平成7年(1995年) 兵庫県南部地震】	7.3

注1 【 】は気象庁が命名した地震である。

注2 震度は気象官署の値で、旧震度階級

注3 ※印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生日震のため特に記載した。

表2 平成8年(1996)以降

発 生 年 月 日	震 度	被 害	震 央 地 名 (地 震 名)	規 模 (M)
平12.10.6 (2000)	新見・哲多・ 大佐・落合・ 美甘 5強 19市町村 (倉敷含) 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路被害多し	鳥取県西部 【平成12年(2000年) 鳥取県西部地震】	7.3
平13.3.24 (2001)	26市町村 (倉敷含) 4	軽傷1人、住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13年(2001年) 芸予地震】	6.7
平14.9.16 (2002)	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平18.6.12 (2006)	岡山市 4 倉敷市 4 玉野市 4 浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
平19.4.26 (2007)	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
平25.4.13 (2013)	5市町 (倉敷含) 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
平26.3.14 (2014)	16市町 (倉敷含) 4	重傷1人、軽傷4人	伊予灘	6.2
平28.10.21 (2016)	真庭市・ 鏡野町 5強 12市町村 (倉敷含) 4	重傷1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野町 4			5.0
平30.4.9 (2018)	倉敷市 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

注1 【 】は気象庁が名称を定めた地震である。

注2 震度は、新震度階級

3 岡山県における津波記録

1707年（宝永4年10月4日）宝永地震（M8.6）

○大地震、大風浪あり。（船穂町郷土史）

○大地震あり、民家潰れ、高潮起り、死人多し。（牛窓郷土史）

○大地震……略……また大風、潮水常より高きこと5尺と凶荒窮知すべきなり。（邑久郡史）

1854年（嘉永7年11月5日）安政南海地震（M8.4）

○劇震の際海嘯の徴あり、一昼夜に潮水の進退およそ20～30回にして、満潮の時、一時平水より7尺余を増し、これがため本村南岸字瀬溝海峡（虫明―長島）の如きは、およそ3尺余の土砂をもって填塞し、字扇浦に泥土2尺余を埋塞せり。……略……300余石積みの船舶を碇船せしも今は漁船を入れるのみ。（邑久郡史の裳掛村記事）

1946年（昭和21年12月21日4時19分）南海地震（M8.0）

県下の津波の余波は、最高潮が1メートル以下で被害はほとんどなかった。

○岡山測候所の面する旭川では、6時から10時まで2回、津波により相当の急流となって逆流したため小舟の運行は中止された。10時10分には津波の高さ0.4メートルを観測した。

○三幡港では、当時変潮で引き潮、満ち潮が交互に起り、青土が潮と共に吹き上がり土手が作られたという。

○児島湾干拓地では、0.6メートルくらい増しやや経って引き、再び前より少ないが満ちてきた。

第2節 断層型地震の被害想定

第1 断層を震源とする地震

1 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

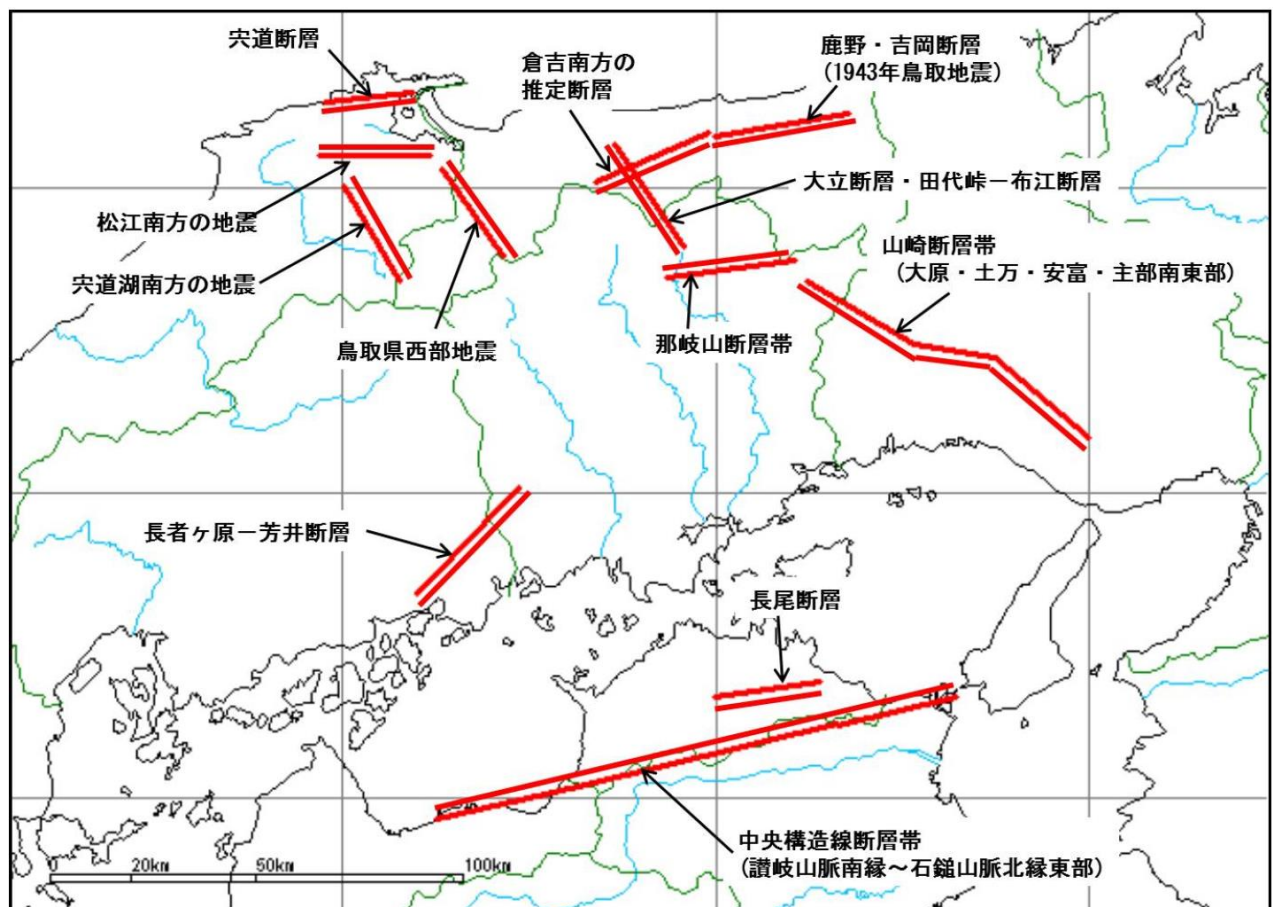
県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、県により、これらの断層型地震が発生した場合に県にもたらされる人的・物的被害等に関する想定が行われた。

2 想定した断層型地震

県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち県内に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析が行われた。

更にこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定が行われた。

（1）各断層の位置



(2) 12断層の概要

断 層 名	地震の規模	断層規模(長さ・幅)	断層の調査・推計機関
やまさき 山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国 (地震調査研究推進本部)
なぎせん 那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国 (地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国 (地震調査研究推進本部)
ちようじゃがはら 長者ヶ原ー芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
おおだて たしろとうげ めのえ 大立断層・田代峠ー布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国 (地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

注 地震の規模欄のMはマグニチュード

3 震度分布等

市内で震度6弱以上になる各断層型地震の概要

断 層 名	マグニチュード	発生確率	市内最大震度
中央構造線断層帯(※)	8.0	ほぼ0～0.3%	6弱
長者ヶ原ー芳井断層	7.4	0.09%	6弱

注1 断層名欄の※は主要活断層

注2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いられたもの。

注3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率 (地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所)

第2 被害想定

1 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とされている。

2 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯 (自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類) で被害想定を行われた。

3 被害想定

2つの各断層別の被害想定のうち、市の被害が最大となるのは「長者ヶ原ー芳井断層の地震」であり、建物全壊が634棟、死者数29人という甚大な被害が想定されている。(南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。)

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 中央構造線断層帯の地震

- ・震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・低地部で液状化が生じるため、約 2,200棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上まわると想定されている。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となっている。
- ・避難者数は1週間後に約 8,700人と想定されている。
- ・山陽本線等の被害により、最大約34,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目		県全体	市
	ケース		
最大震度		6 弱	6 弱
建物全壊(棟)	冬・18時	291	218
死者数(人)	冬・18時	5	4
最大避難者数(人)	冬・18時	11、018	8、730

(2) 長者ヶ原―芳井断層の地震

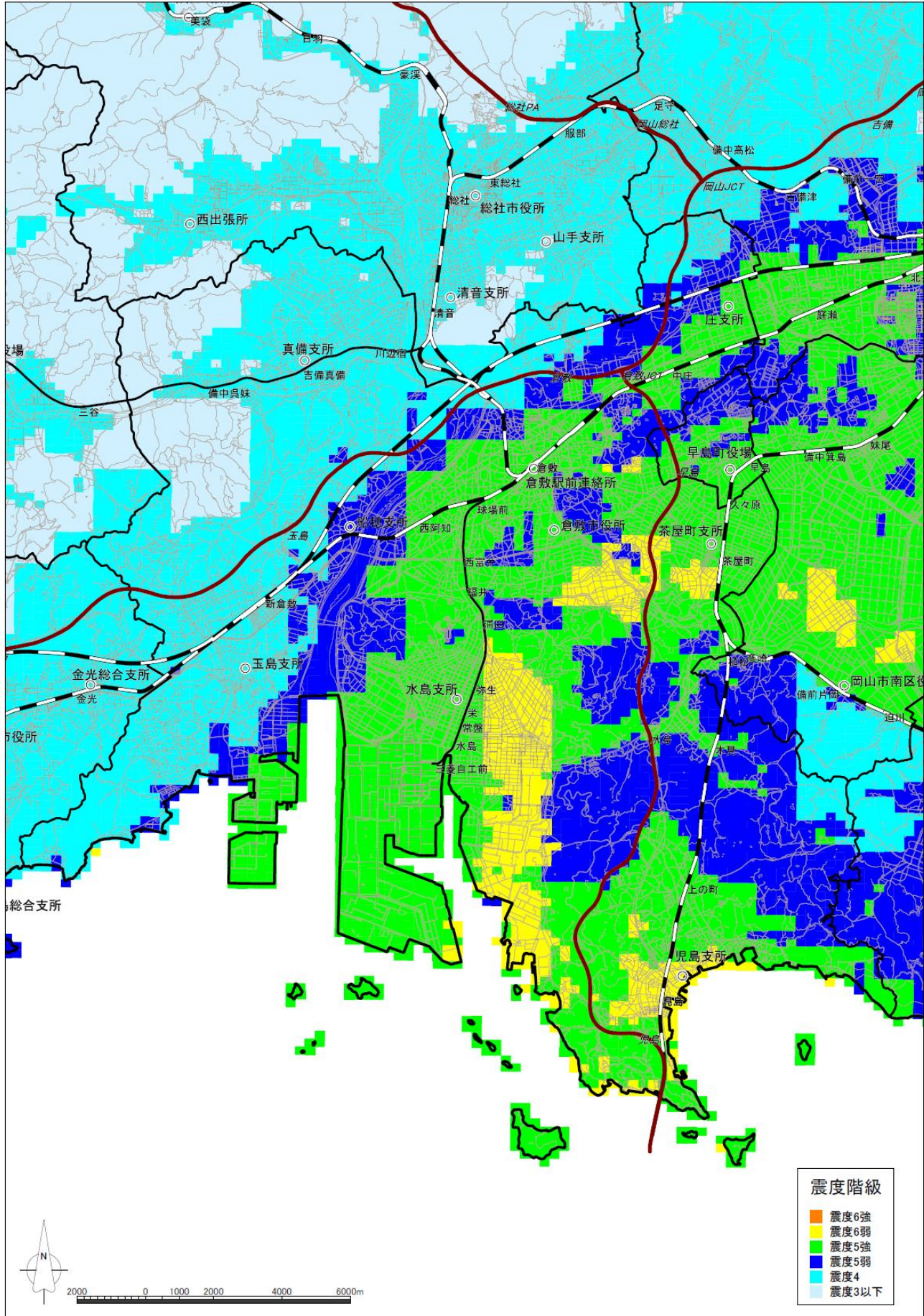
- ・低地部で液状化が生じる。
- ・600 棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定されている。
- ・避難者数は1週間後に約17,000人と想定されている。
- ・山陽本線等の被害により、最大約34,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

被害項目		県全体	市
	ケース		
最大震度		6 強	6 弱
建物全壊(棟)	冬・18時	856	634
死者数(人)	冬・深夜	40	29
最大避難者数(人)	冬・18時	21、672	16、892

4 地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や避難所の耐震性の点検といった取組の必要がある。

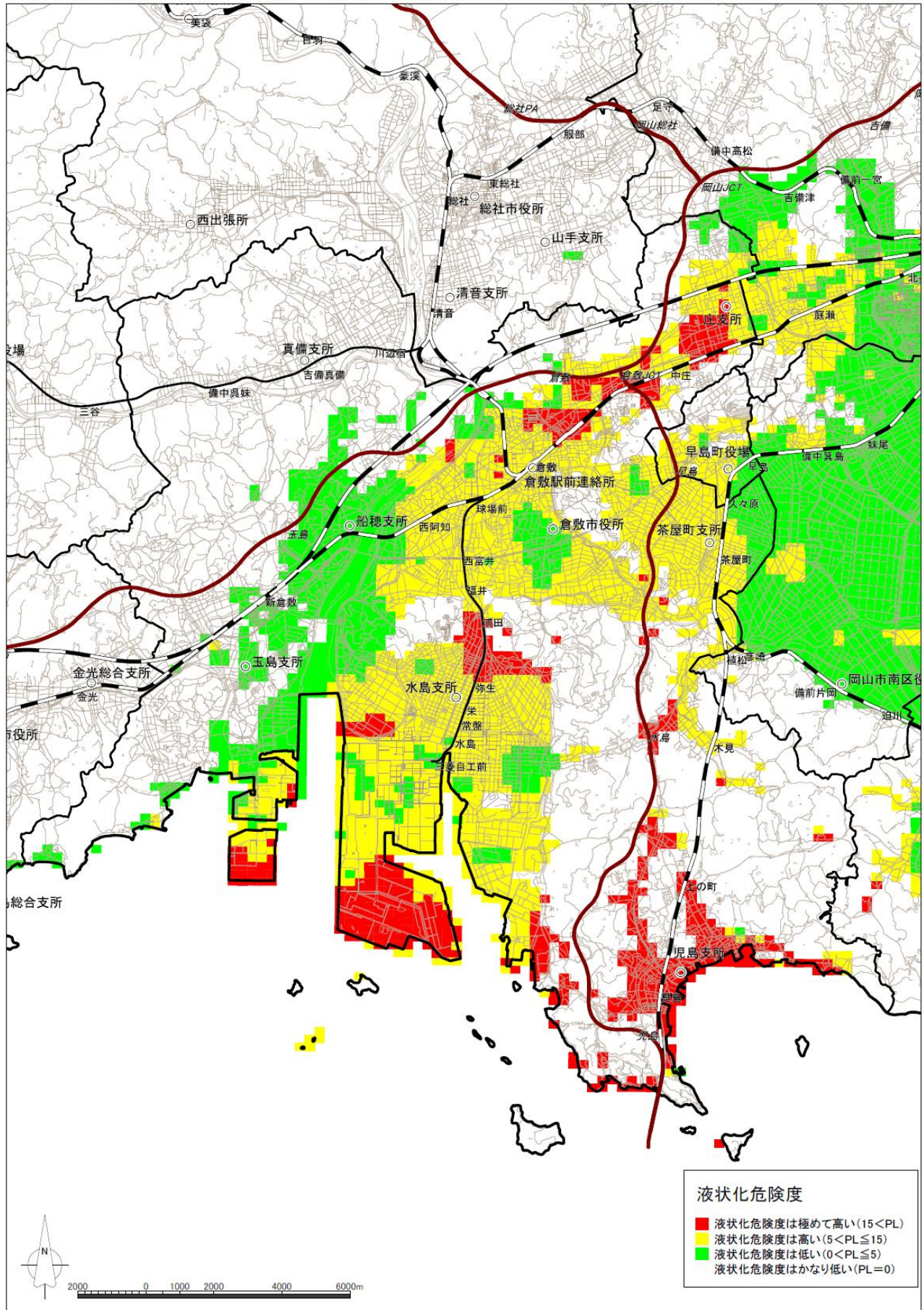
中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部)の地震による震度分布図【岡山県想定】 倉敷市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

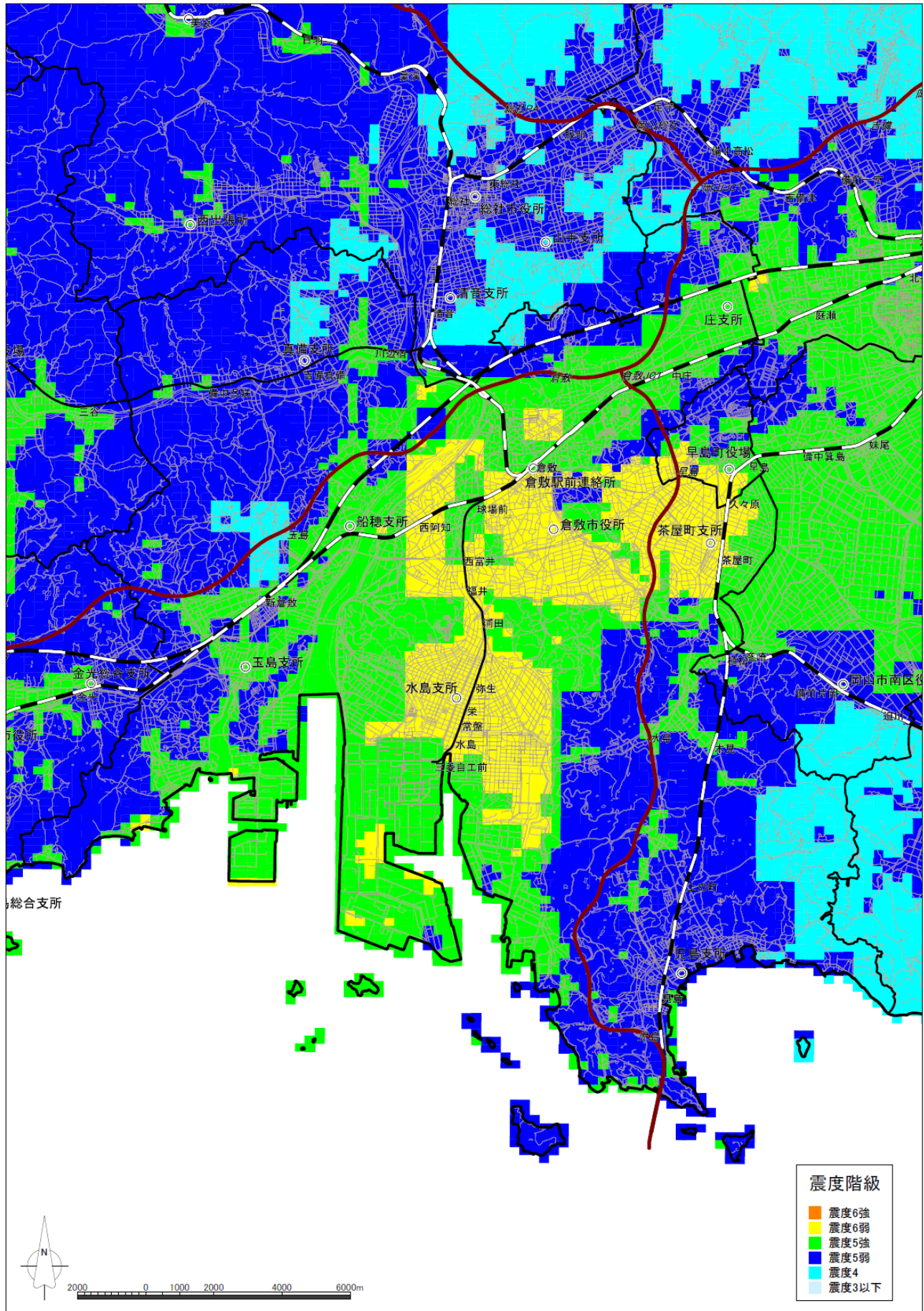
中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部)の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 倉敷市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

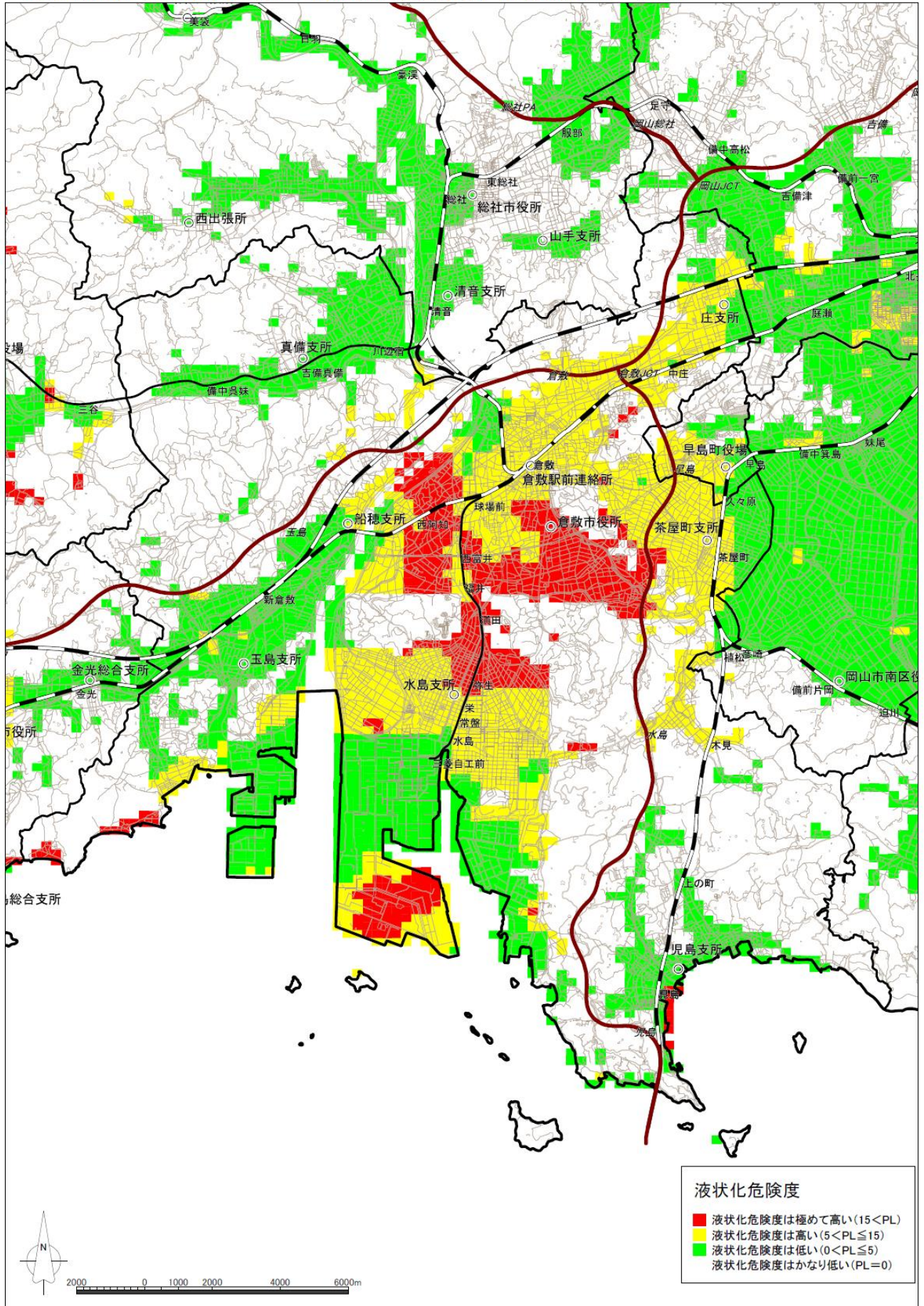
長者ヶ原断層-芳井断層の地震による震度分布図【岡山県想定】 倉敷市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集施設データ)を使用した。

1:100000

長者ヶ原断層-芳井断層の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 倉敷市



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平24情使、第706号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的集施設データ)を使用した。

1:100000

第3節 南海トラフの巨大地震の被害想定（岡山県の想定）

第1 南海トラフを震源とする地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国は、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせ総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

南海トラフを震源として約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では昭和南海地震（1946年）がこれに当たり、本市においても被害が生じている。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は70%～80%、40年以内では90%程度とされており、その発生が危惧されるところである。

今回県が算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、市民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本市の大綱である防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に大きな影響を与えるものである。県は、国の南海トラフの巨大地震の想定に、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。市域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

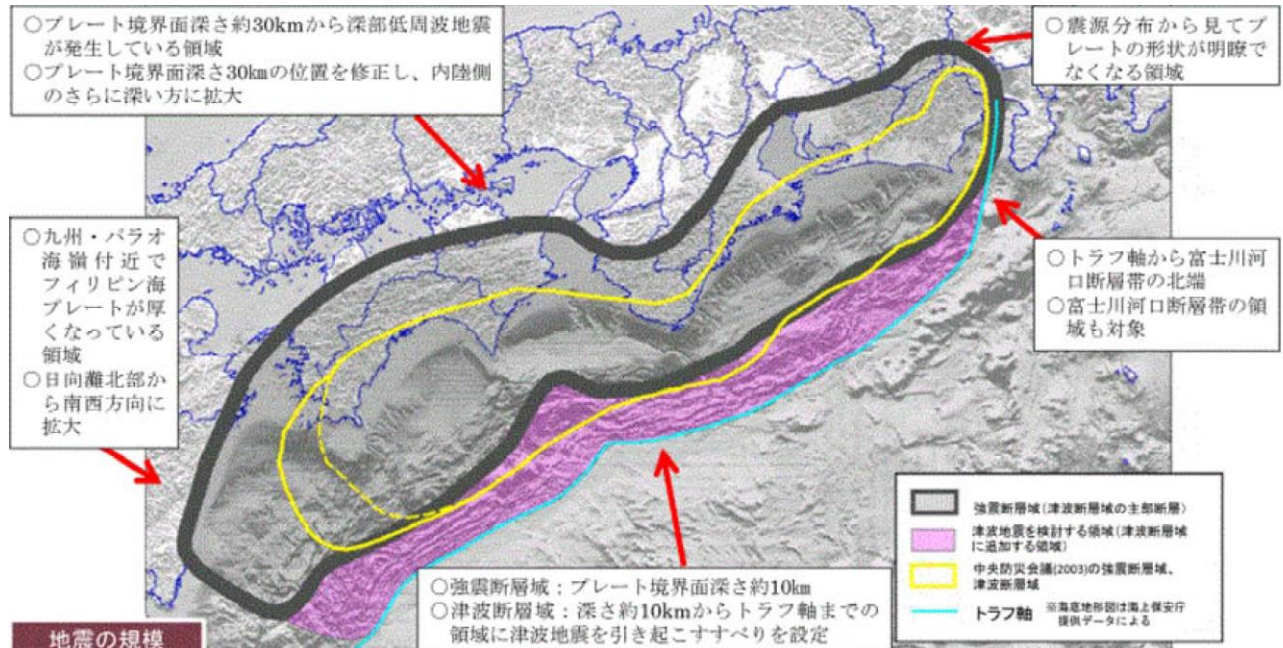
3 前提条件

前提条件により想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	・自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 注 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏 昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 注1 木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 注2 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



地震の規模	南海トラフの巨大地震		参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

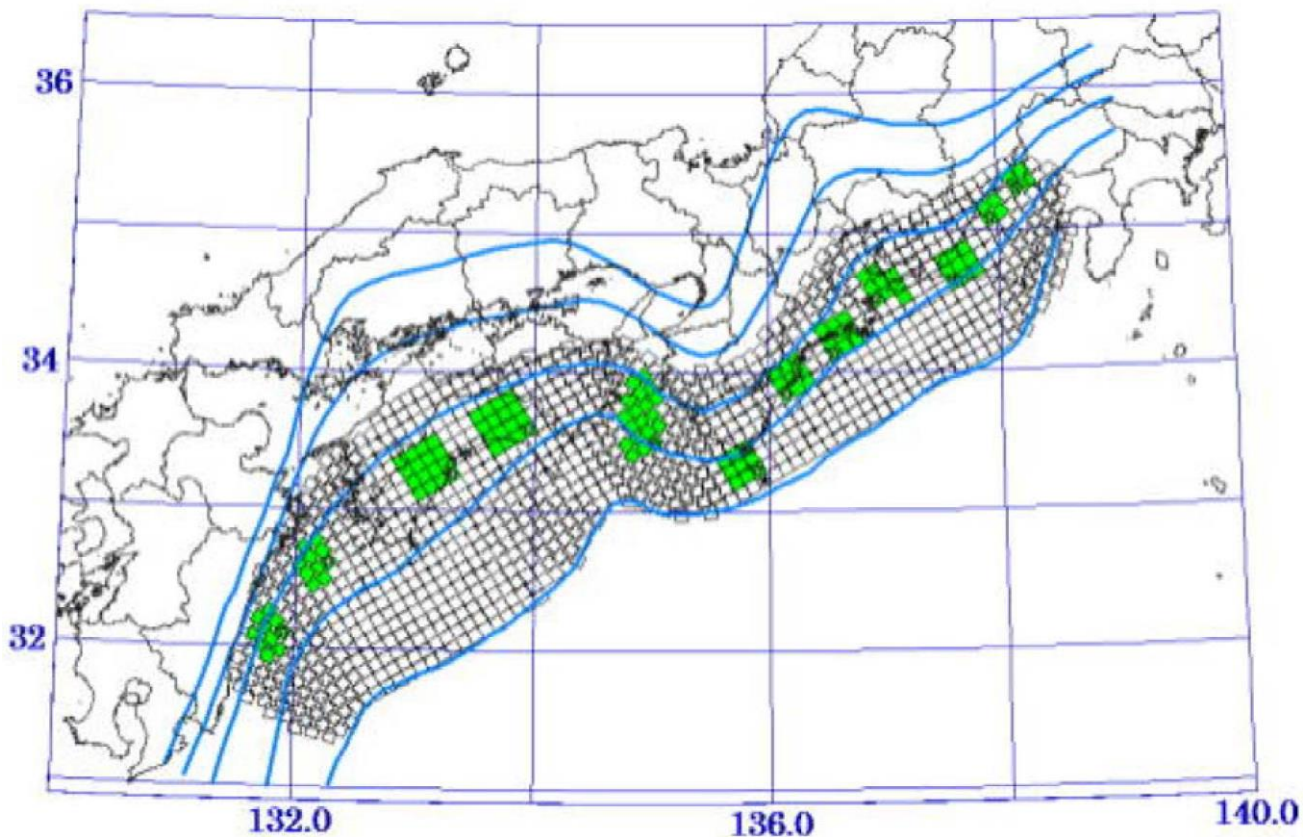
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
注 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第2 南海トラフの巨大地震による震度分布、液状化の概況

県は、平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、県では国が検討した「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県が独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

注 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

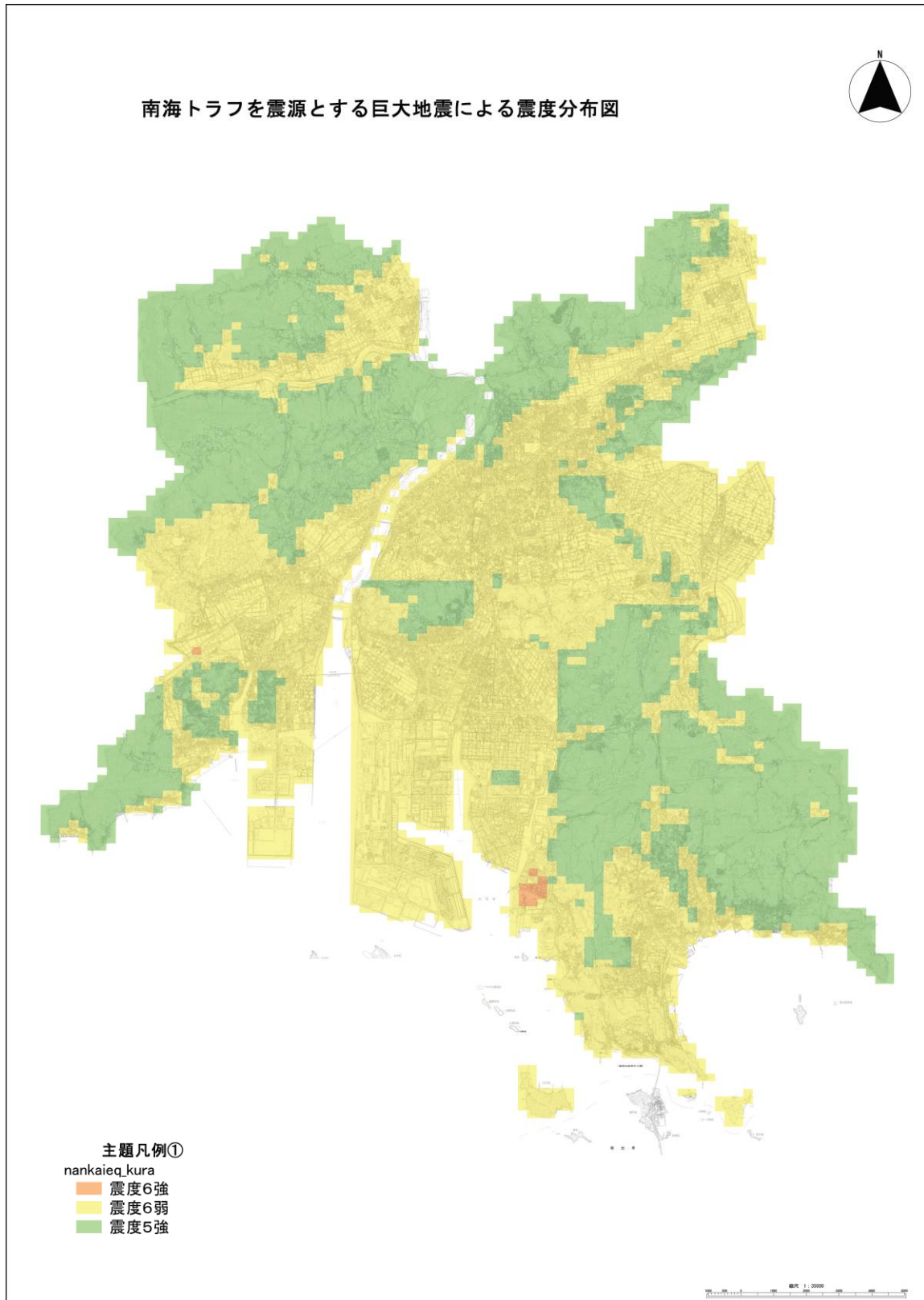
<参考>国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250メートルメッシュ単位で震度を推計した。

更に、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度も併せて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

第3 倉敷市の震度分布図

県は、国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行っており、市内の推計結果は、次図のとおりである。なお、推計は250メートルメッシュで行っている。



1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による市内の震度分布では、最大震度は6強となっており、最小でも5強が想定されている。

市では、過去百年以上、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的に見れば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

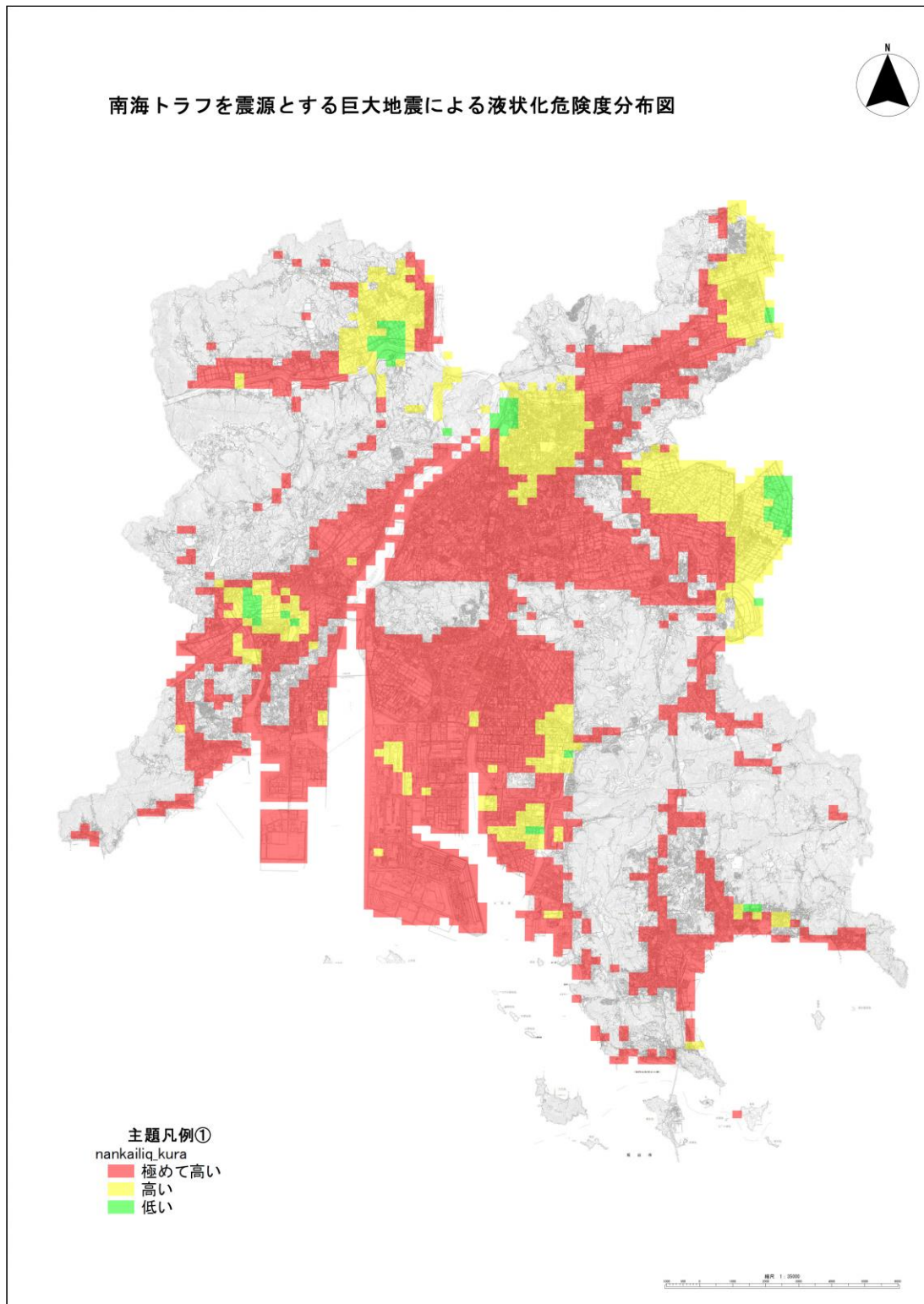
家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実にを行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第4 倉敷市の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広範囲で発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することが分かっている。液状化危険度の判定には、液状化可能性指数（PL値）を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値で、数値が大きくなると危険度も高くなる。推計は震度分布図と同じく 250メートルメッシュで行っている。



注1 液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250メートルメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことが望ましい。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施が望まれる。

注2 使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成されたものであり、県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映されていない。

1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化危険度分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた海岸付近に多く分布しており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が発生する可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくため、この液状化危険度分布図を活かし、地域の特性をつかみ、今後の地震による液状化の被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の液状化対策工の施工は、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があるが、空地に施工する場合と比較して高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を実施し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

<参考>液状化対策工法には、次のようなものがある。

- ◎締固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤を作る。
- ◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第5 倉敷市の津波浸水想定図

1 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）

県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」により、次のとおり設定されている。

注 最大クラスの津波の設定について

国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、県の海岸の地形等を考慮して、海岸を7つに区分して検討され、各海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等が推計されている。

（1）堤防等の条件設定について

- ア 護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。
- イ 堤防は、地震による破壊で、堤防高は75パーセントが沈下するものとし、その後、津波が越流したときは全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとされている。
- ウ 設定潮位は、平成19年～平成23年までの5年間の朔望平均満潮位（大潮・満潮時の平均潮位）であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出されている。

（2）推計結果

ア 津波高

倉敷市での最大津波高は、下津井付近のTP+ 3.2メートルと想定される。

注1 津波高＝設定潮位（朔望平均満潮位）＋津波の高さ

注2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高等は公表していない。

注3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

イ 浸水面積

(ha)

浸水深	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
浸水面積	3、420	2、840	1、570	350	*	—

注 「—」：浸水なし、「*」：10ha未満

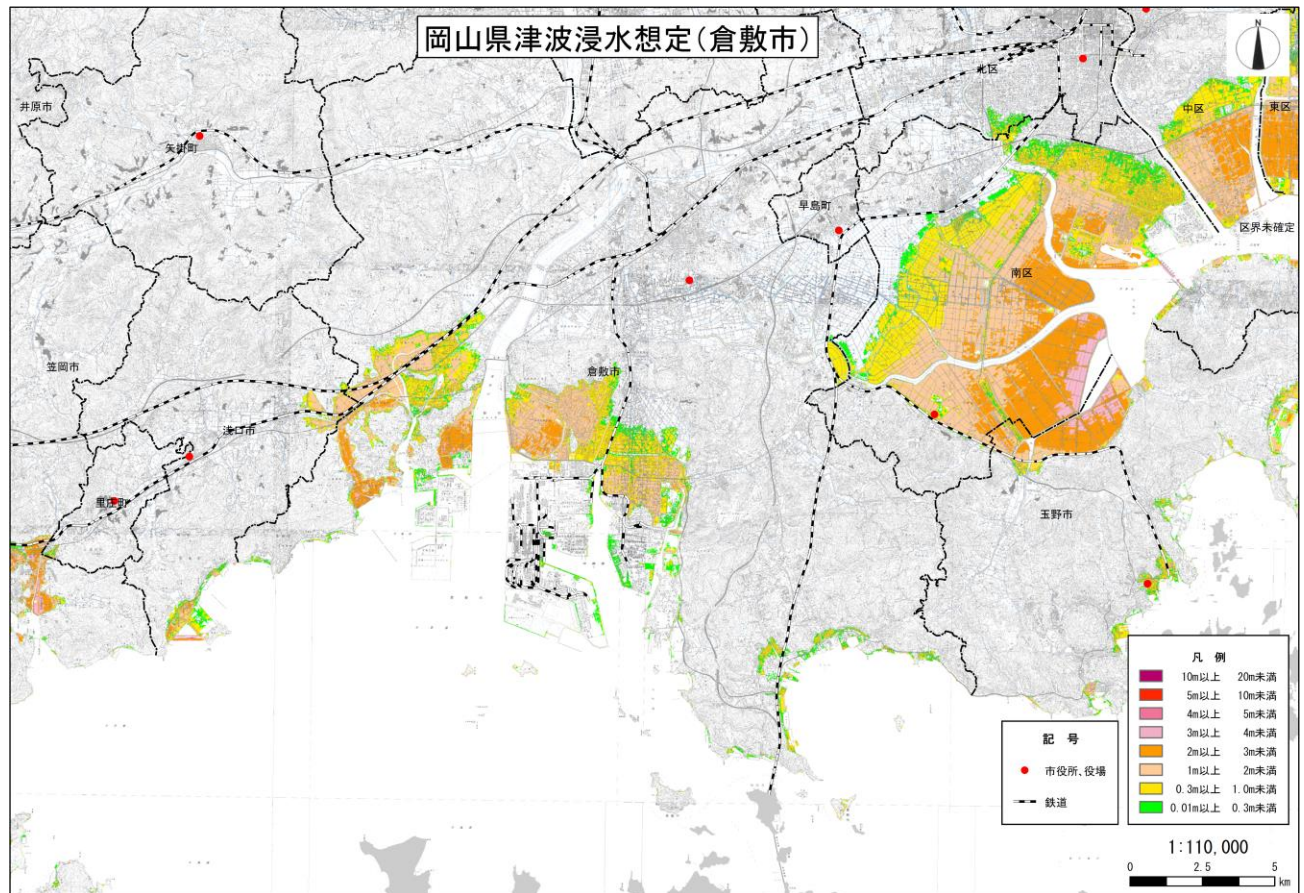
ウ 気象庁が津波情報で発表する津波到達までの時間

気象庁が南海トラフ巨大地震と判定した場合には、岡山県の沿岸へ地震発生後20分～30分で津波が到達するとの情報を発表する。

注1 実際の南海トラフ巨大地震発生時には、津波を生じる海底の変動量が不確実なため、内閣府の想定した波減域（津波を発生させる領域）の北端（瀬戸内海）で生じた津波が岡山県の沿岸に到達する時間（20分～30分）を津波到達までの時間として発表する。

注2 時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

全堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン1）【県想定】



留意事項

- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深が更に大きくなったりする場合がある。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意が必要である。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- 今後、この想定は、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性はある。

2 地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される場合（パターン2）

注 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊）と同等の場合である。

（1）堤防等の条件設定について

ア 護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。

イ 設定潮位は、パターン1に同じ。

（2）推計結果

ア 津波高

倉敷市での最大津波高は、水島川崎通一丁目付近の TP+ 3.2メートルと想定される。

注1 津波高＝ 設定潮位（朔望平均満潮位）＋ 津波の高さ

注2 内閣府は、地震発生から3分後に堤防が破壊された場合の最大津波高は公表していない。

注3 国の公表内容は、「内閣府ホームページ」を参照のこと。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

津波高が、パターン1よりも若干高くなるのは、堤防等が壊れないため、波が堤防にぶつかったり反射したりして、津波がせり上がる場合があるためである。

また、浸水区域は大幅に減少するが、津波が高くなり、堤防の低い箇所において越流し浸水することから、パターン1では発生しなかった一部地域において浸水が想定される。

イ 浸水面積

(ha)

浸水深	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
浸水面積	310	140	20	*	—	—

注 「—」：浸水なし、「*」：10ha未満

ウ 主な地点の津波による海面変動影響開始時間

倉敷市下津井漁港での海面変動影響開始時間は、147分と想定される。

注1 変動影響開始時間とは地震発生直後の海面から+20センチメートルの水位変動が生じる時点という。

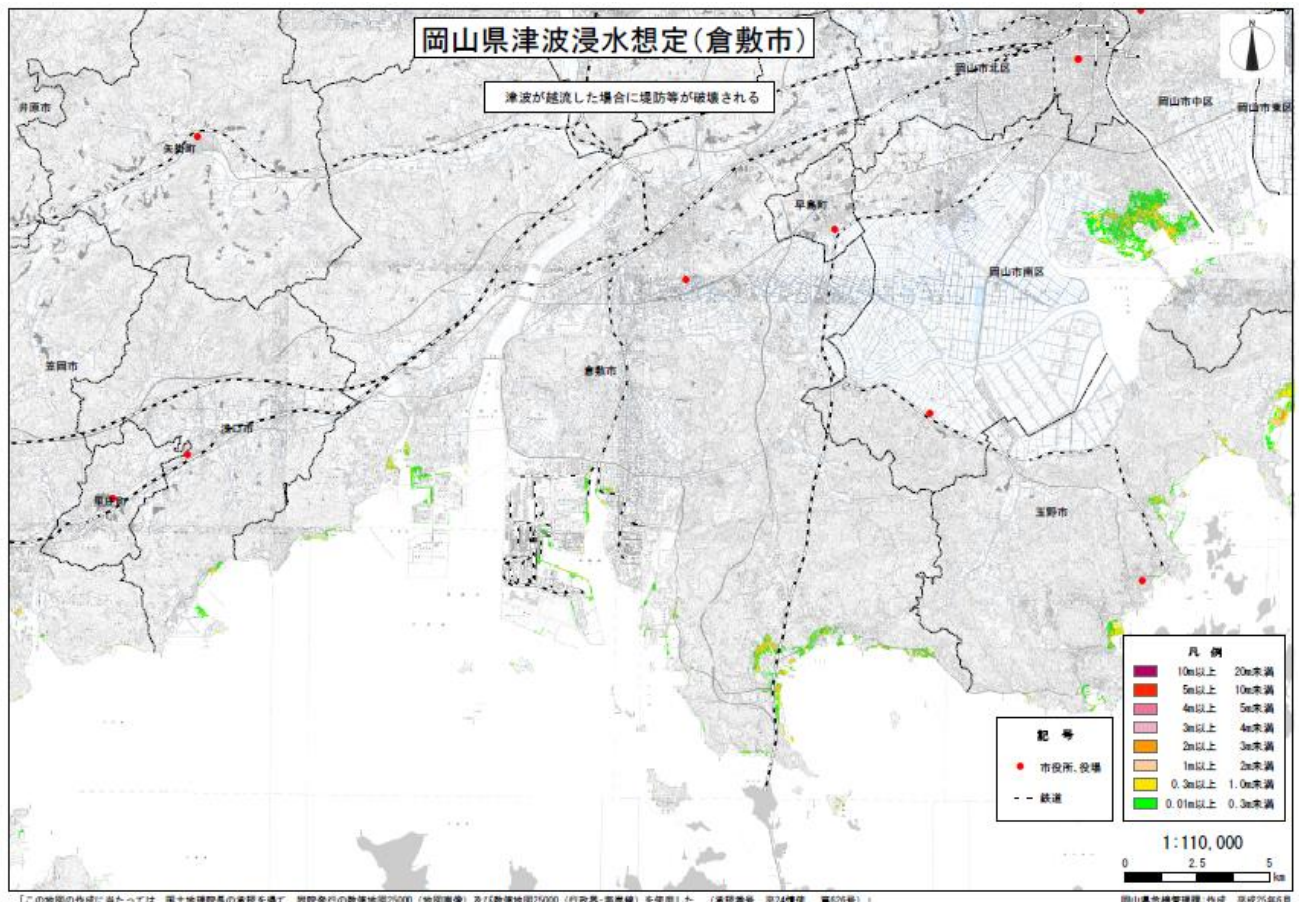
注2 時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

エ 気象庁が津波情報で発表する津波到達までの時間

気象庁が南海トラフ巨大地震と判定した場合には、岡山県の沿岸へ地震発生後20分～30分で津波が到達するとの情報を発表する。

注1 実際の南海トラフ巨大地震発生時には、津波を生じる海底の変動量が不確実なため、内閣府の想定した波減域（津波を発生させる領域）の北端（瀬戸内海）で生じた津波が岡山県の沿岸に到達する時間（20分～30分）を津波到達までの時間として発表する。

津波越流後堤防等破壊：津波浸水想定図（パターン2）【県想定】



留意事項

- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないものではない。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深が更に大きくなったりする場合がある。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意が必要である。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- 今後、この想定は、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

第6 人的、物的被害想定結果

() 内の数字はパターン2のもの

注1 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊：パターン2）と同等である。

注2 国の発表数値では、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

1 建物被害（被害が最大となるもの：シーン③冬・18時）

(棟)

項 目	県の想定		国の想定
	市	県	県
揺れによる全壊	1,029	4,690	18,000
液状化による全壊	398	1,036	5,200
津波による全壊	2,912(12)	8,817(318)	1,190(90)
急傾斜地崩壊による全壊	79	221	200
地震火災による消失	388(391)	3,901(3,911)	11,000
合 計	4,806(1,909)	18,665(10,176)	36,000(34,490)

注 液状化の被害には、国は算定していない大規模半壊が12,309棟ある。

2 人的被害

(1) 死者数（被害が最大となるもの：シーン①冬・深夜）

(人)

項 目	県の想定		国の想定
	市	県	県
建物倒壊による死者	66	305	1,100
津波による死者	1,292(9)	2,786(40)	640(40)
急傾斜地崩壊による死者	7	20	10
地震火災による死者	0	0	0
屋外落下物等	0	0	0
合 計	1,365(82)	3,111(365)	1,800(1,150)

(2) 負傷者数（被害が最大となるもの：シーン①冬・深夜）

(人)

項 目	県の想定		国の想定
	市	県	県
建物倒壊による負傷者	2,088	7,534	17,000
津波による負傷者	1,721(0)	4,184(73)	40(20)
急傾斜地崩壊による負傷者	9	25	20
地震火災による負傷者	0	2	70
屋外落下物等	0	0	20
合 計	3,818(2,097)	11,745(7,634)	17,000(17,130)

3 ライフライン被害

県の想定

		区 分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
上水道 (人)		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
	市	476,000	317,000	67	176,000	37	98,000	21	2,000	1
	県	1,945,000	933,000	48	525,000	27	283,000	15	14,000	1
下水道 (人)		処理人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
	市	348,000	348,000	100	(15,000) 229,000	(4) 66	(15,000) 229,000	(4) 66	—	—
	県	1,193,000	1,017,000	85	(45,000) 402,000	(4) 34	(41,000) 399,000	(3) 33	—	—
電 力 (軒)		電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率
	市	254,000	254,000	100	5,000	2	—	—	—	—
	県	1,163,000	906,000	78	23,000	2	—	—	—	—
固定電話 (回線)		回線数	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率	不通回線	率
	県	444,000	346,000	78	8,000	2	4,000	1	—	—
都市ガス (戸)		需要戸数	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率	停止戸数	率
	県	116,000	31,000	26	29,000	25	22,000	19	—	—

注1 電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。

注2 固定電話の不通は停電によるものとする。

注3 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

注4 率は、パーセントを示す。

4 交通施設被害

(1) 県内の道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	40(45)	8(0)	48(45)
高速道路	—	—(—)	—(—)
高速道路以外	40(45)	8(0)	48(45)
第2次	26(28)	8(1)	34(29)
第3次	10(12)	4(—)	14(12)
全 体	75(85)	20(1)	95(86)

(2) 県内の鉄道

鉄道区分	被害箇所数			
	新幹線	在来線		計
	浸水区域外	浸水区域外	浸水区域内	
県想定	30(30)	543(587)	46(1)	619(618)
国想定	(30)	(690)	—	(720)

注 在来線は、J R西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

(3) 空港

被災なし

(4) 県内の港湾

	岸壁数 (箇所)	被害箇所数			
		国際	重要港	地方港	計
岸壁	36	5	3	1	9
その他係留施設	327	23	22	50	95

注 国際港は水島港、重要港は宇野港、岡山港、地方港はその他をいう。

5 生活支障等

(1) 避難者

			1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
県 の 想 定	市	避難者数 (人)	118,000 (22,000)	54,000 (39,000)	33,000 (17,000)
		避難所避難	78,000 (14,000)	37,000 (20,000)	10,000 (5,000)
		避難所外避難	40,000 (8,000)	17,000 (19,000)	23,000 (12,000)
	県	避難者数 (人)	342,000 (85,000)	170,000 (130,000)	116,000 (74,000)
		避難所避難	225,000 (53,000)	116,000 (67,000)	35,000 (22,000)
		避難所外避難	117,000 (32,000)	54,000 (63,000)	81,000 (52,000)
国 の 想 定	県	避難者数 (人)	(101,000)	(240,000)	(184,000)
		避難所避難	(61,000)	(120,000)	(54,000)
		避難所外避難	(40,000)	(120,000)	(130,000)

注 避難所外避難とは、指定緊急避難場所、指定避難所以外の文化ホールなどの公共的施設や自動車、親戚・知人宅などへ避難することをいう。

(2) 帰宅困難者

区 分		帰宅困難者	コメント
帰宅困難者（人）	市	30,000	
	県	141,000	うち約12万人が通勤通学者、約2万人が買い物客・観光客等である。

(3) 災害廃棄物発生量

(万トン)

区 分	県の想定				国の想定
	市		県		県
	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2	パターン2
災害廃棄物			1,202	234	400
災害廃棄物	63	30	224	126	300
津波堆積物	県に含む	県に含む	978	108	70

6 県内の経済的被害

(兆円)

区 分	県の想定		国の想定
	パターン1	パターン2	パターン2
民間部門（住宅等）	3.5	2.0	2.8
準公共部門（電気、通信、ガス、鉄道）	—	—	—
公共部門（上下水道、道路、港湾、農地、漁港、災害廃棄物）	0.6	0.3	0.4
合 計	4.1	2.3	3.2

注1 「—」は、わずかなもの

注2 国が公表した津波浸水想定は、県の条件（津波越流後破壊：パターン2）と同等である。

第7 減災効果

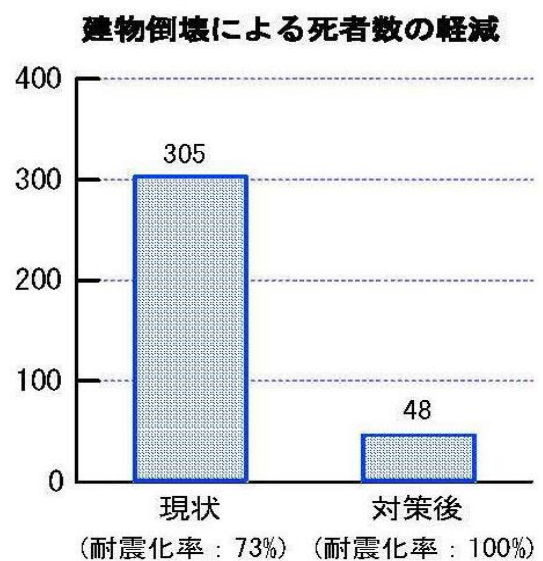
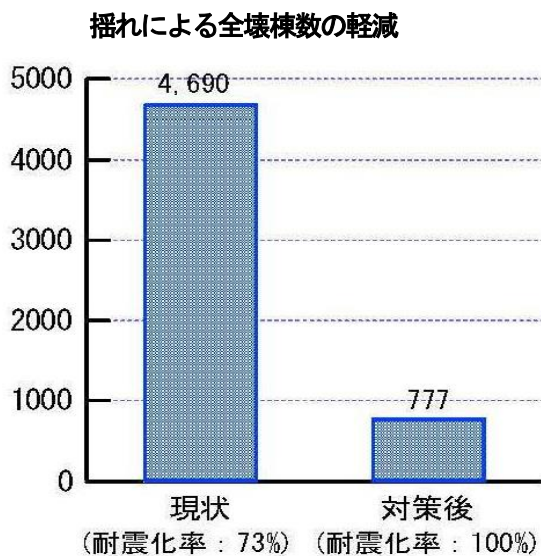
1 建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率は平成22年度末で約73パーセントとなっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100パーセントにした場合には、建物の揺れによる全壊棟数は8割以上（約4,000棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上（約260人）軽減できる。

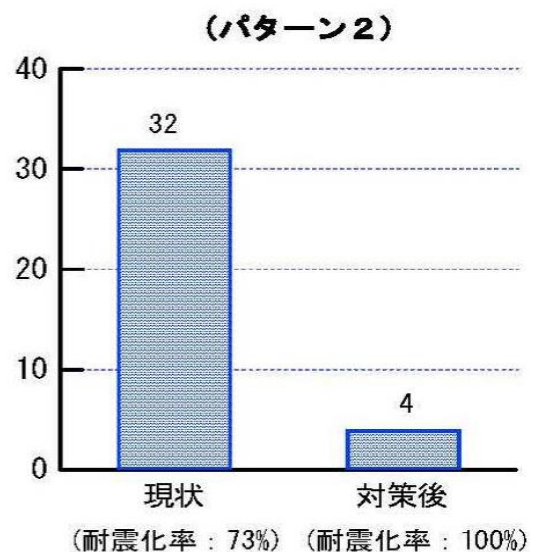
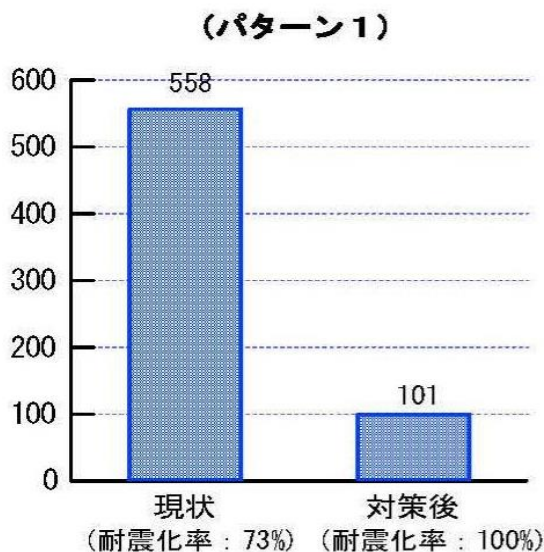
住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

更に、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

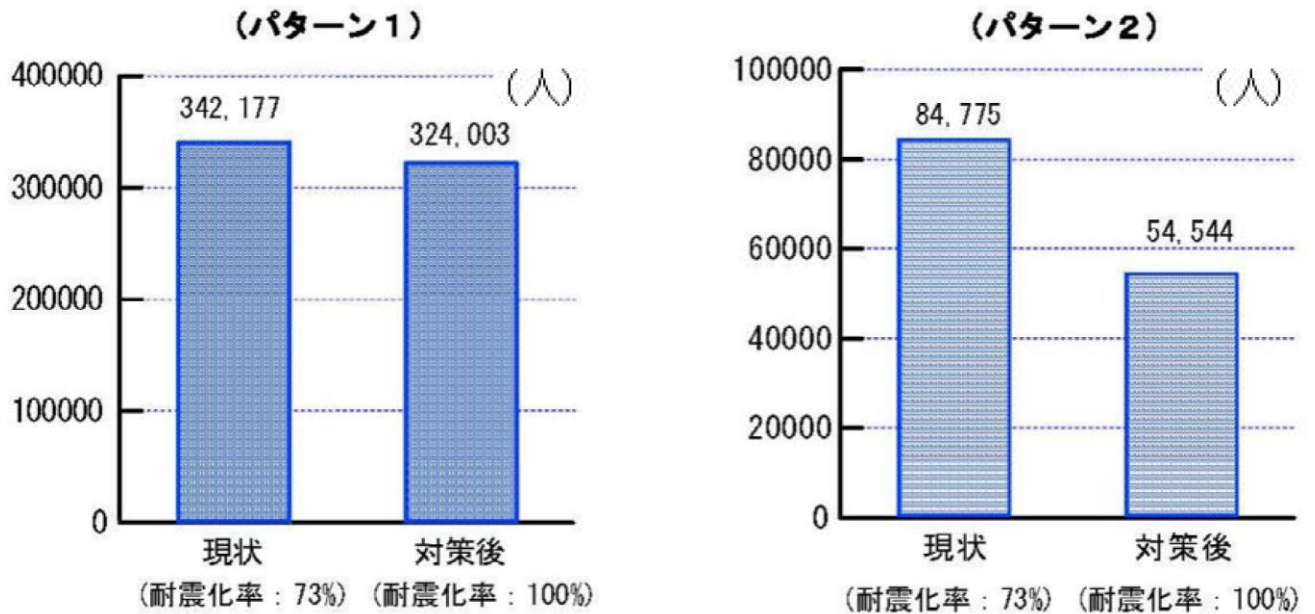
加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。



建物耐震化による全壊棟数・死者数の軽減



建物耐震化による自力脱出困難のための津波死者数の軽減

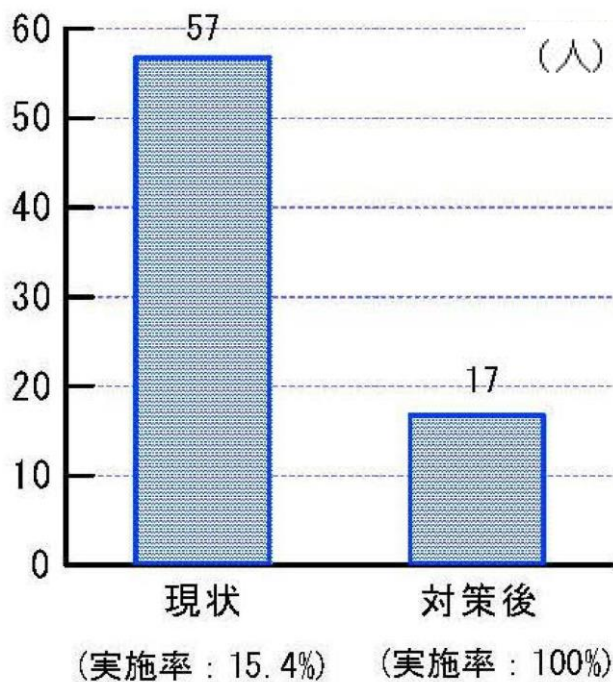


建物耐震化による避難者数の軽減

2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月に県が実施した「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4パーセントの世帯が対策を実施していると回答している。

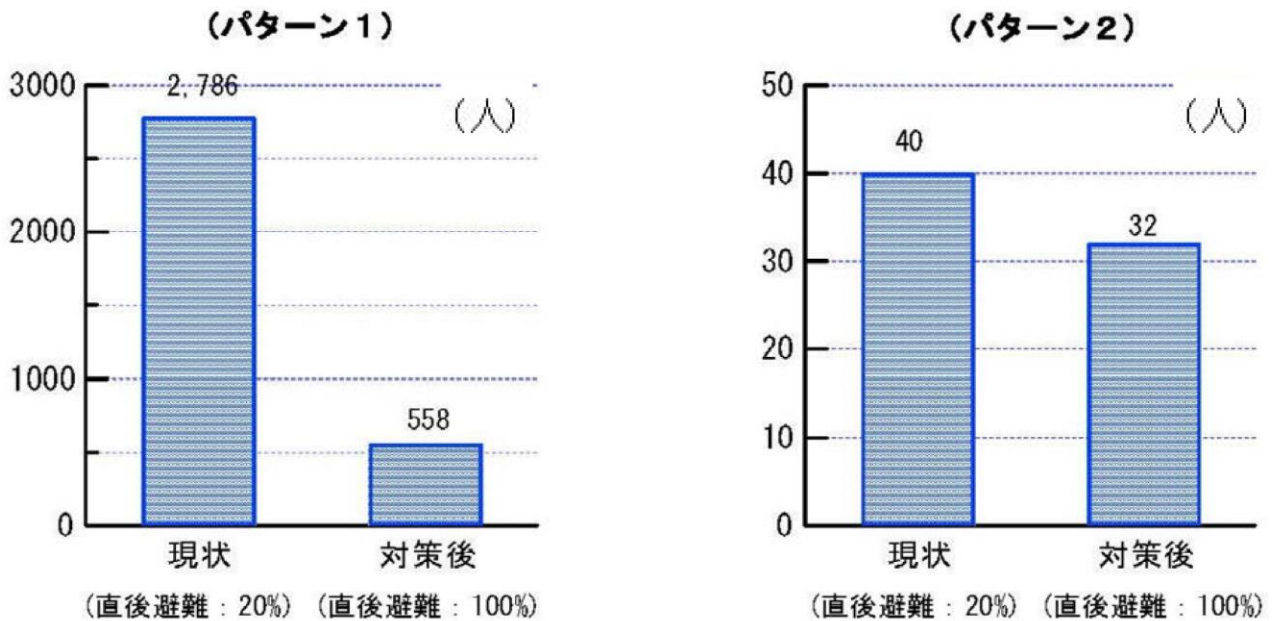
この実施率を100パーセントにすることで、死傷者数は約30パーセントに軽減できる。更に、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。



家具転倒防止による死者数の軽減

3 津波避難の迅速化

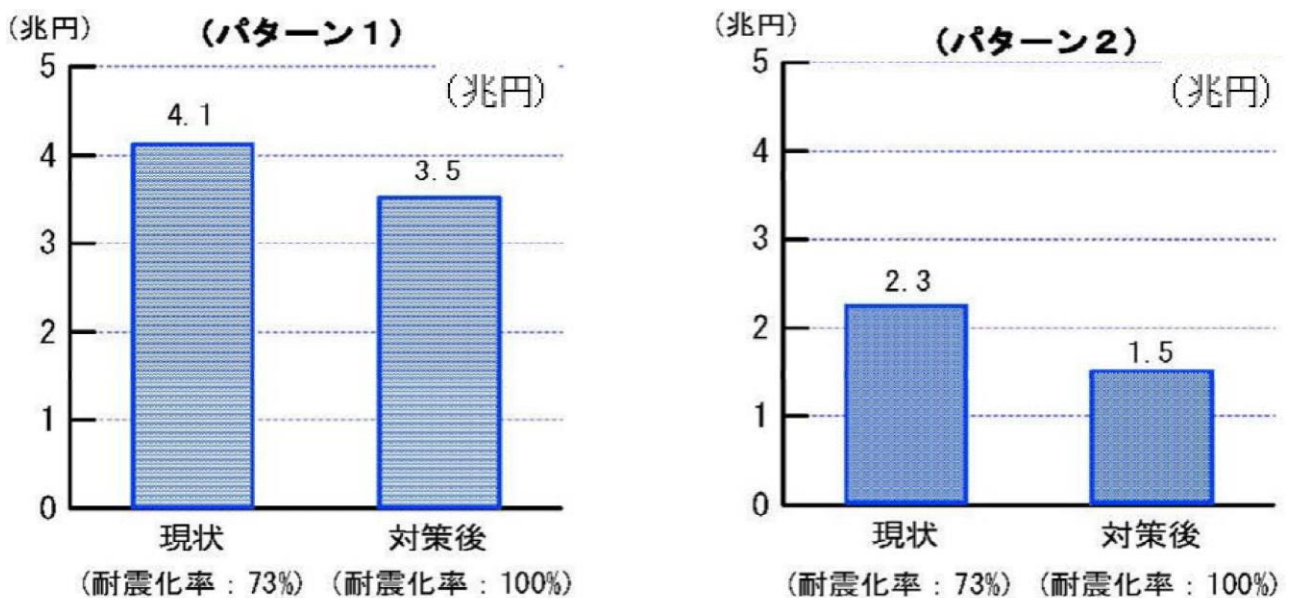
地震発生後、全員が一斉に避難すれば、今回想定した20パーセントの人が迅速に避難する場合と比較すると、浸水域が広いパターン1では死者数は約5分の1に減少する。



津波避難意識向上による死者数の軽減

4 直接被害額の軽減

建物耐震化を100パーセントとすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。



建物耐震化による直接経済被害額の軽減

第8 被害想定を活かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

更に、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

- 1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- 2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- 3 可能な限り、初期消火に努めること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平常時から自らができることを確実に行之（自助）、地域の安全を地域のみinnで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第4節 地震、津波災害対策の基本的方向

1 断層型地震

市において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。市は、南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

2 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらす、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難とも言える巨大災害になるものと想定されている。

これまで約100年～150年の周期で、この南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に70年以上が経過している。

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は70～80%、40年以内では90%程度とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

3 地震と津波への対応

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する大きな津波への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。更に、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

とりわけ、巨大地震に伴う津波に対しては、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた対策も活かしつつ、住民避難を中心に、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

また、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を支援する対策として位置付け、避難施設、防災施設、土地利用方策等を組み合わせた総合的な津波対策を検討する必要がある。

第5節 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては津波により極めて甚大な被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下、「レベル1の地震・津波」という。表記：L1）
- ② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下、「レベル2の地震・津波」という。表記：L2）

レベル1の地震・津波（L1）に対しては、住民等の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

レベル2の地震・津波（L2）に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等の避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

1 津波からの人命の確保

津波対策の目標は、津波から「命を守る」ことである。ハード対策としての海岸保全施設等の整備・維持を前提として、市民等の避難が迅速に実施可能なように、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難路を整備するとともに、最も重要なことは、一人ひとりが主体的に迅速に適切に避難することであり、それを促す防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的な対策を推進する必要がある。

2 日頃からの心構え

津波の到達までに時間的に余裕がある場合であっても、低地であり、周辺に高い建造物や高台がない地域では、思いのほか遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日頃からハザードマップ等で津波浸水深、避難場所を確認しておくなど十分な準備を行っておく必要がある。

3 地域の実情に合わせた対策の検討

津波による被災は、地形や町の広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、重要施設の耐浪化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用方策等、長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する必要がある。

第2章 地震、津波災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1 防災知識の普及啓発計画

市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整理するとともに、専門家の知見も活用しながら、南海トラフ地震を含む地震津波の被害想定をはじめ、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、地震活動による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

特に津波については、「自らの身は自ら守る」との基本理念に基づく個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報等、避難指示等の意味合い、避難方法や避難場所等、津波に関する防災知識を市民等に対して広く啓発に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

更に、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

1 行政の役割

(1) 市

ア 市民及び市職員に対して、積極的に事前の備えの重要性や地震、津波による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及、啓発を図る。

イ 最新の知見に基づく地震、津波の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ 分かりやすい図記号を利用した避難誘導標識を設置するなど、避難場所や避難所を指定し、その場所を日頃から周知しておくものとする。特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難場所、避難所等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図るものとする。また、国、県と連携して、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるための普及啓発を図る。

エ 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等多様な視点に十分配慮するよう努める。

オ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

カ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集、整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できるよう公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う市民の取組を支援する。

(2) 県

県は、防災対策の基礎資料となる最新の知見に基づく地震、津波の被害想定周知をはじめ、防災知識の普及、啓発、災害教訓の収集と伝承に向けた市町村の取組を支援し、自らあらゆる機会を捉え積極的に普及、啓発活動を行う。また、報道機関等の協力を得て、ビデオ・DVD等の記録映像、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用した防災知識の普及、啓発の取組を行う。

また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言、支援を行う。

2 市民の役割

市民は、居住地などの地域特性の把握に努め、防災に関する講演会や、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、防災知識の習得に努める。

また、地域における地震、津波による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、防災知識の向上に努める。

また、自助、共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加を通じ、地域の防災力向上に努める。

更に、市民は、自ら災害の教訓の伝承に努める。

3 企業等の役割

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、一企業内にとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、市及び県は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、実効性のある事業継続計画（BCP）の策定や企業間の相互支援協定の締結、企業連携型BCPの策定等を促進する。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭における防災知識の向上につながってくる点に留意する必要がある。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

4 市民及び事業者の役割

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

5 家庭、地域における普及対策

(1) 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

(2) 市及び県は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

ア 住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防、安全対策

イ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所、避難所での行動

ウ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示等の発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など

(3) 地震保険

市及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

6 事業所、職場における普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

(1) 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

(2) 従業員等に対し積極的な防災教育、訓練をすること。

(3) 災害時の行動マニュアルを作成すること。

(4) 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

7 不特定多数が利用する施設における普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅、地下街等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

(1) それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

(2) 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

(3) 防災関係機関との通報、連絡体制の確立を図ること。

8 緊急地震速報の普及、啓発

市及び県等は、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓

発に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

9 公的機関等の業務継続性の確保

市、県等の防災関係機関は、地震、津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などによる業務継続性の確保に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第2 防災教育の推進計画

地震、津波災害は、授業中あるいは学校行事中など、突発的に発生する可能性があり、被害の広域性、火災等二次災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。

このため、災害発生に対しては、「自らの身は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小、中学校の児童、生徒が災害や防災、減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが大切である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

1 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第4節「災害予防対策」第3「文教対策」に準ずる。

3 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第4節「災害予防対策」第3「文教対策」に準ずる。

第3 自主防災組織の育成

地震の大災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、自分たちの安全は自分たちで守る、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を向上させることが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが市民の自発的な防災組織となる「自主防災組

織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、市の自主防災組織の組織率は全国的に見ても低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置、育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

市は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的に関わることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

1 家庭の役割

地震の防災に関し、市民の果たす役割は、極めて大きい。

市民は自分たちの安全は自らの手で守るという意欲をもち、平常時から地震発生後に至るまで可能な限りの防災対策を実施する必要がある。

平常時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得及び家庭における話し合い
- (2) 地域の危険度の理解、避難場所及び最寄りの医療救護施設の把握
- (3) 家庭における火災予防措置の実施
- (4) 家屋の補強及び家具等の落下転倒防止対策
- (5) 飲料水、食料、日用品及び医薬品等生活必需品の備蓄
- (6) 飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備
- (7) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

なお、地震発生後においては、身の安全を確保するとともに、出火防止及び初期消火、救助、避難誘導、負傷者の応急手当及び救護、要配慮者の支援、自力による生活手段の確保などに努めるものとする。

2 地域の役割

地域における防災対策は、地域住民が協力し、組織的に実施することが最も効果的である。このため、自主防災組織の設置、育成と自主防災活動の活性化を推進するものであるが、結成された自主防災組織は、防災関係機関と協力し、地域は自らの手で担うという意欲をもって、次の活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の習得

講習会、研究会、その他あらゆる機会を通じ、地震の知識、地震情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等についての防災知識を習得する。

イ 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常持出品の準備等の地震対策について、自主防災組織が中心となってその促進を図る。

ウ 防災訓練の実施

災害発生時の対応について訓練を行う。

エ 地域における他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域内におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

オ 火気使用設備器具等の点検

- カ 防災用資機材等の整備
- キ 要配慮者の把握
- (2) 災害時の活動
 - ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 初期消火等の実施
 - ウ 救助・救急の実施及び協力
 - エ 避難誘導の実施
 - オ 炊出し、救助物資の配付に対する協力
 - カ 要配慮者の支援
 - キ 避難所運営

3 事業所の役割

地震災害応急計画を作成する義務がある事業所はもとより、すべての事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定、運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

更に、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。事業所等は、概ね次の防災活動を行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確保
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等の確立
- (7) 地域の自主防災組織と積極的に連携し、防災活動に努める。
- (8) 飲料水、食糧、生活必需品等必要な物資の確保に努める。

4 自主防災活動推進における市の役割

市は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。市は、倉敷市自主防災組織連絡協議会と連携を図り市民に対し自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が組織をつくるために必要な資料等を提供する。また、活動について助言、あるいは援助等を行うとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成、充実を図る。

- (1) 自主防災組織づくりの推進
 - ア 市内全域に概ね町内会、自治会単位ごとの組織づくりを目標とする。
 - イ 特に延焼、崖崩れ、津波などの危険地域に対しては、早期組織化を積極的に推進する。
 - ウ 地域の要請に応じて、自主防災に関する助言等を行う。
- (2) 組織活動の促進

市は、消防団等と連携を図り、自主防災組織が行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の

促進を図る。

(3) 応急手当普及啓発活動の推進

災害発生時、市民が行う負傷者への応急手当及び軽傷者の救護活動を強化するため、応急手当普及啓発活動の推進を図る。

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第1節「防災活動の環境整備」第3「自主防災組織の育成及び消防団の活性化」に準ずる。

第4 防災ボランティアの養成等計画

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第1節「防災活動の環境整備」第4「防災ボランティアの養成計画」に準ずる。

第5 市民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から市民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識、技能を習得しておく必要がある。津波被害が想定される地域では、高台や避難所への避難など、実際に津波の発生を想定した避難訓練などを実施することとする。例えば東日本大震災では、実際に避難場所、避難所に避難した市民のほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第1節「防災活動の環境整備」第2「防災訓練」に準ずる。

第6 要配慮者等の安全確保計画

近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。地域社会の相互扶助機能の減退もある。

このような要配慮者は、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい面があり、中にはその自立した生活に介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もいるが、災害時にはそれらの器具等の確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第3節「要配慮者等の安全確保」に準ずる。

第7 物資等の確保計画

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、市などが実施する飲料水や食料、生活必需品等の調達にも大きな制約が及ぶことが想定される。そのため、各家庭、各事業所等においては、自主防災の観点から災害直後の混乱期を乗り切るための備蓄等の備えに努める。

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第5節「防災対策の整備、推進」第1「緊急物資等の確保計画」に準ずる。

1 食料の確保

災害時における米穀の確保については、原則として市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府所有米穀の引渡しを受けることができる。

その他食料、食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者、乳幼児、病人、アレルギー患者、介護食品等の特別な配慮を要する避難者等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者、外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、市及び県は、市民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄、調達体制を確保する必要がある。

（1）市が実施すべき事項

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とされる食料を確保、供給するため、事前に次の措置等を行う。

- ア 市内における緊急食料の調達、炊出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定
なお、計画等の作成に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。
- イ 援助食料の集積場所の選定
- ウ 市民、事業所等の食料備蓄の啓発
- エ 市民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

（2）国が実施すべき事項

農林水産省本省は、災害が発生した場合、緊急に必要とされる食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続を定め、要請を受ける体制を整える。

（3）県が実施すべき事項

県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

- ア 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定
 - ・大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地、能力等の調査
 - ・調達に関する協定の締結
 なお、計画等の策定に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。
- イ 被災地に対する援助食品を受け入れ、集積する場所の選定
- ウ 県民、企業等に対する食料備蓄の啓発
- エ 市民及び市の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

（4）市民、事業所等が実施すべき事項

市民、事業所等においては、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮する。

2 飲料水の確保

被災地への飲料水の供給については、市の給水車及び給水タンク等の保有状況及び道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題がある。

このため、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

(1) 市が実施すべき事項

市は、次の事項について実施する。

ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、次の内容とする。

(ア) 臨時給水所設置候補施設の事前指定

(イ) 臨時給水所設置場所の一般市民への周知方法

(ウ) 臨時給水所運営の組織体制（本部、現地本部）

(エ) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

(オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車、給水タンク、ろ過機等）

(カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 給水車、給水タンク、ポリタンク等応急給水用資機材を整備するとともに、地下水、伏流水を水源とする施設利用及び浄水場への簡易滅菌器設置などによる飲料水を確保する体制を整備する。

エ 市民、事業所等に対する飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水についての指導を行う。

オ 水道工事指定業者と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。

カ 他の地方公共団体との災害相互応援給水体制を確立する。

(2) 県が実施すべき事項

県は、市民及び市が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、市民、事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

(3) 市民、事業所等が実施すべき事項

市民、事業所等においては、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

3 生活必需品の確保

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、市においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭、事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から市、県及び市民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

(1) 市が実施すべき事項

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄、調達計画を策定する。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目、必要数の把握

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目、数量及び保管場所

カ 市民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

(2) 県が実施すべき事項

県は、市が策定した生活必需品の備蓄、調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

- ア 県が確保すべき生活必需品の品目、必要数の把握
- イ 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
- ウ 燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
- エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 調達体制
- カ 緊急物資の集積場所
- キ 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
- ク 市民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

(3) 日本赤十字社岡山県支部が実施すべき事項

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を確保しておく。

(4) 市民、事業所等が実施すべき事項

市民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守る」のが防災の基本であるという考えに基づいて、1週間程度の生活を確保できる生活必需品の備蓄をするように努める。その他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持出品の準備をしておく。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第2節 地震、津波災害に備えた体制の整備計画

第1 災害応急体制整備計画

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するほか、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受ける場合に、これを効果的に活用するため、「倉敷市災害時受援計画」に受援体制及び受援の流れについて定める。

また、交通機関の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されることが、広域的な倒壊家屋の下敷きや車両事故等により救助、搬送、医療を必要とする多数の傷病者が発生すること、多数の被災者が避難所へ避難すること、避難所生活が長期化することなど地震、津波災害の特殊性を踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震、津波等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助、搜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

(1) 対応計画の作成

市、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員、資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3) 関係機関等の本部への出席

本部に専門的分野に関する意見聴取、連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じて関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

1 初動・警戒体制

(1) 警戒体制の基準

市内で震度4の地震が発生し、又は津波注意報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、警戒体制をとる。

(2) 警戒体制の職員配備

ア 係長級以上のあらかじめ命ぜられた職員とする。

イ 職員は、勤務時間外において、市内で震度4の地震が発生したことを地震情報（テレビ、ラジオ等）で知ったとき又は津波注意報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを知ったときに、各自の勤務場所に自主参集し、警戒体制をとる。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、倉敷市総合防災情報システム等で適宜報告する。

ウ 主な任務は次のとおりとする。

（ア） 情報の収集及び幹部等への報告

（イ） 県への連絡

（ウ） 特別警戒体制、非常配備体制への移行準備

（エ） 地震（震度4）に伴う津波情報等の対応

（オ） 津波注意報に伴う海岸沿い等への周知

(3) 職員への連絡方法

職員への連絡については、電話、携帯電話等による通報体制を整備する。

2 **特別警戒体制**

(1) 特別警戒体制の基準

市内で震度5弱の地震が発生した場合又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、特別警戒体制をとる。

(2) 特別警戒体制の職員配備

ア 主管部局長等を含むあらかじめ応急対応を命ぜられた職員が配備する。

イ 職員は、勤務時間外において、市内で震度5弱の地震が発生したことを知ったとき又は津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され災害発生のおそれがあることを知ったとき、各自の勤務場所に参集する。

ウ 勤務場所に参集できない職員は、途中の情報をもって最寄りの本庁及び支所又は公共施設等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握し、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

3 **非常配備体制**

(1) 1次非常配備体制の基準

ア 市内で震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、非常配備体制（本部の体制）をとる。

イ 本部の組織は、倉敷市災害対策本部条例及び倉敷市災害対策本部規程の定めるところによる。なお、必要に応じて、災害地にあつて本部の事務の一部を行うために現地本部を設置する。

(2) 1次非常配備体制の職員配備

ア あらかじめ応急対応を命ぜられた職員が配備する。

イ 職員は、勤務時間外において、市内で震度5強以上の地震が発生したことを知ったとき又は大津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され災害発生のおそれがあることを知ったとき、各自の勤務場所に参集する。

ウ 勤務場所に参集できない職員は、途中の情報をもって最寄りの本庁及び支所又は公共施設等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

(3) 2次非常配備体制

市内で地震又は津波による甚大な被害が発生した場合に組織し、市の総力を挙げて災害応急対策を実施する体制とする。

4 災害対策本部室の確保

(1) 地震により庁舎（本庁、支所）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保する。代替本部室の確保にあたっては、本庁、消防局合同庁舎、児島支所、水島支所、玉島支所を候補とし、災害の状況や被害集中地域までの距離、庁舎や周辺地域の被害状況を把握したうえで、他の施設も含め総合的に判断する。

(2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。

ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。

イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

5 関係機関の整備、市及び防災関係機関の体制整備

(1) 市及び防災関係機関の体制整備

ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常配備体制について必要な整備を図る。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行くとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

イ 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

ウ 国は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行う。

エ 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整

理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、市、県等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

オ 市及び県等は、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急、復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

カ 県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

キ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

ク 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

ケ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

コ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

サ 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

シ 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

ス 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先、受援先の指定、応援、受援に関する連絡、要請の手順、本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制や資機材等の集積、輸送体制等について必要な準備を整える。

セ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ソ 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、災害警備用装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

タ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努め、県内消防本部による応援隊及び緊急消防援助隊との連携、受援体制を強化するため、実践的な訓練、研修等を実施する。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

- チ 市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- ツ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。
- テ 市及び県等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
- ト 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに、協力関係について定めておくなど平素から連携体制の強化を図る。また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送、消火等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。
- ナ 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- ニ 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、DMATの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- ヌ 県は、DPATの整備に努め、国等が実施する研修、訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。
- ネ 県は、市に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。
- ノ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- ハ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- ヒ 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、位置付けるよう努める。

6 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報による配備等

市及び県は、津波警報、避難指示等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。また、県は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表、発令、伝達体制を整える。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定、見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

第2 情報の収集連絡体制整備計画

情報の収集、伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

1 地震、津波情報の連絡

市は、J－ALERTと倉敷市緊急情報提供無線システム等を自動連動させることなどにより、J－ALERTにより受信した緊急地震速報を市民等に迅速に伝達する。

注 全国瞬時警報システム（J－ALERT（ジェイ・アラート））

津波警報等、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、市民に瞬時に伝達するシステム。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第2節「災害情報通信」に準ずる。

第3 救助、救急、医療体制、公衆衛生活動整備計画

1 救助

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を市民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

市民等による救助活動のための条件整備

市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第3「救助」に準ずる。

2 傷病者搬送

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。更に、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

また、道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。実施に当たっては、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引（平成26年11月国土交通省道路局）等を参照する。

災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否、被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。また、県内で対応不可能な傷病者を県外へ搬送する場合など、必要に応じて岡山空港に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU(Staging Care Unit)）を設置する。

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

（１） 広域災害救急医療情報システムの運用

市、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者、患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するために必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用する。

（２） ヘリコプター等航空機による搬送

市は、市内にヘリコプター等航空機搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

3 医療体制

災害医療についての組織及び体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、更に災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化、診療確保体制の整備並びに災害医療についての知識の普及及び啓発を推進する。

（１） 広域災害救急医療情報システムの運用

市は、市内の医療機関、消防機関、医師会、関係行政機関等との連絡、連携体制を強化して、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

市、県及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

（２） 市民への災害医療についての知識の普及、啓発

市、県、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージ（病気やけがの緊急度や重症度を判定して、治療や搬送の優先順位を決めること。）の意義等に関する知識の市民への普及、啓発を行う。

また、併せて駅、デパート等不特定多数の人が利用する施設の従業員を対象に応急手当の普及、啓発を行う。

4 公衆衛生活動

大規模な災害が発生した時は、保健所や市の施設が被災するなどして、被災市のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、県では、市の支援要請等に応じて、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

（１） 組織体制の整備

県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、被災者に対して公衆衛生上

の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、保健福祉部、県保健所及び市が連携した情報収集、派遣体制の整備に努める。

(2) 公衆衛生活動員の研修

県は、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。

(3) 県内職能団体との協力体制

県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内19の職能団体（県医師会ほか18団体）の協力を得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平時から当該職能団体との連携の確認等に努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第9「医療、助産、公衆衛生活動」に準ずる。

第4 指定緊急避難場所整備計画

地震発生時において、市民が地震に伴う津波や火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所を指定し、標識等により場所をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて市民に周知、徹底し、万一に備える。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する。

第5 避難及び避難所の設置、運営計画

地震発生時には、火災や崖崩れ、落石、沿岸地域での津波等により、市民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことから、避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、又は近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第2「避難」に準ずる。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練、研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎及び各支所庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3節 地震、津波に強いまちづくり

第1 建築物、宅地、まちの不燃化、耐震化計画

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅、建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅、建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅、建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。宅地の安全性に関しても、谷を埋め立てた造成宅地など（以下「大規模盛土造成地」という。）の地すべり、古い石垣や擁壁の崩落等、安全性が懸念される地域や宅地の調査を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要である。

更に、被災時において市民が安全に避難できる避難路の確保も重要で、適切な整備を図る必要がある。このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障がいのある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪とも言うべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（以下「あんしん避難所」という。）の整備が重要であり、総じて地震、津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

1 建築物の不燃化、耐震化

（1）防災上重要な建築物の不燃化、耐震化

市、県、国及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、新耐震基準以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

（2）一般の住宅、建築物の耐震化、不燃化

市は、一般の住宅、建築物について、建築基準法に基づき不燃化が図られるよう指導及び助言を行う。建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められている劇場、百貨店等多数の者が集まる特定建築物については、その所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

なお、一般の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進は、倉敷市耐震改修促進計画（平成28年3月）に基づくものとし、市は耐震診断、耐震改修について普及、啓発に努める。

また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

(3) 天井等の非構造部材、ブロック塀等の耐震化

市は、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。所有者は自ら安全確保のための措置を講ずるよう努める。

また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

更に、ブロック塀の倒壊対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、これらの安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

資料編〈第3-11（地震）倉敷市緊急輸送道路〉

(4) あんしん避難所の整備

市は、非構造部材の耐震化等も図られた、あんしん避難所の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助、共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

2 宅地の耐震化

大地震等が発生した場合に、大きな被害が発生するおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査を実施し、マップの作成等を行い、地震災害に関して市民へ情報提供等を図る。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した倉敷市大規模盛土造成地マップを活用し、市民の地震災害への意識の向上を図る。また、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

3 まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に延焼させないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、令和4年1月末現在で、223.0ヘクタールが指定されている。また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、331.0ヘクタールが指定されている。

市は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、更に安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といった地域での不燃化が必要である。市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、市は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に

努め、防災空間の確保を図る。

(4) 道路網の整備

道路管理者等は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

(5) 計画的な災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりに向けて、計画的に公共施設の整備を推進することが重要である。このため、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路 …………… 避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地 … 避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯 … 道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2 公共施設等災害予防計画

地震、津波に強い市の形成を図るため、市、県、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震、津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成、実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 公共施設の予防計画

(1) 道路

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講ずる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石、崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を

行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

なお、緊急輸送道路は、被災時において、救援物資の集積地点（空港、港湾等）とのアクセスを確保するもので、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。このため、関係機関と協議の上で、あらかじめ関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路として位置付けネットワーク化を図る。

国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ア 緊急輸送道路の選定基準

- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 県庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港、港湾等）を結ぶ道路であること。
- (オ) 主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- (カ) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局、地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

資料編〈第3-11（地震）倉敷市緊急輸送道路〉

(2) 鉄道

西日本旅客鉄道（株）、水島臨海鉄道（株）及び井原鉄道（株）が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守、管理を適切に実施する。

また、被災時の代替輸送の確保に努める。

(3) 河川

河川敷地は洪水を安全に流下させるための治水上のスペースとして確保されており、普段は水と緑のオープンスペースとして人々の余暇活動などに利用されている。

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

(4) 砂防関係施設

砂防関係施設については、近年の地震による砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設等の被害はクラック等の軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、市内には石積ダム等老朽化したものもある。

砂防関係施設は、砂防ダムと流路工などの砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

(5) ため池

南海トラフ巨大地震の被害想定では、市内で最大震度6強が想定されていることから、ハード、ソフト両面の対策が必要である。

適切な維持管理や監視体制を確保するとともに、危険なため池については早期改修に努めるなど、安全管理の徹底を図る。

地震等により決壊した場合浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として県が選定する。このうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、決壊した場合の影響度が大きいため池については、順次ため池ハザードマップを作成し、市民等への適切な情報提供を図るなど防災意識の啓発に努めるとともに、地域住民と連携して訓練などを行い、災害への対応力を高める。

更に、国により義務づけされているため池については、震度4以上の地震が発生した場合、早急に点検、調査を実施し、状況の把握に努める。

資料編（第2－5 防災重点農業用ため池）

(6) 海岸保全施設

台風等に伴う高潮被害から背後地の人命、財産を保護するため、海岸保全施設の整備を進めている。

しかし、過去に整備した施設については、現状での耐震機能を満足していない施設もある。

岡山沿岸海岸保全基本計画に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、地震、液状化を考慮した海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

(7) 港湾施設、漁港施設

港湾施設は、災害時の市民の避難、大量の緊急物資の輸送及び震災後の最低限の経済、物流活動の維持に際し海上交通の拠点として、また、離島においてはライフラインの拠点として重要な役割を果たさな

なければならない。

大規模地震対策の拠点港湾である宇野港の補完港として水島港を位置づけ、順次、耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれたり、泊地が埋没することのないよう、施設配置を十分検討する。

更に、耐震強化岸壁の背後地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における市民の避難や緊急物資の輸送に利用できる広場や緑地を確保し、避難場所や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路、鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮が必要である。

(8) 学校施設

学校施設は児童生徒等の学習、生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の避難場所、避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することも求められている。

児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、避難場所、避難所として防災機能の充実を図る。

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定、造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

イ 学校施設、設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設、設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講ずる。

エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

(9) 公共建築物

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

市、国、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所^ニに免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、新耐震基準以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(10) 文化財

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒、落下による損傷、津波による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

ア 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル（平成25年岡山県教育庁文化財課編集）」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(ア) 重要文化財建造物等^ニにあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

(イ) 建造物以外の有形文化財^ニにあつては、移動、転倒、落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒、落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

オ 市は、県や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

(11) 指定避難所

大規模地震災害、又は津波災害が発生したときは、多数の被災者が長期にわたり避難所で生活する場合が想定される。そのため、市及び施設の管理者は、被災者の生活環境を確保するための設備の整備、避難困難地区の解消、収容能力の増強に努めるものとする。

また、あらかじめ、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断、改修の状況等を把握しておく。耐震改修が必要な建物については補強、改修を行うことを管理者に働きかけ、安全性を確保する。

指定避難所となる施設が不足するときは、野外に天幕又は仮設住宅の設置、近隣市町村への委託、民間施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第2「避難」に準ずる。

第3 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、市、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、通信等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。

1 電気施設

(1) 基本方針

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策を実施する。また、国が公表した

南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を行う。

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

(2) 対 策

ア 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮し設計する。

ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

オ 水力発電設備

水力発電設備は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令、ダム設計基準等に基づき設計する。また、電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき設計する。

カ 火力発電設備

火力発電設備は、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、火力発電設備に関する各種耐震基準に基づき設計する。

2 ガス施設

(1) 都市ガス

（一社）日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、次の耐震性の強化等の対策を実施する。

ア ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

イ 総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

(2) L Pガス

L Pガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育、訓練に努めるととも

に、次の事項について検討、整備する。

- ア 製造施設の耐震性の強化等
- イ 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等
- ウ 合同防災訓練の実施
- エ 広域応援体制の整備
- オ 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

また、L P ガス販売事業者は、L P ガス消費設備の耐震性の強化、防災体制の強化に努める。

3 上水道施設

倉敷市水道事業第2次整備計画の定めるところにより、水道施設の被害防止及び応急給水を円滑に行うため、水道施設の整備を図る。

4 下水道施設

倉敷市下水道地震対策緊急整備計画に基づき、下水道施設の被害防止及び市民のトイレ使用の確保のため、液状化被害が想定される地区を対象に、緊急輸送路に埋設された管路、避難所からの排水を受ける管路、幹線管路等の耐震化を図る。また、避難所となる施設にマンホールトイレ等、施設整備を推進する。

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練等を通じて、その実効性の向上を図る。

5 工業用水道施設

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって欠かすことのできない重要な要素である。したがって、災害発生直後から他のライフラインと同様に的確に復旧しなければならない、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に施設の耐震性を計画的に強化するとともに、緊急時の対応の充実を図る。

6 通信施設

平成7年の阪神・淡路大震災で得られた教訓と平成23年の東日本大震災の津波による被災状況を加味し、アクセス設備の地中化の推進、通信電源の確保、緊急通信確保のための衛星通信の利用、通信ビルの密閉性の強化、中継伝送路の信頼性向上等について、検討、実施する。

第4 崖地、液状化対策等

- (1) 市及び県は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、土砂災害警戒区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して土砂災害警戒区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図る。
- (2) 市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。
- (3) 市及び県は、地震による崩壊等のおそれのある山地災害危険地区等において、山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。
- (4) 市及び公共、公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、

その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては、十分な連絡、調整を図るものとする。さらに、市は、住宅、宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

第5 廃棄物処理体制整備計画

1 災害廃棄物処理計画

災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の対応について、平常時から予防対策として必要な課題の抽出・整理を行うとともに、大規模災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急対策を実施し、早期かつ円滑な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定する。

災害廃棄物処理計画は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物処理の基本方針、組織体制、災害廃棄物発生量の推計、住民への広報、仮置場の設置・管理運営、収集運搬、処分、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の対応、民間事業者や各種団体、周辺自治体との連携・協力支援のあり方等について示すものとする。

また、大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は常に大きく変化しているため、施設の整備・更新状況や関連計画の変更に応じて、適宜、計画の見直しを行う。

2 住民への啓発・広報

以下の事項について住民の理解を得られるよう、平常時から啓発・広報等を継続的に実施する。

- ・災害廃棄物等の排出方法（分別区分、排出場所、持ち込み時間等）
- ・腐敗性廃棄物（生ごみ）等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、不法投棄及び野外焼却等、不適正な処理の禁止

また、避難所、自宅及びその他の場所に避難している被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への啓発・広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

3 連携体制の構築

被災地域からの災害廃棄物の迅速な処理・処分を行うため、住民、民間事業者、ボランティア団体等と平常時からの連携体制の構築を図る。

第6 火災予防計画

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるところから、日頃から火気その他出火危険のある物の取扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため防災関係機関、事業所及び市民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

また、地震発生時に予想される火災から市民の生命、身体、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、消防水利施設、消防ポンプ等の消防用施設の整備の促進を図るものとする。

1 消防機関における対策

(1) 危険物施設、少量危険物施設

施設の安全向上の指導を行うとともに、地震発生時における安全対策を徹底する。また、市防火協会の自主活動による防災知識の普及徹底を図る。

(2) 不特定多数の者を収容する施設について

劇場、百貨店、雑居ビル、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、業界組織ごとの研修会等を開催し、立入検査によって個別指導を実施する。

(3) 不特定多数の者を収容する施設のガス漏れ対策について

ガス機器等の点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガスの遮断装置設置等を指導する。

(4) 病院等、要配慮者を収容する施設における出火防止対策について、講習会や立入検査によって徹底指導する。

2 一般家庭等における対策

(1) 燃焼器具の対策

ア 石油ストーブ：耐震自動遮断装置付き以外の物は使用しない。

イ 液体燃料器具：不使用時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンク転倒防止のため固定の措置を講ずる。

ウ LPガス：不使用時は、LPガス容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のための措置を講ずる。

エ 都市ガス：不使用時は、元バルブを閉止する。

(2) 出火危険のある次の物品については、その保管場所を考慮し、転落、転倒、漏えい防止措置を講ずる。

缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、卓上コンロ用ボンベ、アルコール（消毒用、燃料用）、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等

(3) 住宅用防災機器を設置するよう指導し、一般家庭における火災の早期発見、出火防止を図る。

3 工場、事業所等における対策

工場、事業所等については、それぞれの計画に基づき対策を講ずるものとする。

第7 津波災害予防計画

大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であり、特に平成23年（2011年）の東日本大震災では、東日本に未曾有の被害をもたらした。本市においても、宝永4年（1707年）、嘉永7年（1854年）など、津波災害の記録がある。

今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の研究に基づき、津波の規模、被害区域などを推測し、その対策について検討する必要がある。

1 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。また、災害リスクの高い場所においては、安全な地域へ居住を誘導することに加え、土地利用方策等を検討する。

(2) 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定区域を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用方策等有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。また、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、防災計画において、次の事項を定める。

ア 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内の地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

オ エの施設の利用者が津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

カ その他、警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や避難路、その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を印刷物の配布等により市民等に周知する。

更に、津波災害警戒区域内の施設を指定避難施設に指定した場合は、その所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、取組を促す。

2 施設の整備及び建築物の安全化

(1) 施設の整備

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるよう、立地、構造等の安全性の基準を考慮して整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(2) 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所、指定避難所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所として利用可能な高速道路の道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努める。

また、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突によ

る津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とする。津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定緊急避難場所としての指定等により、津波発生時に確実に避難できる体制の構築に努める。

市及び県は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路、避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差や液状化の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

（3）建築物の安全化

市、県及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市及び県は、津波災害警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

また、市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

3 海岸等防災対策

市及び県は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設及び沿岸部の河川管理施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置付けにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

協定編〈9 津波避難ビル使用に関する協定〉

第3章 地震、津波災害応急対策計画

第1節 応急体制

第1 応急活動体制

大規模地震や津波が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、参集途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

1 防災体制

震度階級等（〔 〕は南海トラフ地震臨時情報）に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	震度階級等	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震度4 津波注意報 〔調査中〕	・本庁 総務局・企画財政局・市民局・ 環境リサイクル局・保健福祉 局・文化産業局・建設局・教育 委員会	係長級以上のあらかじめ 命ぜられた職員
特別警戒体制 （市災害対策準備室 の設置）	震度5弱 津波警報 〔巨大地震注意〕	・児島、玉島、水島、庄、茶屋町、 船穂、真備各支所	主管部局長等を含むあら かじめ応急対応を命ぜら れた職員
第1次非常配備体制 （市災害対策本部の 設置）	震度5強 以上	上記の主管部局長等を含むあら かじめ応急対応を命ぜられた職員	
第2次非常配備体制	大津波警報 〔巨大地震警戒〕	全職員	全職員

2 警戒体制

勤務時間外における職員の配備

緊急初動班員として、係長級以上のあらかじめ命ぜられた職員は、震度4の地震が発生したことを地震情報（テレビ、ラジオ等）で知ったとき、又は気象庁から津波注意報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、各自の勤務場所に自主参集する。被災状況等により、必要に応じて特別警戒体制へ移行措置をとる。

3 特別警戒体制

勤務時間外における職員の配備

- （1）本庁及び各支所、出先機関の主管部局長等を含むあらかじめ応急対応を命ぜられた職員は、震度5弱の地震が発生したことを知ったとき、又は気象庁から津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され災害発生のおそれがあることを知ったとき、各自の勤務場所に参集し、本庁にあっては市長、支所・出先機関にあっては支所長等の指示により活動する。

- (2) 勤務場所に参集できない職員は、途中の情報をもって最寄りの本庁及び支所又は公共施設等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。
- (3) 各所属長は、職員の配備状況を把握し、必要によっては応急対応のため職員の増員の措置を講ずる。

4 警戒体制、特別警戒体制における配備職員の業務

総括責任者（防災危機管理室長又はその代位者）、班長等は、配備職員を指揮し、次の業務を行う。

- (1) 被災状況等の情報収集
- (2) 市幹部への情報連絡並びに県への報告
- (3) 非常配備体制へ移行する措置
- (4) その他必要事項

5 警戒体制又は特別警戒体制から非常配備体制への移行措置

- (1) 総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁をもとめ、本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断をあおぐ。

第1位 市長 第2位 副市長 第3位 危機管理監

- (2) 被害の状況により本部が設置されることになる場合は各部長等に連絡する。

6 第1次非常配備体制

勤務時間外における職員の配備

- (1) 本庁及び各支所、出先機関の主管部局長等を含むあらかじめ応急対応を命ぜられた職員は、震度5強以上の地震が発生したことを知ったとき、又は気象庁から大津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、災害発生のおそれがあることを知ったとき、各自の勤務場所に参集し、本庁にあつては本部長、支所にあつては地区本部長の指示により活動する。
- (2) 勤務場所に参集できない職員は、途中の情報をもって最寄りの本庁及び支所又は公共施設等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。
- (3) 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

7 2次非常配備体制

市内で地震又は津波による甚大な被害が発生した場合、市の総力を挙げて全員で災害応急対策を実施する必要がある場合に組織する。

8 本部の設置基準等

- (1) 本部は、次の場合に設置する。
 - ア 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
 - ウ 気象庁から大津波警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。
 - エ その他市長が必要と認めるとき。
- (2) 本部を設置したとき及び廃止したときは、岡山県備中県民局等関係機関に報告する。

9 本部組織

- (1) 本部組織は、倉敷市災害対策本部条例及び倉敷市災害対策本部規程の定めるところによる。
なお、必要に応じて、被災地において本部の事務の一部を行うために現地本部を設置する。
- (2) 非常配備体制をとった場合には、被害状況等に応じて初期段階でとるべき緊急措置と時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、以下の時系列活動区分に留意しつつ本部体制を組織する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。分散化に当たっては、倉敷市総合防災情報システムやWeb会議システム等を活用して情報共有に努める。

時 系 列 活 動 区 分

段 階	区 分	時 期	活 動 の 要 旨
第1段階	混乱期	発災～3日以内	発生後、しばらくの期間をサバイバル期間と位置付け、市民の生命、身体及び財産を保護し、消火、救出救護、避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第2段階	收拾期	4日～1、2週間	生活上の不安の解消を図るための救済活動を行う。
第3段階	回復期	1、2週間以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

第2 地震、津波情報の種別と伝達計画

1 地震情報

- (1) 岡山地方気象台が発表し、県から通知される地震情報は、本部設置前においては、総務局防災危機管理室において受理し、必要に応じて、倉敷市緊急情報提供無線システム、広報車及び消防車等を活用して地域住民に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、消防庁のJ-A L E R Tにより受信した緊急地震速報等を倉敷市緊急情報提供無線システムにより市民等への伝達に努めるものとする。

また、市・岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めておくことが必要である。

注1 緊急地震速報（警報）

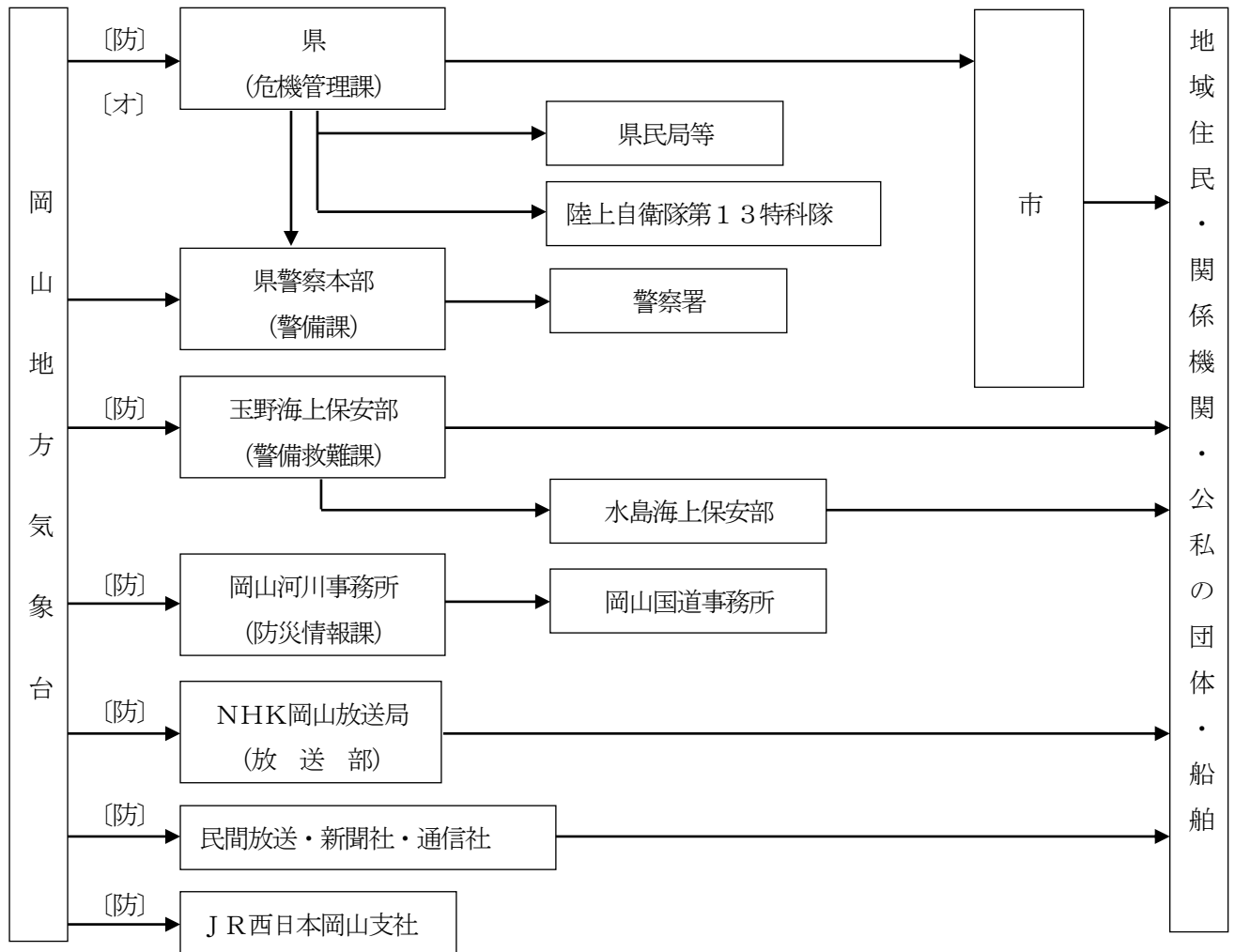
気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

注2 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

岡山地方気象台からの伝達



注1 〔 〕内は、通知方法を示す。

〔防〕：防災情報提供システム 〔オ〕：オンライン

注2 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

2 津波情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報は気象庁が発表し、県、NTT西日本等から伝達されるが、これらの津波情報は、倉敷市緊急情報提供無線システム、広報車及び消防車等を活用して地域住民に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 市は、消防庁のJ-A L E R Tにより受信した津波情報について倉敷市緊急情報提供無線システム等により市民等への伝達に努めるものとする。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の高い地震の規模を

すぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では、予想される津波の高さも数値で発表する。

また、気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表	巨大地震の 場合の発表	
大津 波警 報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに、高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意 報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や海釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注 大津波警報を、津波特別警報に位置づけている。

注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始すること。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限り避難すること。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- ・津波は長い時間繰り返し襲ってくる。津波警報が解除されるまでは、避難を続けること。

イ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ※	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する〔発表される津波の高さの値は（発表内容は大津波警報・津波警報・津波注意報の種類）の表を参照〕。 注 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

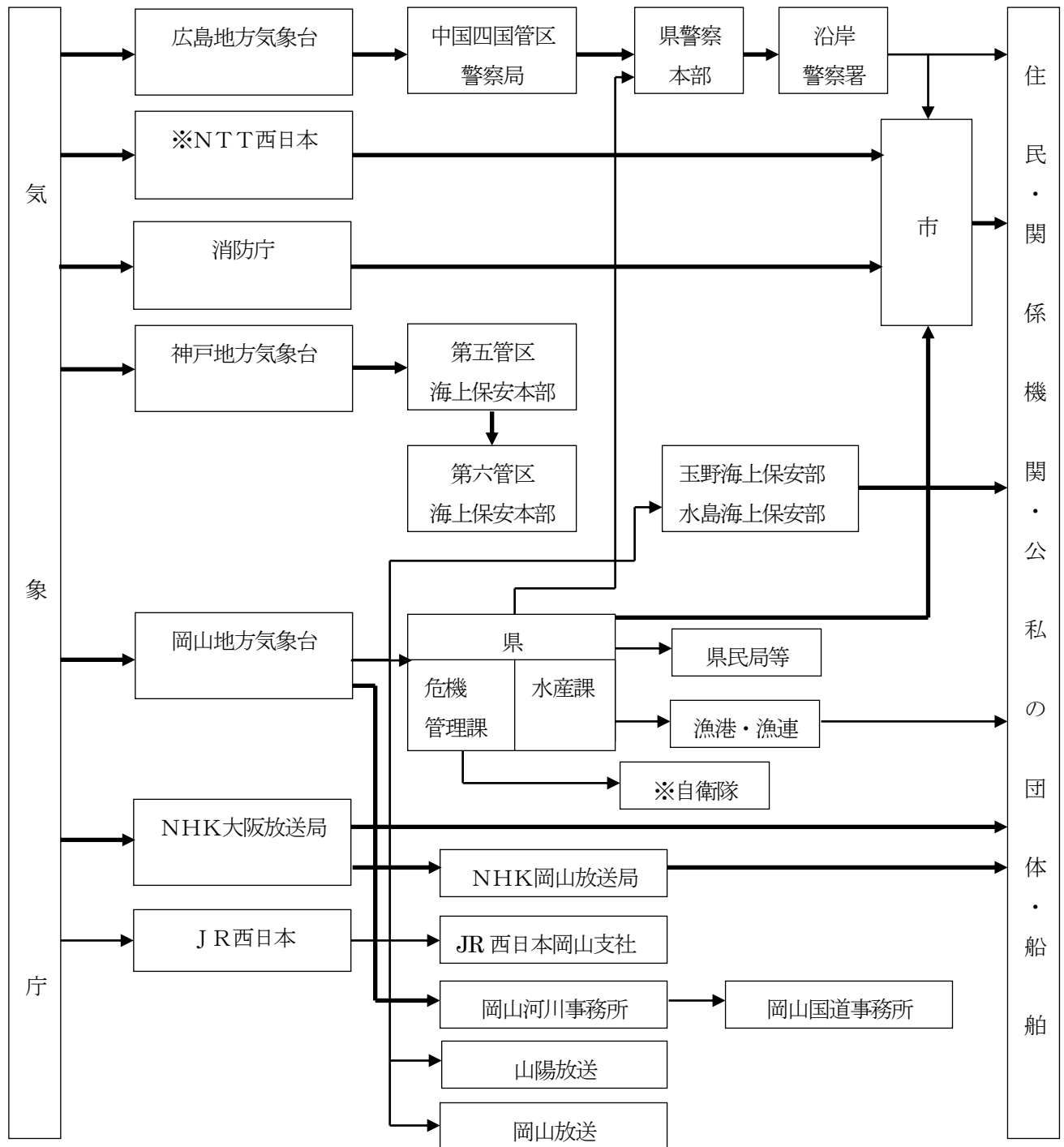
※ 気象庁が南海トラフ巨大地震と判定した場合には、岡山県の沿岸へ地震発生後20分～30分で津波が到達するとの情報を発表する。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

エ 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



注1 ※印は、大津波警報・津波警報の発表及び解除を伝達する。

注2 太線は法定等による伝達ルート、細線はサブルート等を示す。

第3 被害情報の収集伝達計画

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

国、公共機関、地方公共団体等は、災害に関する事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

現在倉敷市では「防災行政無線」と同様の機能をもつ「倉敷市緊急情報提供無線システム」で行っている。

- {

同報系→屋外拡声塔
 戸別受信機→緊急告知FMラジオ
 移動系→IP携帯電話

また、倉敷市総合防災情報システムを活用し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等の迅速かつ正確な分析・整理・要約を図るほか、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1 災害時の通信手段

(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第2節「災害情報通信」第2「災害報告と通信連絡」4「通信」のとおりである。

(2) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

- (ア) 倉敷市緊急情報提供無線システムのIP携帯電話
- (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
- (ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）
- (エ) 非常通信の活用
- (オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

- (ア) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
- (イ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

2 災害初期の被害情報の収集・連絡

(1) 被害情報の収集

ア 災害初期に職員からの報告や市民からの通報のほか、警察、消防、自衛隊、医療の指定機関、道路管理者等、ライフライン事業者から被害情報を収集する。

イ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

- (ア) 人命に係る被害、医療機関等の被害状況
- (イ) 道路の被害状況
- (ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第2節「災害情報通信」第2「災害報告と通信連絡」に準ずる。

(2) 県等への報告

- ア 地震による被害について把握できた範囲で直ちに県へ報告する。また、本部を設置した場合にも報告する。
- イ 地震による火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。
- ウ 被害状況等については、順次県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接消防庁へ報告する。
- エ 市域において震度5強以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない）。
- 第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

区 分		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 90-49013	(6-72-90-) 90-49102
	FAX	(6-72-90-) 90-49033	(6-72-90-) 90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-9049013	69-048-500-9049102
	FAX	69-048-500-9049033	69-048-500-9049036

- オ 震度6弱以上の地震を観測した市については、発災後12時間以内に行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。
- カ 応急体制時においては、活動状況及び被害状況を随時報告する。

第4 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第1「災害救助法の適用について」に準ずる。

第5 広域応援

南海トラフの巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定されるため、相互応援協定を締結している市町村等と、より一層の広域的な連携強化を図ることとする。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、東日本大震災における岩手県遠野市の例も参考にしながら、支援・受援計画の具体化を進める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第12節「応援、派遣、雇用」第2「その他応援及び雇用」1、2、3に準ずる。

第6 自衛隊災害派遣要請

地震又は津波による災害が発生し、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、市、県、その他防災関係機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続にとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第12節「応援、派遣、雇用」第1「自衛隊派遣要請」に準ずる。

第7 津波災害応急対策計画

1 的確な津波からの避難指示等の伝達

市は、強い揺れ（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報の発令を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。

2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

市及び県は、津波警報等、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、倉敷防災ポータルや倉敷市緊急情報提供無線システム、J－ALERT、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図る。

3 消防職団員、警察官、市職員等の活動

市及び県は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導等に当たる者や、避難行動要支援者について把握している民生委員、自主防災組織の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第2節 緊急活動

第1 救助計画

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生することが考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。

また、東日本大震災においては、地域の家畜の保護収容等の問題もあった。

防災関係機関は、緊密な連携のもとに、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災後の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

更に、家畜の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

地震・津波災害により、多数発生することが考えられる行方不明者について、市は、警察、消防機関、医療機関、市民、事業所等と協力し、正確な情報の収集に努め、捜索・救助体制の検討を行うこととする。

救助の内容については、第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第3「救助」に準ずる。

第2 資機材調達計画

市は、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路㈱などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

更に、市及び県は、地震発生時に資機材の調達が確実に実施されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

市は、市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の供給を依頼する。

また、関係団体からの資機材の供給を確実にするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3 救急、医療計画

1 医療体制

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

地方公共団体及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働

に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第9「医療、助産、公衆衛生活動」に準ずる。

更に、大規模震災時には、建物倒壊や道路損壊、ライフライン施設の被害、広域的な多数の傷病者の発生、医療機関の被災による入院患者の転院などが想定されるため、このような救急医療活動に障害を及ぼす事態への対応が必要となる。

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部及び（公社）倉敷市連合医師会長に対して救護班の派遣を要請する。

消防機関は、傷病者の発生状況等により、倉敷市保健所と協議の上、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMATの出動を要請する。

（公社）岡山県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

DMAT指定機関は、県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

DPAT構成員が所属する機関は、県との協定等に基づきDPAT構成員をDPAT業務に従事させる。

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行う。

- ア 医師、看護師、連絡要員等
- イ 関係医療用資器材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

国・県・市の道路管理者等及び県警察等と連携のうえ、道路啓開（第5「道路啓開」参照）、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等を手配する。

また、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプター等航空機による空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、航空運用調整班において、ドクターヘリの基地病院や岡山市等航空機保有者等の協力を得て災害時におけるヘリコプターによる搬送手段の確保を図る。なお、大規模災害時には、自衛隊等への出動や、国による広域医療搬送についても要請を検討する。海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

市、県は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、市は、ライフライン事業者に対し、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、医療機関は、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

ア 重症患者（入院を必要とするもの）及び中等症患者の処置及び医療救護は、救護病院が行うこととし、それ以上の高度医療（手術を含む。）、ヘリコプター等航空機による広域搬送が必要なものは災害拠点病院への搬送とする。

(ア) 地震発生後直ちに、各医療機関の稼動状況及び被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ、（公社）倉敷市連合医師会の協力により、医療救護体制を確保する。

(イ) 被害のない医療機関等は、速やかに救護活動を開始する。

(ウ) 重傷病患者は、消防あるいは救護所等でのトリアージ（治療の優先順位による患者の選別）の後、あらかじめ指定した救護病院へ搬送する。

(エ) 医療機関等が効果的に機能するよう医療活動状況を把握し、必要な調整を行う。

イ DMA T指定機関は、災害急性期（概ね48時間以内）に次の活動を行うDMA Tを派遣する。

(ア) 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等

(イ) 被災地内における患者搬送及び搬送中の治療

(ウ) 被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

(エ) 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部、拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）

ウ 医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

(ア) トリアージを適切に行う。

(イ) 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

(ウ) 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告（EMIS（広域災害救急医療情報システム）のアカウントを持っている場合はEMISに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

(エ) 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

エ 医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

(ア) 救護所

a 患者の応急処置

b 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

(イ) 病院・診療所

a 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

b 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

c 被災地への救護班の出動

d 多くの患者の避難が必要となる場合を想定し、近隣医療機関等と相互協定の締結等を行うとともに、

災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(ウ) 災害拠点病院

a 上記(イ)の病院の役割

b 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。

c なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 小児・周産期医療への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

2 傷病者の搬送

傷病者及び患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

県内で対応不可能な傷病者を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保及び運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送又は地域医療搬送を実施する。

(1) 搬送手段の確保

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等航空機について、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

(2) 搬送先の確認

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

また、道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

第4 避 難

避難は、地域住民が自主的に、又は避難指示等に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他市民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講ずる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

強い揺れ（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報の発令を行う。

区 分	発 令 基 準
避難指示	1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、又は揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。

津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

【遠地地震の場合の避難指示等】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

市長は、避難指示等の判断に際し、次の機関に助言を求めることができる。

助言を求めることのできる対象機関

【津波】県・県民局、国土交通省宇野港湾事務所及び岡山河川事務所

【地震・津波】岡山地方气象台等

津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、倉敷防災ポータルや倉敷市緊急情報提供無線システム、J－ALERT、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS、インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図る。

また、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行うこととするが、消防職団員、警察官など避難誘導等に当たる者や、民生委員等の安全の確保を前提とした対策を進める。

更に、地震発生による被災状況によっては、指定避難所の開設が困難となることがあるため、指定避難所の被災状況を確認し、指定避難所の開設状況を速やかに市民等に周知する。

避難指示等の解除

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が全て解

除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第2「避難」に準ずる。

また、津波が発生した場合の避難については、第3編「地震・津波災害対策」第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第4「避難対策等」に準ずる。

1 避難指示

(1) 避難指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難指示をする。

(2) 避難指示の内容

避難指示を行なう場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

ア 避難指示の理由

イ 避難指示が出された地域名

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難行動における注意事項

(3) 避難指示の伝達方法

避難指示をしたときは、市長は直ちに避難指示が出された地域の市民に対して、サイレン、放送、広報車、倉敷防災ポータルや緊急速報メール等により伝達するほか、警察署、消防機関、海上保安部、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命、身体等の安全を確保するため特に必要と認めるときは、警戒区域（災害対策基本法第63条準用）を設定する。

(2) 規制の内容及び実施方法

警戒区域への立入禁止、当該市民の退去措置等については、関係機関の協力を得て対象地区市民等に周知徹底を図る。

第5 道路啓開

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を行うための必須条件である。

これら関係機関の応急活動を制約された条件下で効果的に行うために、道路管理者等は、緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）を優先し、迅速な啓開作業を行うものとする。

- 1 道路管理者等は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

- 2 道路管理者等は、関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- 3 道路管理者等及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6 交通の確保、緊急輸送計画

救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生じないように、緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定し、一般車両の通行の規制などを実施する。更に、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。また、交通網の寸断により発生が予想される大量の帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

1 陸上交通の確保

(1) 道路管理者等

ア 管理する道路等の被害状況を早急に把握し、障害物除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

ウ 障害物の除去、応急復旧等の優先順位は次を基準とする。

(ア) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路

(イ) その他の道路

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

(2) 県、県公安委員会、県警察

ア 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

イ 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対

し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者等、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

ウ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

エ 交通広報

(ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、(公財)日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

(イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

(ウ) 市民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

(3) 鉄道事業者

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(4) 市民等

被災地及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

2 海上交通の確保

海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動、災害復旧活動に欠かせない交通手段となるため、適切な運航を図る必要がある。

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。

県は、県有船舶を活用した輸送措置を講ずる。

市は、旅客船事業者及び貨物船事業者の協力を得て輸送する措置を講ずる。

3 航空交通の確保

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター等航空機空輸に対応するため、市、県、防災関係機関等は相互に連携し、ヘリポート適地等の整備確保に努めるほか、県は、岡山空港及び岡山飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。

4 輸送ルートの調整

市及び県は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

また、輸送ルートは、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送

の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

- ア 人命の救助等に要する人員、物資
- イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講ずる。

- ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
- イ 応急復旧等に必要な人員、物資

5 帰宅困難者対策

市、県、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。

そのため、特に都市部において公共交通機関が運行停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に性別によるニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。更に、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。

更に、企業等に対して、状況によっては、従業員を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。また、帰宅困難者対策の推進に当たっては、要配慮者への対応も具体的に検討するよう努める。

第7 消火活動に関する計画

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

1 火災発生状況等の把握

市は、市内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- (1) 延焼火災の状況
- (2) 自主防災組織の活動状況
- (3) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- (4) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

2 消火活動の留意事項

市は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を行う。

- (1) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- (2) 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (4) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (5) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (6) 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。
- (7) 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

3 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。

- (1) 市長は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援要請を行うほか、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。
- (2) 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプター等航空機の派遣等を要請する。

第8 危険物施設等の応急対策計画

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるため、防災関係機関により、石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講ずる。

1 石油類施設の応急対策

- (1) 施設管理者の措置
 - ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は冷却注水する等の安全措置を講ずる。
 - イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
 - ウ 県警察、市等関係機関に通報するとともに、付近市民に避難の周知を図る。
- (2) 市の措置
 - ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
 - イ 警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
 - ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。
- (3) 県の措置
 - ア 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。
 - イ 化学消火薬剤等の必要な資機材を確保する措置を講ずる。
- (4) 県警察の措置
 - ア 被災者等の救出救助を行う。
 - イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

2 高圧ガス施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器及び残ガス容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置を講ずる。

イ 県警察、市等関係機関に通報するとともに、付近市民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

ア 施設管理者（液化石油ガス販売業者を除く。）に対し製造のための施設、貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。

イ 施設管理者（液化石油ガス販売業者を除く。）に対し製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命令する。

エ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。

オ 警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

カ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 県の措置

ア 施設管理者（液化石油ガス販売業者）に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。

イ 施設管理者（液化石油ガス販売業者）に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

ウ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

(4) 県警察の措置

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

3 火薬類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。

イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講ずる。

ウ 県警察、市等関係機関に通報するとともに、付近市民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。

イ 警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 県の措置

ア 施設管理者に対し製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。

イ 施設管理者に対し製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

(4) 県警察の措置

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

4 毒物劇物施設の応急対策

(1) 施設管理者等の措置

- ア 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずる。
- イ 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近市民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

- 毒物劇物に係る事故発生時には、施設管理者等に対し拡大防止のための必要な措置を講ずるよう指示する。
- 地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

5 ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

- ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。
- イ 知事又は市長に通報するとともに、付近の市民等に避難するよう警告する。

(2) 市の措置

- ア 有害物質等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講ずるよう指示する。
- イ 地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

(3) 県の措置

- 有害物質等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講ずるよう指示する。

第9 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

大規模な震災が発生した場合は、全国各地から届けられる大量の生活必需品等救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配付できる体制を整えておく必要がある。また、被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜や季節に応じた物資が必要であることを踏まえ、不足又は過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求めることとする。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第14節「救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画」に準ずる。

第10 ボランティアの受入れ、調整計画

災害時には、ボランティア活動への期待が高まるが、大規模震災時には、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というよう

に、時間経過とともに変化していくことが予想される。

このようなボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、市、県、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会等は連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備することとする。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第13節「ボランティアの受入れ、活動支援計画」に準ずる。

第3節 市民生活の安定を図る活動

第1 要配慮者支援計画

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

要配慮者の避難は、家族等とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

1 要配慮者支援計画

(1) 福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断される場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

また、要配慮者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

(2) 迅速な避難

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を

指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。

(3) 避難後の対応

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅等の必要資機材（車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド、哺乳瓶等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。

避難市民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、市民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

協定編〈10 福祉避難所利用に係る協定〉

第2編「風水害等対策」第1章「災害予防計画」第3節「要配慮者等の安全確保」に準ずる。

第2 被災者に対する情報伝達広報計画

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに市民からの問合せ等に的確に対応できる体制の整備に努める。

市及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。被災者への情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、避難所への掲示、広報車、倉敷防災ポータル等を活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に配慮するものとする。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

市及び県は、要配慮者をはじめ、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市へ避難している被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得ておき、伝達手段を確保しておく。更に、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

1 被災者への情報伝達

市は、あらかじめ広報事項等について定めておき、報道機関の協力、広報車又は自主防災組織を通じる等により広報を行う。広報事項、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (3) 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- (4) 災害応急対策の状況、復旧見込み
- (5) 道路情報、医療情報その他の生活情報
- (6) その他必要事項

2 避難所避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアル等を整備する。

- (1) 情報収集・伝達体制及び自治組織のかかわり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- (6) その他必要事項

3 被災者の安否確認への対応

市は、市民の安否情報を各避難所単位で収集し、本部において一元的に管理して、専用窓口で一般市民等か

らの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3 社会秩序の維持

災害時においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持を図る適切な措置を講ずる。

1 防 犯

(1) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する情報提供
- オ 必要な地域への移動交番の派遣
- カ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- キ その他治安維持に必要な措置

(2) 海上防犯

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、巡視船を配備し、不法行為を取り締まる。

2 風評・パニック防止対策

(1) 発生防止対策

市は、被災地及び避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

また、報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

市は、風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により速やかに適切な措置を行う。

第4 食料の供給計画

大規模地震が発生した場合においては、ライフラインが寸断され、炊出し等は不可能となるため、復旧までの間は、県関係機関、団体等に応援の要請をすることとなる。食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に、調達・配分計画及びその手続についてマニュアル化を図るものとする。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第5「食料の供給」に準ずる。

第5 飲料水の供給計画

大規模地震により、上水道施設に被害が生じた場合の、応急対策として、市は次のことを実施する。

- 1 飲料水の確保が困難な地域において地域ごとに拠点を定め、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、市民に対して給水場所や給水時間等について広報する。
この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。
- 2 市内で飲料水の供給を実施することができないときは、（公社）日本水道協会岡山県支部等に支援要請を行うとともに、次の事項を示して調達あっせんを要請する。
 - （1） 給水を必要とする人員
 - （2） 給水を必要とする期間及び給水量
 - （3） 給水する場所
 - （4） 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - （5） 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- 3 自己努力によって飲料水を確保する市民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。
- 4 必要に応じ、仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日200程度を目標とする。

市民は、地震発生後「最低3日間、推奨1週間」分（1人1日3ℓを目標とする。）の飲料水をそれぞれ確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。また、市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

そのほか、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努めることとするが、この場合は、特に衛生上の注意を払う。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第4「飲料水の供給」に準ずる。

第6 生活必需品等の給（貸）与計画

生活に必要な物品は、個人で確保することが原則であるが、大規模震災により、生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者が多数出ることが考えられる。その場合、市は次により生活必需品を給（貸）与する。なお、その際には被災地の実情や性別によるニーズの差違にも十分配慮する。

- 1 市の備蓄品の放出
- 2 生活必需品取扱業者等との協定に基づく調達
協定編〈11 物資調達、避難場所提供等に係る協定〉
協定編〈12 物資等調達に係る協定〉
- 3 県への応援要請

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第6「生活必需品等の給与又は貸与」に準ずる。

第7 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

1 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引渡しを受ける。

また、警察・医師に依頼して、遺体の検視・検案、身元確認等を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

- (1) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。
- (2) 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院等の敷地、安置所等）に集めて埋火葬の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（棺、骨つぼ、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- (1) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- (2) 搜索地域
- (3) 埋火葬に供する施設の使用の可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

2 検視・遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・検案、遺体安置場所として選定するよう努める。

3 斎場の確保

市は、管内の斎場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておく。

資料編〈第4-4 斎場一覧〉

4 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。また、ヘリポート予定場所について把握しておく。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第10「遺体、行方不明者搜索及び収容、埋火葬」に準ずる。

第8 災害時廃棄物等応急処理計画

1 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理計画に基づき、被災地から排出される災害廃棄物及びし尿等を迅速かつ適正に収集、運搬、処分することにより、生活環境の保全を図る。

(1) 住民への広報

災害廃棄物の処理に関して、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示等あらゆる手段で、災害廃棄物の処理及び不適正な処理の禁止に係る広報を行う。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を作成する。災害廃棄物処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

(3) 仮置場の選定及び設置、管理

災害廃棄物の発生推計量を基に、必要に応じて一次仮置場の選定及び設置、管理を行う。

(4) 災害廃棄物等処理

道路復旧状況や周辺生活環境の状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集・運搬体制を構築し、道路の復旧状況等に応じて見直しを行う。

災害廃棄物の処理においては、可能な限り分別を行い、再資源化に努めることとする。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとし、必要に応じて一時的な保管場所を設置し、収集運搬体制を確保する。

(5) し尿処理

災害により、便槽からあふれ出る等、緊急的なし尿等の収集の必要性が生じた場合、迅速に収集を行う。また、新たに仮設トイレを設置した場合は、計画的に収集を行う。

収集業者及び処理施設が被災した場合、災害支援協定等に基づき、し尿等の収集・処理体制の確保に努めるものとする。

第9 防疫及び保健衛生計画

1 防 疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、まん延する危険性も高い。

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努めるものとする。

(1) 市が実施する防疫活動

ア 防疫用資機材を確保し、必要があるときは、専門業者等の協力により便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を、必要があるときは、発生場所の関係者等と協議・連携し駆除する。

ウ 感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

エ 避難所においては、避難者の健康状態（体調の聞き取り、検温等）の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。感染症患者及び保菌者の早期発見に努め、健康（疫学）調査等必要な措置を行う。また感染症が発見されたときは、必要な防疫指導を行う。

オ 避難所においては、できる限り施設を広く活用するとともに区画分割を実施することにより、避難者同

士の交わりを少なくする。

カ 必要に応じて、臨時予防接種を行う。

(2) 県に対して必要に応じて応援を要請する場合

ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

2 健康管理

市民の健康管理については、自分の健康は自分で維持向上させることを基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなる。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から、保健医療面での支援が不可欠であり、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所等や医療機関との連携を図る必要がある。この場合のマンパワーは、被災地の保健所等関係職員だけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や保健師等の応援を求める。

県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

被災県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。

市は、次により健康管理活動を行う。

- (1) 被災市民の健康管理を行えるシステムの確立に努めることとし、市独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。
- (2) 被災市民に対して、健康管理への支援を行い、必要に応じて健康相談会場の設置、巡回訪問指導体制を考慮する。
- (3) 被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな罹災者に対して、訪問や健康相談会場を設置し、心のケアを実施する。

3 食品衛生

通常の流通・販売が行われないために、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなると考えられ、食品の安定供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

そのため、市保健所において、支援物資（食品）の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。

市は、被害の状況に応じて、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。市保健所のみで対応できない場合は、県内他保健所、更には他府県へ応援を要請する。

具体的な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。
- (2) 給食施設、炊出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を行う。
- (3) 被災地内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。
- (4) 広報媒体を活用し、被災地市民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。

(5) 保健所が必要と認めたとき又は市民から要望があったときは、食品や飲料水の検査を行う。

4 公衆衛生活動

市は、市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第11「防疫及び公衆衛生」に準ずる。

第10 文教対策計画

大規模地震が発生した場合、学校（幼稚園等を含む。）施設の被災、あるいは、避難所としての使用が長期化することが考えられ、教育の再開時期が問題となる。また、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、更には被災により他府県等へ転入学する児童生徒等に対する転入学の手続及び受入れに関する情報の周知に困難が生じることも考えられる。

このように、地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強等、就学に支障をきたさないよう、応急の教育に必要な措置を講ずる。

また、他府県等への児童生徒等の転出については、転出先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開することとする。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講ずるものとする。

1 被害状況、休業措置等の報告

校長等は、市教育委員会等と緊密な連絡をとり、児童生徒等、教職員、施設及び設備の被害状況を把握し、その状況を速やかに報告する。

2 教育施設の確保

校長等は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (1) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (2) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (3) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、被害の無かった地域又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (4) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、被害が無い、又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

3 転出児童生徒等への対応

市及び県は他府県等へ転出する児童生徒等の転入学に関する窓口を設け、問合せに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。また、転出先の学校に対し、転入学等の必要手続に係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼を行う。

校長等は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続の方法を知らせることとする。

4 学校の再開

市及び県は、施設の診断及び他施設との調整を行い、再開については、災害時における避難所間の情報提供体制の整備等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に転出中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問合せに対応する。

校長等は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行うこととする。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第6節「文教対策」に準ずる。

第4節 機能確保活動

第1 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

1 電気施設

[中国電力ネットワーク(株)倉敷ネットワークセンター（0120-412-788）]

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置のうえ、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、地方公共団体及び防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

（1）災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネットホームページを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

ア 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

イ 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

（2）災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

（3）災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

（4）災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

（5）災害復旧

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第4節「電気・ガス・水道水の供給」第1「電気」に準ずる。

2 ガス施設

[岡山ガス(株)倉敷営業所（086-422-2750）、水島ガス(株)（086-444-8141）]

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

（1）応急対策

官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報を収集し、各社制定の要領書に基づき製造所の製造及び送出しの調整、停止、ガス供給の地域的停止などの措置をとり、関係各機関及び付近市民への広報を行う。また、供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。

(2) 復旧対策

緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全ぼうを把握し、ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業法等の復旧計画を作成し、施設の復旧に当たる。

状況に応じて（一社）日本ガス協会へ復旧応援を要請する。

また、復旧措置に関して、付近市民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 災害時相互救援体制

（一社）日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、（一社）日本ガス協会等に対し救援要請を行うものとする。

また、要員が不足する場合は県への応援を要請する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第4節「電気・ガス・水道水の供給」第2「ガス」に準ずる。

[（一社）岡山県LPガス協会（086-225-1636）]

(1) 応急対策

迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、LPガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、市等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

ア LPガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により、事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置、施設の被害状況調査、ガス漏れ防止及び消火等の緊急措置を行い、早期にLPガスの再供給体制の整備に努める。また、必要に応じ、被害状況等について地域市民への広報活動を行う。

イ LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに、ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。また、販売店に被害状況を連絡する。

ウ LPガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、早期にLPガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

エ 協会・支部

協会・支部の役員は、自社の消費者で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。被災地以外の会員は積極的に協力する。

(2) 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、県、市と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

3 上水道施設

[倉敷市水道局水道総務課（086-426-3655）]

（1） 応急給水の実施

第3編「地震・津波災害対策」第3章「地震・津波応急対策計画」第3節「市民生活の安定を図る活動」第5「飲料水の供給計画」に準ずる。

（2） 施設の復旧

被災者の生活再建にとって生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める。

（公社）日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

県下市町村の支援で不十分な場合には、（公社）日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第4節「電気・ガス・水道水の供給」第3「水道」に準ずる。

4 下水道施設

[倉敷市環境リサイクル局下水道部下水経営計画課（086-426-3581）]

（1） 管渠施設

管渠施設については、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用が可能な形で応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

（2） 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。

また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を図る。

（3） 他自治体等との協力体制の整備

必要に応じて、相互協力協定を締結した他市町村や（公社）日本下水道管路管理業協会への協力支援を要請する。

5 工業用水道施設

[岡山県企業局工業用水道事務所（086-446-2441）]

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう、早期の機能回復を図る。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第4節「電気・ガス・水道水の供給」第4「工業用水道施設」に準ずる。

6 通信施設

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）（116、0800-2000116）]

電気通信施設の応急対策については、市・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

(2) 通信の確保と措置

超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置、応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置などにより、通信を確保する。

通信設備の被災や輻輳^{ふくそう}により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法第86号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳^{ふくそう}の緩和を図る。

非常・緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

災害による停電時に、公衆電話ではカードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。また、平時から公衆電話の設置場所を西日本電信電話株式会社のホームページに公開しておく。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

(4) 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等への掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

(5) 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(6) 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、市、県、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

7 放送施設

[日本放送協会、民間放送会社]

(1) 放送事業者は、放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。

(2) 放送事業者は、応急復旧に必要な資機材及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

(3) 放送事業者は、臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

第2 住宅応急対策計画

地震被災地の市民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、市民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

ついては、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居や民間賃貸住宅等の活用を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

更には、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震活動等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。また、国及び県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第3節「罹災者救護及び市民保護」第7「住宅の仮設・応急修理」及び第8「障害物除去及び災害廃棄物の処理」に準ずる。

第3 公共施設等応急対策計画

地震発生時には台風・豪雨等による災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

1 河川・海岸施設の応急対策

- (1) 市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシート等で覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。
- (2) 国及び県と気象台は、必要に応じて洪水予報の基準水位の引下げを実施する。
- (3) 国及び県は、必要に応じて水防警報、氾濫危険水位情報の基準水位の引下げを実施する。

2 土砂災害防止施設等の応急対策

- (1) 市及び県は、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害警戒区域等の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。
また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係市民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。
- (2) 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。
- (3) 河道閉塞による湛水^{たんすい}を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水^{たんすい}、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、国又は県の緊急調査に基づき、市長は適切に市民の避難指示の判断等を行う。
- (4) 県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。
- (5) 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。

3 ため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

4 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

また、倉敷市緊急情報提供無線システム、携帯電話等に障害を生じた場合、速やかに応急回復措置を講じ、通信の確保を図る。

5 道路施設の応急対策

(1) 道路管理者等は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(2) 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

(3) 道路管理者等は、関係団体との応援協定等により、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 道路管理者等及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

6 港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国（中国地方整備局）との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート of 状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮棧橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用についても検討する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- （1） この計画は、防災計画 第3編「地震、津波災害対策」の第4章として作成する。
- （2） この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。
- （3） この推進計画に定めがない事項については、第1編「総則」、第2編「風水害等対策」、第3編「地震、津波災害対策」による。

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき推進地域に指定されている。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

岡山県内指定市町：倉敷市、岡山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、
浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町

第3 南海トラフ地震の被害の特徴

第3編「地震、津波対策編」第1章「総則」第3節「南海トラフの巨大地震の被害想定（岡山県の想定）」に記載する。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

市は、備蓄している資機材や市域内における関係業界などから、資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて、県への人員派遣要請等を行う。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

第2 他機関に対する応援要請

1 市は、必要があるときは、県、自衛隊、応援協定を締結した他の市町村に対し、応援を要請する。

第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第5「広域応援」及び第6「自衛隊災害派遣要請」のとおりである。

2 市は、災害が発生し、県に対し応援要請を行うこととなった場合に備え、県との連絡体制を保持し、活動拠点等受入体制を確保するように努める。

第3 帰宅困難者への対応

1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3章「地震、津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6「交通の確保、緊急輸送計画」5「帰宅困難者対策」に準ずる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 市又は堤防、水門等の管理者は、津波のおそれがある場合、必要に応じて水門及び陸閘の閉鎖を行う。工事中であれば直ちに工事を中断する。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- 2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行う。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針、計画
 - (2) 堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針、計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速、確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 港湾、漁港等の整備の方針、計画
- 3 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター等航空機臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。
- 4 市及び県は、防災行政無線等の整備の方針及び計画を定める。
- 5 市及び県は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の収集、伝達に係る基本的事項は第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2「地震、津波情報の種別と伝達計画」及び第3「被害情報の収集伝達計画」のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客（外国人旅行者含む）、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
この際、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。
- 2 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
- 3 船舶に対する津波警報等の伝達
- 4 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 5 管轄区域内の被害状況の迅速、確実な把握
- 6 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、第3章「地震、津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第4「避難」のとおりとする。

第4 避難対策等

1 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、県が作成する津波浸水想定図の津波浸水想定区域とする。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

2 市は、1に掲げる地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 津波避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）

資料編〈第4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所〉

- (4) 指定避難所、指定緊急避難場所に至る経路
- (5) 避難指示等の伝達方法
- (6) 指定避難所にある設備、物資等及び避難所、避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。

4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

なお、県の管理する施設を避難所として開設する際には、県の協力を得る。

5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれによる避難指示等が行われたときの避難所、避難場所までの介護及び搬送については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体でルールを決めて計画を策定する。また、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

対応の検討に当たって配慮すべき事項

- (1) 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。
- (2) 避難誘導、支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

8 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 市は(1) に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

9 市は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

また、市は、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報を行う。

10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所、避難場所等の指定、津波情報の収集、伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮する。

第5 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 市は、地震が発生した場合は、次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第3「ライフライン（電気、

ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震、津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第3「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震、津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等、火災等の二次災害防止のための必要な措置に関する広報を実施する。

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第3「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震、津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

4 通信

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第3「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震、津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 放送

第3章「地震、津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

第7 交 通

1 道路

市、県警察及び道路管理者等は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、次に定める交通規制を行うとともに事前の周知徹底を図る。

（1）危険区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限

（2）その他必要な交通規制

必要に応じ、交通規制の整合性を確保する。

また、緊急輸送道路の確保のため、県警察及び道路管理者等は、緊急輸送道路となる道路の点検、補修、補強を行うとともに、市は広報車等により、道路区域内における不法占用の防止及び撤去のための広報を行う。

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第1「建築物、宅地、まち

の不燃化、耐震化計画」並びに第2「公共施設等災害予防計画」及び第3章「地震、津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第5「道路啓開」並びに第6「交通の確保、緊急輸送計画」及び第4節「機能確保活動」第3「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

2 海上

- (1) 水島海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずることとし、その具体的な内容を定める。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要により船舶交通を規制又は禁止する。

- (2) 港湾管理者は、可能な限り船舶や港湾施設の利用者へ津波情報を伝達する。

第3章「地震、津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6「交通の確保、緊急輸送計画」に準ずる。

3 鉄道

第3章「地震、津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6「交通の確保、緊急輸送計画」に準ずる。

4 乗客等の避難誘導

駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市が定める津波避難誘導計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、津波避難計画を定める。

第8 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとれるよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 指定避難所、指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても感じた揺れが長周期のときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

ク 市が管理する施設における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校、研修所等にあつては
 - (ア) 避難の安全に関する措置
 - (イ) 保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がいのある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 本部又は現地本部等が設置される庁舎等の管理者は、1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
 - また、本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - ア 非常用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1(1)又は1(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
 - (3) 屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力を県に要請する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両、資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の受援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）に定める受援計画等により緊急消防援助隊の受援体制の整備を行う。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両及び資機材の充実、教育及び訓練の充実を図る。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震とは

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

第2 南海トラフ地震に関連する情報

- 1 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表する。
- 2 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- 3 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられてる際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

第3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生時から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ・1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置については、第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1「応急活動体制」1「防災体制」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況 等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための端末からの各種情報の収集体制については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」に準ずる。

市災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」に準ずる。

避難の状況等の災害対応策に係る措置の実施状況の報告等については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」に準ずる。

4 応急対応策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日ごろから地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の運営

避難後の救助の内容については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第4「避難対策等」に準ずる。

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点としてその対策を定める。
- (2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 ライフライン（水道、電気、ガス）、通信、放送関係

- (1) 水道
必要な飲料水を供給する体制を確保する。
- (2) 電気
指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター等の電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。
- (3) ガス
 - ア 指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び（一社）岡山県LPガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。
 - イ 都市ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダー、その他の設備について、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。
- (4) 通信
通信各社は、第1編「総則」第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。
- (5) 放送
 - ア 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第1編「総則」第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。
 - イ 指定地方公共機関の各民放放送会社は、第1編「総則」第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

9 金融機関

指定公共機関の日本銀行岡山支店は、第1編「総則」第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

10 交通

(1) 道路

- ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。
- イ 市は、道路管理者と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7「交通」1「道路」に準ずる。
- ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するものとし、その周知方法の内容は、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7「交通」1「道路」に準ずる。

(2) 海上

- ア 水島海上保安部、港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7「交通」2「海上」に準ずる。
- イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7「交通」2「海上」に準ずる。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運航するために必要な対応を、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7「交通」3「鉄道」に準ずる。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次の通りとする。

ア 公共施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- (ウ) 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の(ア)～(ク)における実施体制（(ク)においては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ウ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

(エ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の事実上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する。

12 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策は、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第4「避難対策等」に準ずる。

第6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置については、第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1「応急活動体制」1「防災体制」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意して措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えを再認識するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再認識する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

指定避難所、指定緊急避難場所、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備については、南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画において、基本方針及び具体的な整備計画を定めて事業を推進する。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

また、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮するものとする。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の耐震化、不燃化、耐浪化

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第1「建築物、宅地、まちの不燃化、耐震化計画」及び第2「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(2) 指定避難所、指定緊急避難場所の整備

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第2「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(3) 避難経路の整備

(4) 土砂災害防止施設

(5) 津波防護施設の整備

(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設の整備を行う。

(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾、漁港等の整備

第2章「地震、津波災害予防計画」第3節「地震、津波に強いまちづくり」第2「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(8) 通信施設の整備

(9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」に津波避難訓練を実施するなど、年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て訓練を行う場合には、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を実施するよう努める。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、観光客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練第2章「地震、津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5「市民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加」に準ずる。
- 5 市は、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等による防災訓練の実施を推進する。
第2章「地震、津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第3「自主防災組織の育成」に準ずる。
(防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項)
 - (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
 - (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行う。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成、見直し、周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、DVD等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

その際、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難所、避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する教育

市及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 南海トラフ地震防災対策に係る施策目標等

市及び県は、南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第1章に記載する本計画の目的、基本理念を踏まえ、ハード、ソフト対策を総動員して地震、津波対策を推進する。

なお、基本的施策の計画等は次のとおりとする。

1 晴れの国おかやま生き生きプラン

「晴れの国おかやま生き生きプラン」に、令和3年度から令和6年度までの4年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設けた「防災対策強化プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。

2 倉敷市国土強靱化地域計画

将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、倉敷市国土強靱化地域計画に基づき、県や市町村や民間事業者等と連携し、平時から限られた資源を有効に活用しながら市の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。

3 地震防災緊急事業五箇年計画

避難所、避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、令和7年度までの整備を推進する。

第5章 地震、津波災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

市及び県は、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、国及び県は、市の活動の支援に努める。

1 住まいの確保

- (1) 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。
- (2) 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 一次仮置場で分別が不十分な場合等、再分別、保管しておくための場所として必要に応じて二次仮置場を確保する。
- (2) 災害の規模によっては、仮設焼却施設や破碎・選別施設の必要性を検討し、必要に応じて設定等を行う。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、アスベストの飛散防止措置を講ずる等、生活環境に配慮したきめ細かな対策を講ずるものとする。
- (4) 生活環境の保全上の支障を除去し、二次災害の防止等を図る必要がある場合、災害により損壊した被災建築物等の撤去及び処分を行うものとする。

3 生活資金等の支給等

- (1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (2) 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずることができるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
- (4) 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

4 雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持、再生、起業等への支援策の充実を図る。

5 迅速な罹災証明書の交付

- (1) 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- (2) 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

6 情報、サービスの提供等

- (1) 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供する。
- (2) 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (3) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2編「風水害等対策」第3章「災害復旧計画」第4節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずる。

第3 公共施設等の復旧・復興計画

被災状況、地域の特性及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国、県など関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興とすか検討を行い、基本方針を定める。

1 復旧計画

- (1) 市は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、必要に応じて、更に災害に強いまちづくりについても検討する。

2 更に災害に強いまちづくり計画（復興計画）

- (1) 大規模地震、津波により、壊滅的被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は、事業を円滑かつ速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興のための市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の整備を図る。

また、津波による被害を受けた被災地復興計画の作成に当たっては、以下の点に留意して、市は、市民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組む。

- ・浸水の危険性の低い地域への居住の誘導
 - ・集団移転を含めた総合的な市街地の再整備
 - ・短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備
- (3) 市は、建築基準法による建築制限区域の設定及び応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。
 - (4) 計画の実施に当たっては、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化、耐震化等を盛り込む。
 - (5) 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

3 市及び各組織等の役割

- (1) 市は、大規模な災害が発生したときは、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するように努めるとともに、国、県その他の関係機関と連携し、復旧・復興対策の円滑な実施に努める。
- (2) 市民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、市、自主防災組織、事業者及びボランティア等と協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努める。
- (3) 自主防災組織は、復旧及び復興において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市が実施する復旧・復興対策に協力するよう努める。
- (4) 事業者は、復旧及び復興において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県及び市等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努める。
- (5) 水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努める。
- (6) 防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう市と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努める。

第2節 財政援助等

第1 災害復旧事業に伴う財政援助、助成計画

災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、国から援助される事業については、第2編「風水害等対策」第3章「災害復旧・復興計画」第7節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に準ずる。

甚大かつ広範囲に及ぶ地震、津波災害に対して早急な復旧を図るためには、国の激甚災害指定により財源を確保することが不可欠である。市及び県は協力して、正確かつ迅速な被害状況の収集を行い、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定を図る。

第2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、市、県、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

第2編「風水害等対策」第3章「災害復旧・復興計画」第4節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずる。

第3 義援金品等の配分計画

市は、市民、他市町村等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等の業務を県、日本赤十字社岡山県支部、(社)岡山県共同募金会及び関係団体と協力して実施する。

なお、災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分、支給されるよう、努める。

第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第15節「義援金品の募集、受付、配分」に準ずる。

第3節 復興本部

第1 復興本部の設置

県は、地震により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

復興本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の基本方針及び復興計画を策定し、復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。

第2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第4節 復興計画の策定

第1 基本方針の決定

県は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第9条に基づく県基本方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (2) 大規模災害からの復興のために県が実施すべき施策に関する方針
- (3) 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第2 復興計画の策定

県は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に則して、基本理念や基本目標など復興の全体像を県民に明らかにする。また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

併せて、国や関係機関等の復興計画等と整合を図る。

第3 復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとし、基本的に次の事項を記載する。

- (1) 復興に関する基本方針
- (2) 復興に関する基本目標
- (3) 復興計画の目標年次、手順
- (4) 復興計画の対象地域
- (5) 復興に関する施策、復興事業
- (6) 復興事業の進行管理

復興計画に加え、本部長（県知事）が必要と認めるときは、個別の分野ごとの復興計画の策定を検討する。

第4 復興財源の確保

県は災害後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要望する。

第5節 市復興本部の設置及び市復興計画

第1 市復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに市復興本部を設置する。

第2 市復興計画

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく市復興計画を策定することができる。

市復興計画は、国及び県の復興基本方針に即して、県と共同で策定することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、市復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要、土地利用の基本的方向、復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図）、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び種類
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

倉敷市水防計画

倉 敷 市

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第4節 水防計画の作成及び変更	6
第5節 津波における留意事項	6
第6節 安 全 配 慮	7
第2章 水 防 組 織	7
第3章 非常配備計画	
第1節 水防体制の種類と配備基準	8
第2節 動 員 計 画	8
第4章 水 防 業 務	
第1節 情 報 収 集	10
第2節 水防活動用の注意報及び警報	12
第3節 ダム、水門等の操作	20
第4節 情報等の通信連絡	21
第5節 出動準備及び出動	22
第6節 安 全 確 保	23
第7節 警戒、監視及び水防作業	23
第8節 決壊、漏水等の通報及びその後の措置	24
第9節 避難のための立退き	25
第10節 応援、援助	26
第11節 協力及び連携	26
第12節 水防施設及び資機材	27
第13節 輸 送	28
第14節 水防記録及び報告	28
第15節 水防配備の解除	29
第16節 信 号	29
第5章 優先通行標識、身分証票及び腕章	30
第6章 費用負担と公用負担	31
第7章 重要水防箇所、措置等	32
第8章 水 防 訓 練	32
第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第1節 洪水、雨水出水、高潮対応	33
第2節 津 波 対 応	35
第10章 水防協力団体	37

倉敷市水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき知事から指定された指定水防管理団体たる倉敷市が、法第33条第1項の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市内の河川〈資料1〉、ため池〈資料2〉又は海岸の洪水、雨水出水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。なお、この計画に定めていない事項については防災計画の定めるところによる。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第 226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市にあつては消防長を、消防本部を置かない市にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。消防団が水防団を兼ねる。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織

及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、雨水出水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県知事が、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知下水道

知事又は市長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(13) 水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制をとる水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を

公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。雨水出水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(25) 雨水出水浸水想定区域

雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような業務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- (6) 雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- (15) 公用負担（法第28条）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定、公示（法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (24) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような業務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第6項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- (10) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (12) 水防信号の指定（法第20条）
- (13) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (7) 重要河川における知事等に対する指示（法第31条）
- (8) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (10) 県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出る。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表する。

2 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置く。ただし、水防法第33条の規定により、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項に規定する市防災会議を設置する市である指定水防管理団体にあつては当該市防災会議に諮る。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの移動に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の津波対応の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のため、次のことに配慮する。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて安全監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は安全監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

- 1 水防活動を行う市の組織は、倉敷市水防本部（以下「水防本部」という。）とする。水防に関係のある警報、注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、倉敷市災害対策本部規程（昭和42年倉敷市訓令第26号）による倉敷市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- 2 水防本部の組織及び事務分掌は防災計画資料編〈第6－4 倉敷市災害対策本部運営要領〉による。

第3章 非常配備計画

第1節 水防体制の種類と配備基準

水災の発生が予想される場合において、水防活動を実施するため市がとるべき体制は、注意体制及び警戒体制とし、次の基準による。

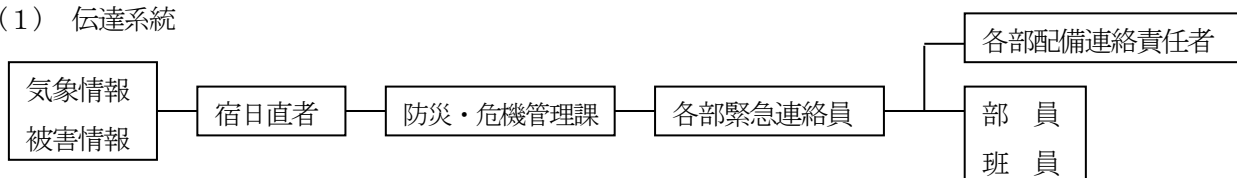
種別	時 期	内 容	配備基準
注 意 体 制	1 県下到大雨、洪水、高潮又は津波注意報が発表され、水災の発生が予想されるとき。 2 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇を認めるとき。 3 その他水防管理者が必要と認めるとき。	関係各部において必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行い状況により、警戒体制に迅速に移行できる体制とする。	災害時における配備体制編成計画表による。
警 戒 体 制	1 暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報の発表があったとき。 2 市内に水防警報が発表されたとき。 3 その他水防管理者が必要と認めるとき。	水防活動の万全を期する体制とする。	〃

注 各局部長及び地区本部長は、災害の状況等により配置人員を必要に応じて増減することができる。

第2節 動員計画

1 水防本部員の時間外招集伝達系統及び方法は次のとおりとする。

(1) 伝達系統



※各支所は上記に準ずる。

(2) 上記の伝達は、電話等迅速に行える方法による。

(3) 各部班内の動員計画は、それぞれの部及び班において実情に即した方法を定め、部班員に周知徹底しておくとともに、これを総務局長に提出しておかなければならない。

2 消防団員の動員は、消防局及び消防署の定める計画により、消防局長及び消防署長において行う。

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。	消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき。	

- 3 部班員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の状況の推移に注意するとともに、すすんで所属の部班と連絡をとり、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第4章 水防業務

第1節 情報収集

- 1 総務班は気象情報並びに備中県民局及び岡山河川事務所等と密接な連絡をとり、次表の雨量、水位観測所のデータ、ダム放流量の状況把握に努める。
- 2 危険箇所等を各担当部、班において巡視し、水位の変動、堤防、護岸等の異常について、水防本部長に報告する。

○ 関係雨量観測所一覧表

	観 測 所	位 置	電 話
市 観 測 所	倉敷消防署	倉敷市白楽町162-5	422-0119
	水島消防署	倉敷市水島北幸町4-1	444-1190
	児島消防署	倉敷市児島小川1丁目1-17	473-1190
	児島消防署臨港分署	倉敷市児島塩生2961	475-0119
	玉島消防署	倉敷市玉島八島856-1	522-3515
	玉島消防署真備分署	倉敷市真備町有井1930-3	698-2121
県 観 測 所	備中県民局	倉敷市羽島1083	434-7062
	水島港湾事務所	倉敷市水島福崎町1-12	444-7144
	児島消防署	倉敷市児島小川1丁目1-17	473-1190
	真備支所	倉敷市真備町箭田1141-1	698-1111
	水道局白銀山配水池	倉敷市玉島字狐島1060-1他	
気 観 象 測 台 所	倉敷地域気象観測所	倉敷市中央	
国 観 土 交 交 測 通 所 省 所	岡山河川事務所 高梁川出張所	倉敷市西阿知町西原793	465-1763

○ 関係水位、潮位観測所一覧表

対 象	位 置	通報潮位	警戒潮位	所 管	電 話	備 考
水島港水島港区	水島福崎町	2.00m	2.40m	水島港湾事務所	444-7141	テレメーター
〃 玉島港区	玉島乙島	1.10m	1.60m	〃	〃	〃
〃 児島港区	児島小川	1.20m	1.50m	〃	〃	〃

3 気象予報等

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量、河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

(3) 潮位、波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン、携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

- ・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

(4) 岡山県

- ・おかやま防災ポータル

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/>

第2節 水防活動用の注意報及び警報

1 注意報及び警報等の種類と発表基準及び伝達系統

岡山地方気象台が発表する水防活動用の注意報、警報等の種類と発表基準及び伝達系統は、防災計画第2編「風水害等対策」第2章「災害応急対策計画」第2節「災害情報通信」第1「災害気象予報及び警報等伝達」及び第4章「高潮対策」第2節「防災体制」並びに第3編「地震、津波災害対策」第3章「地震、津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2「地震、津波情報の種別と伝達計画」による。

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

2 洪水予報河川における洪水予報

国土交通大臣が指定した河川（高梁川、小田川）についての洪水予報は、岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。また、知事が指定した河川（笹ヶ瀬川、足守川）についての洪水予報は、岡山県備前県民局及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努める。

国土交通省及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

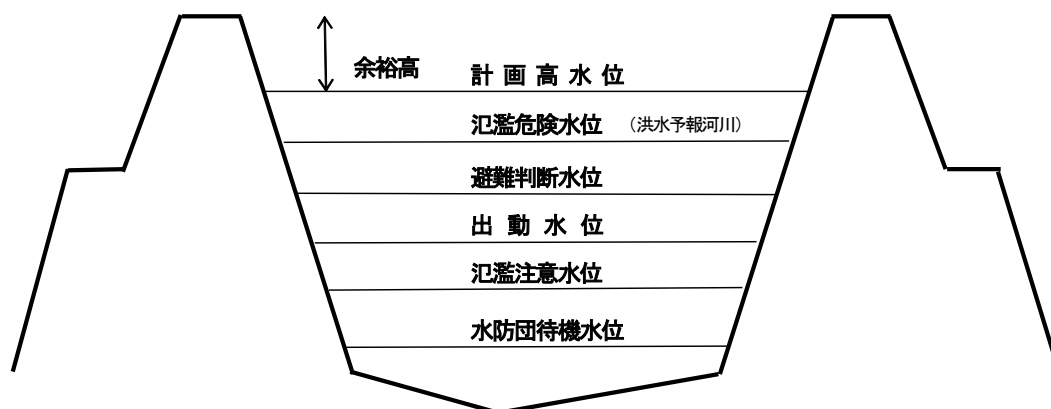
（1）洪水予報を行う河川及び区間

河 川 名	区 間	発 表 者
高 梁 川	総社市大字宍粟字杖ノ元564番1地先豪溪秦橋下流端から海まで	岡山河川事務所 及び岡山地方気 象台
小 田 川	左岸 倉敷市真備町妹字市場3110番2地先 右岸 倉敷市真備町妹字猿掛3367番1地先 } から高梁川 への合流点まで	
笹ヶ瀬川	左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先から 岡山市南区当新田字三番前490-36地先まで 右岸 岡山市北区尾上字飼料173-1地先から 岡山市南区藤田字錦724-126地先まで	備前県民局及び 岡山地方気象台
足 守 川	左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先から 岡山市北区今保969-1地先まで 右岸 岡山市北区撫川字岡久1315-3地先から 岡山市南区古新田字後庄田293-1地先まで	

○水位観測所

水系名	河川名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
高梁川	高梁川	日羽	7.70m	8.90m	10.30m	11.00m	12.940m
		酒津	7.40	8.70	11.60	12.00	12.293
	小田川	矢掛	3.00	4.00	4.20	4.50	4.950
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬	2.10	2.40	2.70	3.00	
	足守川	甫崎	2.70	3.00	3.30	3.60	

河川水位の概念図



(2) 洪水予報の基準

段 階 別	基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	水位観測所に示すいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	水位観測所に示すいずれかの基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	水位観測所に示すいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき。

3 水位周知河川における水位到達情報

知事は、知事が指定する水位周知河川において、河川水位があらかじめ定める避難判断水位及び氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供しよう努める。また、中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

また、避難情報発令の判断に資するため、知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

（１） 水位情報の通知及び周知を行う河川及び区域

河 川 名	区 域
小 田 川	左岸 井原市芳井町吉井字佐原69から倉敷市真備町妹字市場3110-2地先まで 右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1から倉敷市真備町妹字猿掛3367-1地先まで
倉 敷 川	左岸 倉敷市船倉町字葭原1291-5地先から海まで 右岸 倉敷市中央一丁目468番の9地先から海まで
里 見 川	左岸 浅口郡里庄町大字里見字後ノ下6422-1地先から道口川との合流点まで 右岸 浅口郡里庄町大字里見字郷ノ町6517地先から道口川との合流点まで

○水位観測所

※を付した水位は参考値

水系名	河川名	観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
高梁川	小田川	矢 掛			2.80m	3.20m
倉敷川	倉敷川	彦 崎	2.50m※	2.70m※	2.90	3.00
		粒 江				
	六間川	茶屋町				
里見川	里見川	金 光	2.10※	2.70※	3.10	3.50
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	首 部			4.80	5.10
	砂川	宮瀬橋			3.80	4.10

（２） 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

4 水位周知下水道における水位到達情報

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、市長にその通知に係る事項を通知する。

市長は、当該市長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表する。

(1) 水位情報の通知及び周知を行う排水施設等及び区域

排水施設等	区	域
市内に該当なし		

○水位観測所

排水施設等	観測所名	地先名	内水氾濫危険水位 (雨水出水特別警戒水位)
		市内に該当なし	

(2) 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
内水氾濫危険情報	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき。
内水氾濫危険情報 解除	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

5 水位周知海岸における水位到達情報

知事は、知事が指定した海岸について、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位（法第 13 条の 3 に規定される水位）に達したときは、高潮氾濫発生情報を発表し、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令の判断に資するため、市長にその通知に係る事項を通知する。高潮氾濫発生情報を発表した後に、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り、気象状況等から水位上昇のおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合は、高潮氾濫発生情報の解除を発表し、関係機関等へ通知する。

(1) 水位情報の通知及び周知を行う海岸名及び区域

海岸名	区	域
市内に該当なし		

(2) 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
高潮氾濫発生情報	・ 基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき。 ・ 高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測されるとき。
高潮氾濫危険情報 解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り、気象状況等から水位上昇のおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認したとき。

6 水防警報

国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防を必要と認め、発表する警報である。津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(1) 水防警報を行う河川、海岸及び区域（関係分参考）

河川海岸名	区 域	発 表 者
高梁川幹川	総社市大字宍粟字杖の元564番の1地先の豪溪秦橋下流端から海まで	岡山河川事務所 長
高梁川支流 小田川	倉敷市真備町妹字市場3110番の2地先 } 倉敷市真備町妹字猿掛3367番の1地先 } から高梁川合流点まで	〃
高梁川水系 小田川	左岸 井原市芳井町吉井字佐原69番から 倉敷市真備町妹字市場3110番の2地先まで 右岸 井原市芳井町吉井字竹の内249-1から 倉敷市真備町妹字猿掛3367番の1地先まで	備中県民局長

河川海岸名	区 域	発 表 者
唐琴海岸	倉敷市児島唐琴1422番の4地先から 倉敷市児島唐琴4丁目1400の15地先まで	備中県民局長
児島港海岸 唐琴地区	倉敷市児島田の口5丁目4470の4番地先から 倉敷市児島唐琴4丁目1400の2番地先まで	〃
児島港海岸 田の口地区	倉敷市児島田の口5丁目4500-6番地先 標柱から 倉敷市児島田の口6丁目1番地先 田の口4号護岸南詰まで	〃
児島港海岸 琴浦地区	倉敷市児島下の町9丁目8-3番地 標柱から 倉敷市児島下の町9丁目1-24番地先まで	〃
児島港海岸 琴浦海岸地区	倉敷市児島下の町9丁目8-10番地 金属紙から 倉敷市児島下の町10丁目388番地先まで	〃
児島港海岸 下の町地区	倉敷市児島下の町2丁目1575番地先 標柱から 倉敷市児島下の町2丁目16-3番地まで	〃
児島港海岸 元浜地区	倉敷市児島元浜町土地区画道路砂走り東端から 倉敷市児島駅前3丁目33番地先まで	〃
児島港海岸 児島地区	倉敷市児島元浜町793-2番地先から 倉敷市児島元浜町171-35番地先まで	〃
大島漁港海岸 大島地区	倉敷市大島1丁目1737-1番地 標柱から 倉敷市大島2丁目1618-1番地先まで	〃
呼松漁港海岸 呼松地区	倉敷市児島塩生4582番地 標柱から 倉敷市潮通3-13番地先まで	〃
水島港海岸 勇崎宝亀地区	倉敷市玉島大字柏島1465番地先 標柱から 倉敷市玉島大字沙美4644番地 標柱まで	〃
勇崎漁港海岸 勇崎地区		
小原漁港海岸 小原地区		
水島港海岸 柏島地区	倉敷市玉島柏島字戸山66-26番地先 標柱から 倉敷市玉島柏島7087番地1まで	〃

○ 潮位観測所

海 岸 名	観測所名	位 置	通報潮位	警戒潮位	零点標高
唐琴海岸	児島	倉敷市児島小川	1.20m	1.50m	±0
児島港海岸 唐琴地区					
児島港海岸 田の口地区					
児島港海岸 琴浦地区					
児島港海岸 琴浦海岸地区					
児島港海岸 下の町地区					
児島港海岸 元浜地区					
児島港海岸 児島地区					
大島漁港海岸 大島地区					
呼松漁港海岸 呼松地区	水島	倉敷市水島福崎町	2.00m	2.40m	±0
水島港海岸 勇崎宝亀地区	玉島	倉敷市玉島乙島	1.10m	1.60m	±0
勇崎漁港海岸 勇崎地区					
小原漁港海岸 小原地区					
水島港海岸 柏島地区					
※高梁川 河口部	乙島	倉敷市玉島乙島	1.90m	2.10m	±0

※ 高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する水位観測所

(2) 洪水、高潮時の河川・海岸に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

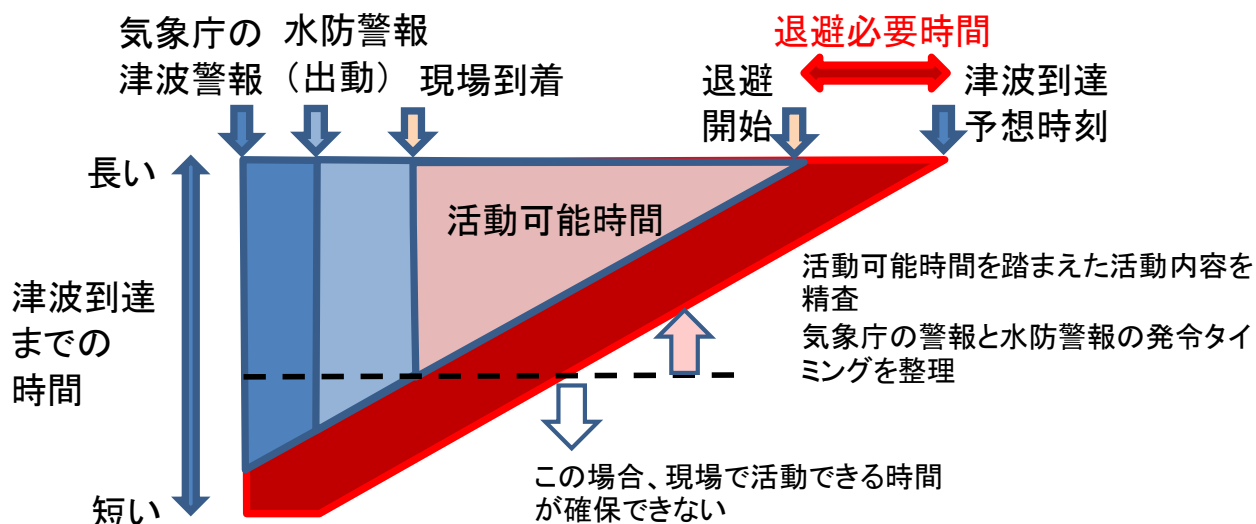
種 類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予、警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）、漏水、法崩れ（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

○ 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
情報 収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	(1) 津波警報等が解除されたとき。 (2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき。

ただし、次のように水防機関の「活動可能時間」が確保できる場合にのみ発表する。

- (1) 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が確保できる場合
- (2) 日本近海における地震発生により津波到来が予想され、地理的状況等から津波到達までに「活動可能時間」が確保できる場合
- (3) 遠地津波のように、津波到来が予想され、地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻までに相当な時間があり、「活動可能時間」が十分確保できる場合



※ 安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

退避必要時間：退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）＋安全時間（安全、確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）

第3節 ダム、水門等の操作

1 ダム、水門等

(1) 河川区間のダム、水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、防災計画資料編〈第2－3 高梁川水系ダム一覧〉及び資料3のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報、注意報等及び洪水予報、水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行う。

(2) 河口部、海岸部の水門、閘門（津波、高潮）

河口部、海岸部の水門、閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

河口部、海岸部の水門、閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に連絡する。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定。

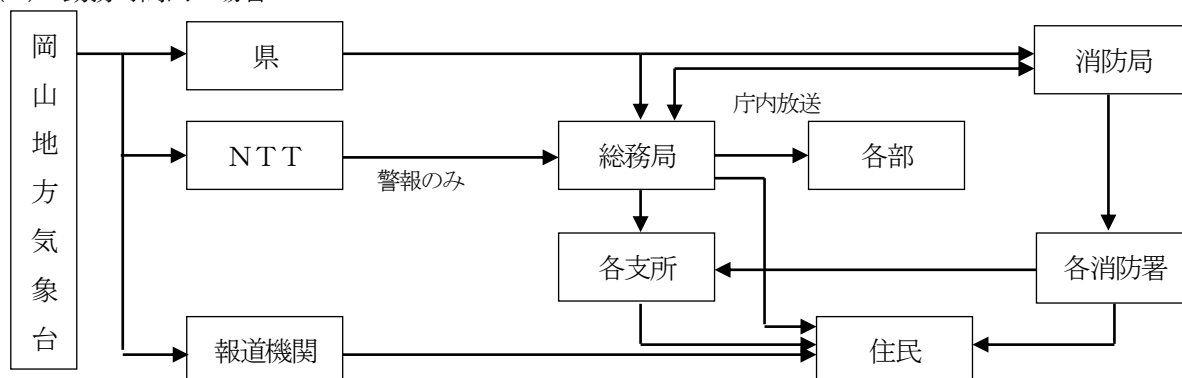
3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

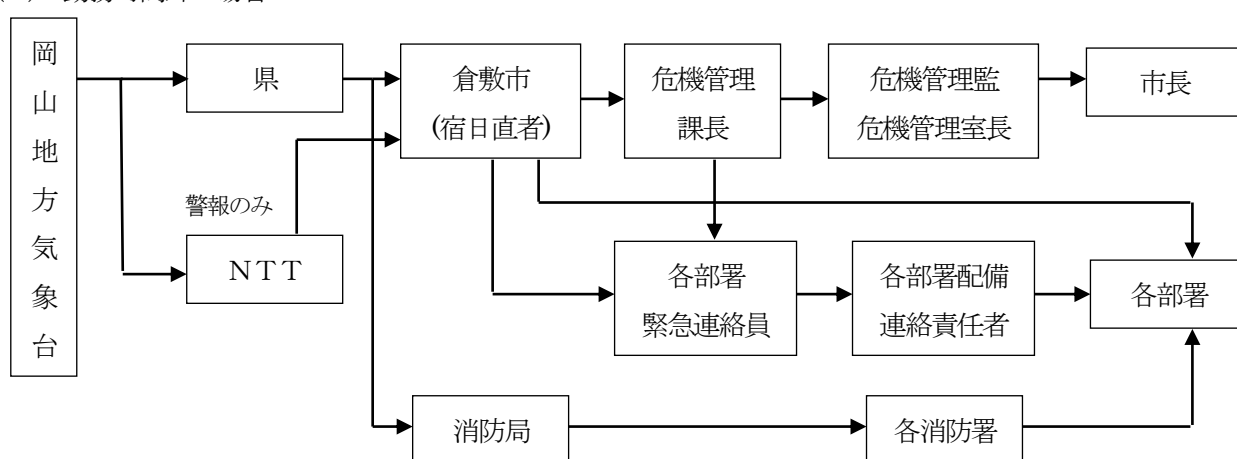
第4節 情報等の通信連絡

1 気象情報等の通信伝達系統

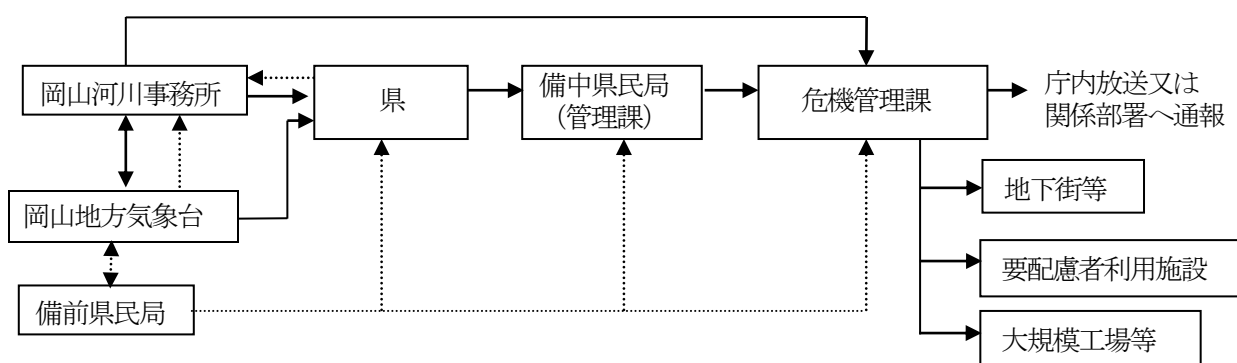
(1) 勤務時間内の場合



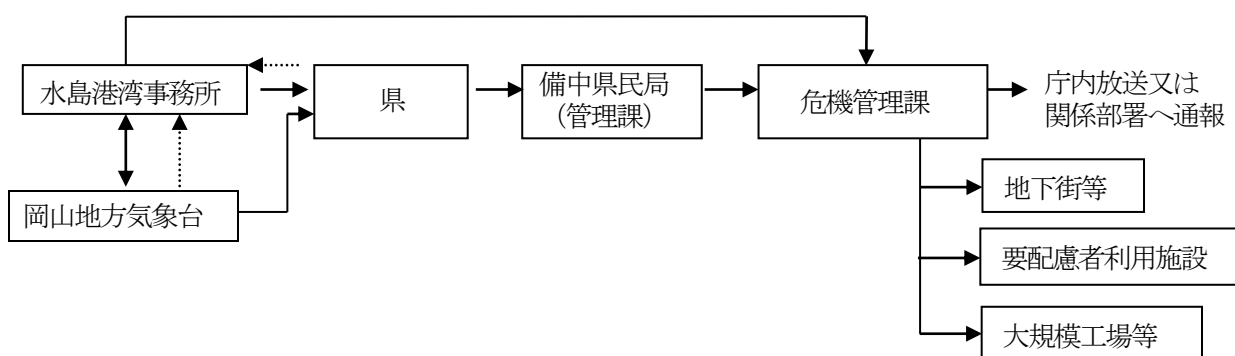
(2) 勤務時間外の場合



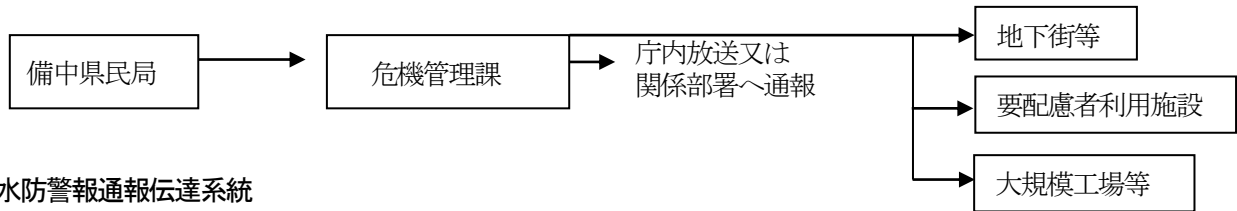
2 洪水、雨水出水予報通報伝達系統



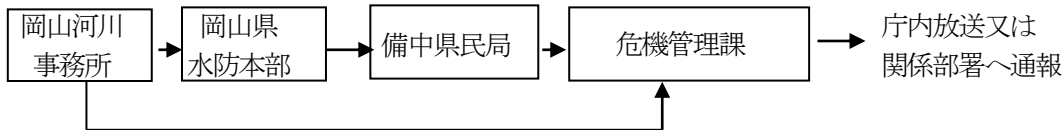
3 津波、高潮にかかわる通報伝達系統



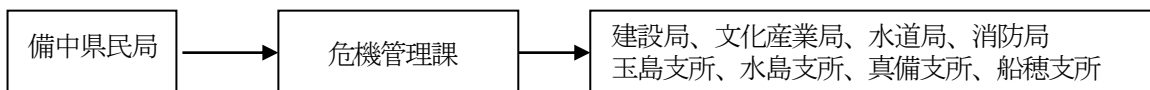
4 水位情報周知伝達系統



5 水防警報通報伝達系統



6 ダム放流通報伝達系統



7 水防業務に際しての通信及び連絡は、一般電話、県防災行政無線、消防無線によるほか、緊急を要するときは、警察通信施設を利用する。

8 災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第5節 出動準備及び出動

1 出動準備

水防本部長は水防警報を受けたときのほか、次の場合は各担当部、班及び消防団に対し出動準備をさせなければならない。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等によって洪水又は高潮の危険が察知されるとき。

2 出動

水防本部長は水防警報を受けたときのほか、次の場合は各担当部、班及び消防団を適宜出動させ警戒配置につかせなければならない。また、警戒配備につかせたときは、備中県民局長に報告しなければならない。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位に達したとき。
- (2) 気象状況によって洪水又は高潮の危険が切迫していると考えられるとき。

第6節 安全確保

- 1 津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全が十分確保されるよう、ライフジャケット等保安用具の着用や、通信機器（消防無線、デジタルMC A無線、携帯電話等）、ラジオ等の携行による最新の気象情報が入手可能な状態で出動する。特に津波の発生時においては、水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等必要な活動を行わなければならない。
- 2 水防本部長は、危険を伴う水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して、出動指示等を行う。

第7節 警戒、監視及び水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11節に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

ア 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、防災計画資料編〈第2－2 重要水防箇所〉に定める重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第8節に定める決壊、漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (ア) 居住側の堤防斜面の漏水又は湧水による亀裂若しくは崩壊
- (イ) 川側の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (ウ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から溢水
- (オ) 水門の両袖又は底部より漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁、その他の構造物との取付部分の異常
- (キ) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告する。

- (ア) 居住側の堤防斜面の漏水又は湧水による亀裂又は崩壊
- (イ) 海側又は川側の堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (ウ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から越水
- (オ) 水門、閘門の両袖又は底部より漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常
- (キ) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

2 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防及び護岸の構造、流速、浸水域並びに近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料8のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

3 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第8節 決壊、漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（河川管理者、関係機関、団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない。）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第2節参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制、方法を関係者と確認しておく。

注 スライドダウンとは、現況堤防が計画堤防で必要とされる堤防幅が確保されていない場合、堤防の安全

性は低いと考えられ、堤防の高さを、計画堤防幅が確保されるまで現況堤防を下へスライドさせることをいう。

2 決壊、漏水等の通報系統

決壊、漏水等の報告を受けたときは、関係県民局長、所轄警察署長及び氾濫により影響が予想される他の水防管理団体に通報しなければならない。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理し、事前に関係水防管理団体に提示する。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第9節 避難のための立退き

1 洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、所轄警察署長にその旨を通知する。

2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を関係県民局長に速やかに報告する。

3 避難先は原則として、防災計画資料編〈第4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所〉のとおりとする。なお、道路の閉鎖等によってこれによることができないときは、避難先を別に定める。

4 要配慮者（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（要配慮者利用施設）を防災計画資料編〈第3-9 要配慮者利用施設〉のとおりとする。

また、浸水想定区域内にある当該施設のうち、市長が利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を指示する必要があると認められる施設は次のとおりとする。

- (1) 障がい者（児）の福祉施設
- (2) 高齢者の福祉施設（養護老人ホーム、ケアハウス）
- (3) 児童の福祉施設（助産施設）
- (4) 保健施設
- (5) 介護保険で利用できる施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、介護療養型医療施設等）
- (6) 教育、保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
- (7) 病院等の医療施設
- (8) 特別支援学校

5 洪水予報、氾濫危険水位到達情報の伝達方法（水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」）を次のとおりとする。

- (1) 報道機関

- (2) 広報車、放送塔
- (3) インターネット、倉敷広報チャンネル、緊急告知FMラジオ
- (4) 電話及びファックス
- (5) 岡山県防災情報メール配信サービス

第10節 応援、援助

- 1 水防本部長は、水防のため必要があるときは、所轄警察署長に対して、警察官の出動を求める。
- 2 水防本部長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。
- 3 水防本部長は、水防のための必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。
- 4 水防本部長は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で作業員及び資材等の援助を行う。
- 5 河川管理者は、水防管理団体が実施する水防活動に協力しなければならない。
- 6 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。
 - (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) 派遣部隊が展開できる場所
 - (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行う。

第11節 協力及び連携

1 河川管理者の協力

河川管理者である中国地方整備局長及び知事は自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 市に対する河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- (5) 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資材を収集し、

及び提供するための職員の派遣

2 下水道管理者の協力

下水道管理者である市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川、海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

4 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して岡山県建設業協会倉敷支部等と協定を締結している。協定書は防災計画協定編〈7(1)～(11)〉に添付のとおりである。

5 市民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、市民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12節 水防施設及び資機材

- 1 水防倉庫の位置及び備蓄資材は、防災計画資料編〈第3-8 備蓄倉庫〉のとおりである。
- 2 水防資機材は、関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じた場合は水防本部長の指示により、非被災地区の水防倉庫から調達する。
- 3 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足を生じる場合は、業者から購入し、又は国若しくは県有水防倉庫の備蓄資材を借り受け調達する。

第13節 輸 送

緊急時における水防資材等の輸送は次により行う。

- 1 市有の貨物自動車及び消防自動車により行う。
- 2 前号のもので不足するときは、借上又は公用負担命令により民有のものを使用して行う。
- 3 非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して緊急輸送道路図を作成して県に提出しておく。

第14節 水防記録及び報告

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防計画資料編〈資料7 水防実施状況報告書〉に示す様式より、水防活動実施後に備中県民局を経由して県水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（中国地方整備局）に報告する。

第15節 水防配備の解除

1 水防管理団体の水防配備の解除

- (1) 注意体制は該当する注意報が解除されたとき、この体制を維持する必要がないと認められたとき解除する。
- (2) 警戒体制は水防警報及び該当する気象警報が解除されたとき、この体制を維持する必要がないと認められるに至ったとき、解除する。
- (3) この解除を行った時は備中県民局長に連絡しなければならない。

2 水防団及び消防団の水防配備の解除

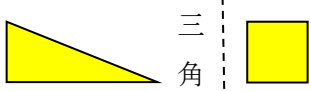
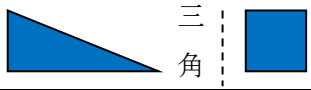
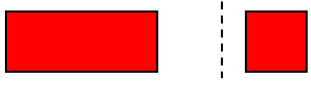
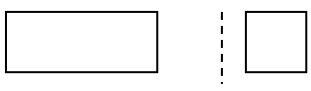
水防団及び消防団の水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第16節 信 号

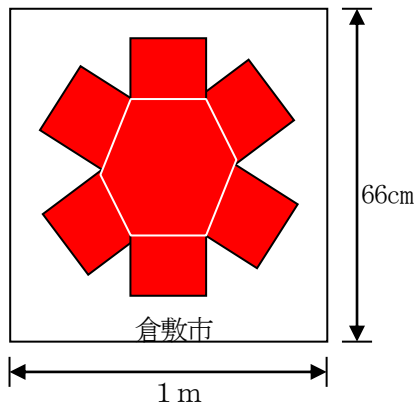
水防法第20条第1項の規定による水防信号は岡山県水防計画で次のとおり定められている。

水防信号

種別	打 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号(吹流し又は旗)	備 考
第一信号 水防警報 (警 戒)	○-○-○-○ 四点打	8秒吹鳴 4秒休止 繰返し	黄布 	吹流しは、長さ4m以上、幅60cm前後、任意 旗、木綿、大幅四角
第二信号の一 応援警報	○-○ ○-○-○ 二点、三点、斑打	2秒吹鳴 2秒休止 繰返し	青布 	
第二信号の二 緊急出動警報	○-○-○-○-○-○ 六点打	5秒吹鳴 2秒休止 繰返し	白、青半布 	
第三信号 立退警報	 乱打	15秒吹鳴 2秒休止 繰返し	赤布 	
第四信号 警報解除	○ ○-○ 一点、二点、斑打	30秒吹鳴	白布 	

第5章 優先通行標識、身分証票及び腕章

- 1 水防法第18条の規定により水防のための優先通行できる自動車の標識は次のとおりとする。



白地布に赤色記号
文字黒色

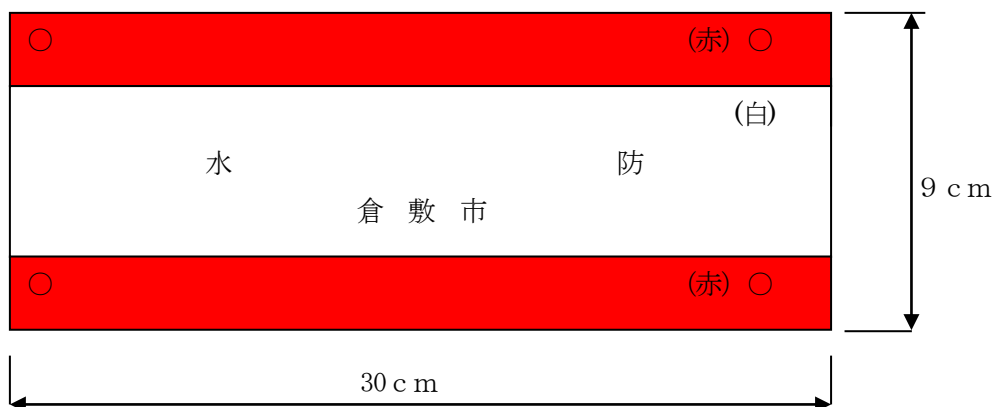
- 2 水防法第49条第2項の規定による土地の立入のための身分証票は次のとおりとする。

表	
第 号	
水防職員の証	
所属名	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
	年 月 日
倉敷市長	印

裏	
心	得
1 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。	
2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。	
3 記名以外のものの使用を禁ずる。	
4 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。	

- 3 腕 章

文字は黒色



第6章 費用負担と公用負担

1 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担する。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請する。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 自動車その他運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

3 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

○ 公用負担権限委任証明書（様式）

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
職氏名		
上記のものに	地区における水防法第28条第1項権限行使を委任したことを証明する。	
年	月	日
水防管理者	倉敷市長	印

4 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

○ 公用負担命令書（様式）

公 用 負 担 命 令 書				
防第	号			
種 類	数			
使 用	収用		処分	
	年	月	日	
	倉敷市長			印
	事務取扱者	氏名	印	
	様			

5 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第7章 重要水防箇所、措置等

1 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の設定基準並びに市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、防災計画資料編〈第2－2 重要水防箇所〉のとおりである。

重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。河川管理者等との合同点検に水防団も参加するなど、水防団との重要水防箇所に係る情報共有を図る。

2 ポンプ場及び水門の位置及び措置

- (1) ポンプ場及び水門の取扱責任者は、水防に関する気象注意報、警報が発せられたときは、水位の変動を監視し、必要に応じてポンプ操作並びに水門の開閉を行わなければならない。
- (2) 管理者（取扱責任者）は、ポンプ及び水門の操作等について支障のないよう、常に整備点検を行わなければならない。
- (3) ポンプ場及び水門の位置は水防計画資料編〈資料3 水門・ポンプ場・排水ポンプ車〉のとおりである。

第8章 水 防 訓 練

- 1 市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

2 水防訓練は概ね次の方式による。

(1) 想定

- ア 気象状況の想定
- イ 降雨、水位等の想定
- ウ 洪水状況の想定
- エ 危険状態の想定
- オ その他

(2) 訓練内容

- ア 上記想定に基づく水防要員の参集、配置
- イ 想定に基づく消防団、各班の水防業務遂行状況
- ウ その他

(3) 実施事項

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 工法
- エ 輸送
- オ (排、取) 水門、陸閘等の開閉操作
- カ 避難

第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水、雨水出水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る浸水想定区域図は、洪水ハザードマップのとおりである。

2 雨水出水浸水想定区域の指定

市長又は県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県知事については関係市町村の長に通知するものとする。

雨水出水浸水想定区域の指定及び関係市町村の明示を今後行っていく。

3 高潮浸水想定区域の指定

県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものと

する。

高潮浸水想定区域の指定及び関係市町村の明示を今後行っていく。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 工場、作業場又は倉庫（ア又はイに掲げるものを除く。）であって、延べ面積が1万平方メートル以上のもの（以下「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、防災計画資料編（第3－9 要配慮者利用施設）のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

5 洪水、雨水出水、高潮ハザードマップ

市では、洪水、雨水出水、高潮浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水、雨水出水、高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布する。

また、洪水、雨水出水、高潮ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、市民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にする。

この洪水、雨水出水、高潮ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

6 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令（平成25年国土交通省令第59号）で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行う。更に、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織

の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

市は、地下街等の避難確保・浸水防止に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ洪水予報等を伝達する。

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ洪水予報等を伝達する。

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ洪水予報等を伝達する。

第2節 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成23年12月27日国土交通省）に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には市民、勤務する者、観光客等その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付する。

2 防災計画の拡充

防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成、周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市長は、防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、勤務する者、観光客等その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、市民等がその提供を受けることができる状態に置く。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載する。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第10章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、市は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第32条の3)

4 水防協力団体の申請、指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、倉敷市水防協力団体指定要領を基に指定する。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、倉敷市における水防協力団体との水防協働活動実施要領による。